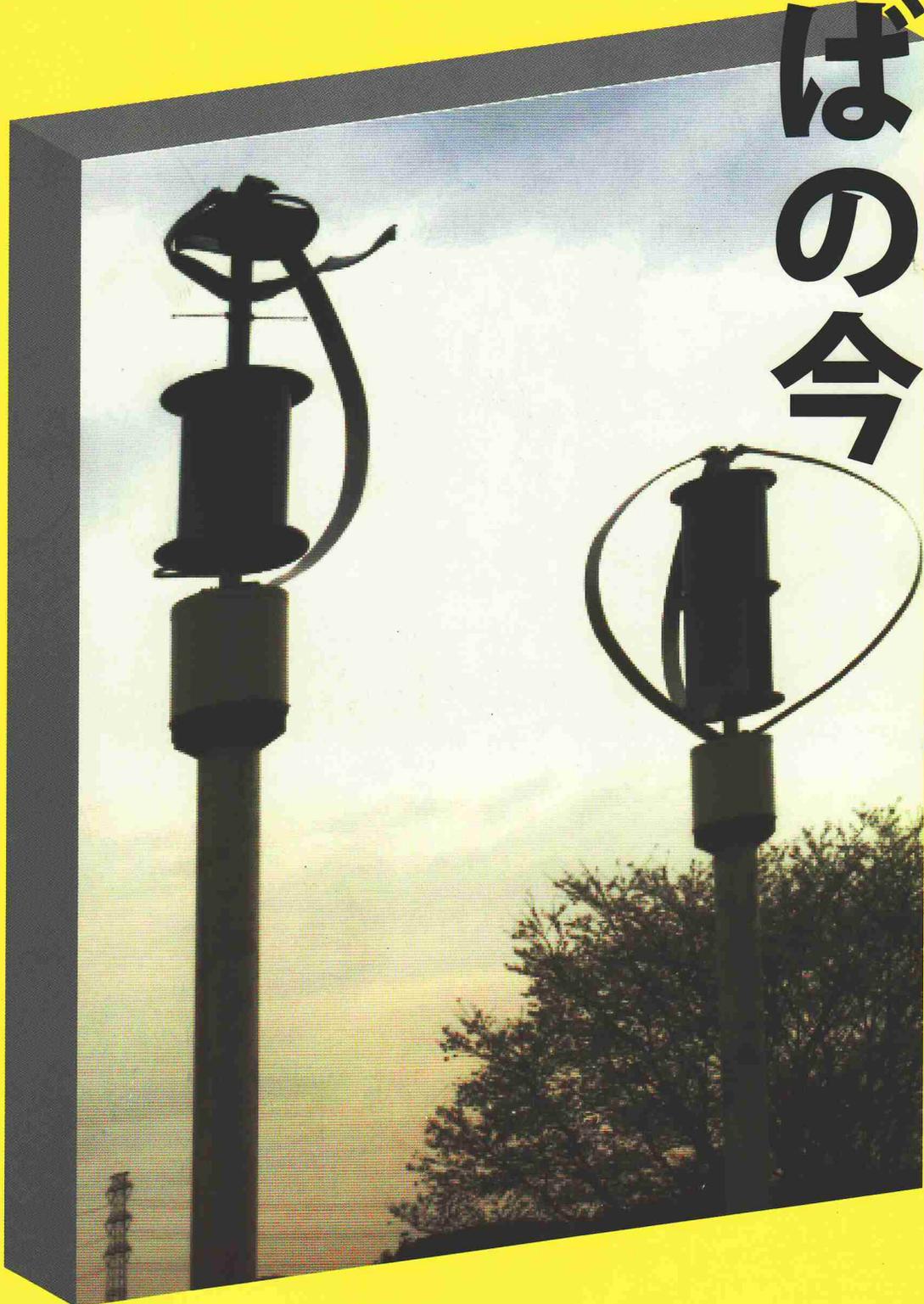


つくば市民白書 2008

市民の目でみた
つくばの今



2008年7月 つくば市民白書実行委員会

< 推薦のことば >

住民の、住民による、住民のための市政と

生活環境チェックに感動！

— 『つくば市民白書 2008』の発行を喜ぶ —

茨城県自治体問題研究所理事長

田 村 武 夫

(茨城大学名誉教授)

近年、行政評価という言葉が目につきます。行財政の効率化、スリム化なくしては、国民に新たな負担増を求められないという文脈で、一見わかりやすく目標を数値で示し、省庁(部局)間で達成度を競い合うという状況が繰り返されています。

「おだを省く」「経費の節約・削減」といった耳障りのよいスローガンを掲げながら、福祉・医療・教育・労働生活などの分野は切り捨てし、緊要ではない高速道路・新幹線・飛行場の建設、軍事費・米軍思いやり予算などの分野では拡大増額して、おだの選択が逆転している政治の現状があります。したがって、行政評価の現実、基本政策の枠組みをそのままにして細部の節約・削減に止まっており、重箱の隅をほじくっているようなものと評されています。

これまでの行政白書も行政担当者によるまとめであり、多分に自己弁護(正当化)の記述が少なくありませんでした。いわゆる自己点検の限界を打開する目的で、上記の行政評価、また、外部有識者による第三者評価が導入されてきていますが、行財政の施策の良し悪しを肌で知る国民・地域住民の声や感覚はなかなか反映されません。

民主主義とは、国民の自己統治を意味し、地方自治によりよく具現するといわれてきました。地方分権がようやく求められ、遅々とはしているが中央政府から地方自治体に権限移譲がなされているのも、この国における国民の民主主義観の深化であると評価できます。この流れを促進し、国政・地方政治の「福利は国民(地域住民)がこれを享受する」(憲法前文)という当然の原理をいっそう結実開花していくためには、この国に伝統的な行政主体(首長・議員・行政公務員)と客体(国民・地域住民)という関係を一掃し、逆転させていくことです。

国民・地域住民が主体者(主人公)になっていくには弛まず自己努力が必要であり、その道筋のひとつが今回の「自己認識」作業であると考えます。現に住み生活

している身の回りの社会的、政治経済的現実をリアルに理解し、弱点や不十分なところを共働して解決していく国民・地域住民の実践活動がなによりの起動力です。

今回、つくば市民の、市民による、市民のための『つくば市民白書 2008』は、つくば市政の現状をえぐり出すと同時に、周りの生活・自然環境の実際問題や、市民の共働の到達点、つくば社会の貴重な物的および精神的な遺産などをも明るみにして、地域社会の告発人であると同時に地域の創造者たらんとする姿勢をも示しており、感動を呼び起こします。

白書の作成にさまざまな分野で活躍されているすぐれた実践家が参画され、したがって多方面にわたって論点や話題を提供しており、読む者に飽きさせない魅力をもっています。多くのつくば市民が『つくば市民白書 2008』を読まれて、広く意見を交わし、いっそう理解を深め、課題を鮮明にしていくならば、つくば市は名実共に「未来に向かって発展するまち」になるものと確信しています。

私たち地方自治の改革と発展をめざしている自治体問題研究所にとっても、『つくば市民白書 2008』は貴重な成果物として受けとめており、研究所会員はじめ県内外の自治体関係者に推薦・講読をひろく促していくつもりです。

2008年6月

刊行にあたって

つくば市は、2007年11月30日、市政20周年を迎えました。2005年には、つくばエクスプレスが開通し、つくば市の人口は20万人を越え、水戸市に次ぐ人口規模となりました。6町村合併で分散していた庁舎が、2010年には新庁舎としてエクスプレス研究学園駅周辺に完成する予定です。

緑が広がっていた沿線周辺は、エクスプレス開通に伴って高層マンションが建ち、大型ショッピングセンターの誘致等による大規模開発によって自然破壊が懸念されています。エクスプレス沿線開発の余波は、学園内の公務員住宅地や近隣住宅街にもおよび、戸建て住宅地に高層マンションが建ち、住環境を守ろうとする近隣住民とトラブルになることもしばしばです。研究所や公務員住宅の緑地帯が削られ、自然豊かなまちの景観が変化し、つくばらしさが失われてきています。

一方、構造改革の名のもとに強者が弱者を傷めつける競争至上主義の政治によって、格差と貧困が広がり、多くの国民が疲弊し心の癒しを求めています。筑波山を中心に田園地帯の広がるつくば市には、自然豊かな里山や歴史的な古い街並みがあり、癒しを求める市民に安らぎを与える潜在的な力があります。

しかしいま、市民にとってつくば市は暮らしやすく、住みやすい安全・安心のまちと言えるでしょうか。自然が失われ、古き良き伝統や、あるべき市民の思いやりと支え合いのところが失われてきているのではないのでしょうか。市の財政事情は大丈夫なのでしょうか。子育てと教育、お年寄りや弱者に対する医療・福祉はこれから先どうなっていくのでしょうか。

開発優先の箱物行政ではなく、暮らしを優先する市政運営に転換してほしいという市民の声が大きく広がってきています。急激に変貌するつくばの現状を愁える市民の声に背中を押されて、8年ぶりに市民の目線からみた「つくば市民白書2008」を、多くの方々の協力の下に刊行することができました。市民のみなさんと共に喜び合いたいと思います。この市民白書が少しでも市民参加の民主的でより良い市政にしていくための道しるべとなれば幸いです。

ぜひ多くの方々に白書を購読していただき、広めていただきたいと思います。

市民にとって暮らしやすいつくば、やすらぎのあるまちにしていくために、市民みずから考え行動する民主的なつくば市を創り上げなければなりません。最初

に刊行された2000年の「つくば市民白書」の冒頭に記してある市民憲章の精神が、つくば市民の間に広がり根付くように、もう一度みんなで憲章を確認したいと思います。

豊かな自然と悠久の歴史にはぐくまれたまち、つくば。
私たちは、異なった価値観や文化を認め合いながら、互
いを尊重し、ともに手を取りあって、未来に向かって発
展するまちをつくります。〈つくば市民憲章より〉

これからも「つくば市民白書」が発行され続けるためには、私たちの目に触れないところで行政と協働し、草の根で頑張っておられる方々の協力が必要です。つくば市の隅々から草の根の善意が大きく広がり、さらに充実した「つくば市民白書」の発行へとつながっていくことを願っております。

2008年7月1日

つくば市民白書実行委員会代表

河村俊次

市民の目でみたつくばの今 つくば市民白書2008 目次

推薦のことば	1	5 毎日がアースデー	108
刊行にあたって	3	6 温暖化防止へ向けた市の取り組み	110
I 行政と財政		VI 産業と観光	
1 市の財政—求められる 計画的な行財政運営	6	1 農業者の立場から、 つくばの農業を考える	112
2 住民訴訟から見た つくば市行政	12	2 ブルーベリー栽培を通して 自立できる農業を目指す	114
3 風車問題とつくば市政	24	3 筑波山山麓風景	116
4 市議会の民主化を急げ	37	4 新規就農の勧め	118
5 行政と市民との協働	40	5 民商運動と行政の関わり合い	120
II 医療と福祉		6 筑波山観光の未来のために	122
1 保育所の現状と今後—安心して 子どもを生み育てられる「まち」に	42	7 自然と遺跡を活用した郷土づくり	124
2 介護保険の現状とその周辺課題	45	8 田井の里地域おこし	130
3 市の成人対象健康診査	48	VII 科学技術	
4 障害児・者福祉の充実を求めて	50	1 持続的発展を目指した 科学技術への期待	132
III 教育と文化		コラム よりよい市政へ 私の一ひと言	
1 市内の県立高校の現状と今後	52	1 自慢じゃ「ある」が・・・の話 —もと豊里行政マンの回顧	22
2 つくば養護学校の現状と課題	54	2 サービス低下が心配な介護保険	59
3 学校給食センターの現状	56	3 民主主義には ほど遠い市議会の運営	63
4 男女共同参画の現状	60	4 先ず健康、医療と介護が 充実した社会を	67
5 乳幼児の子育て支援	64	5 だいじょうぶか市の財政	73
IV まちづくり		6 ひどい後期高齢者医療制度 —市議会は国に物申して!	89
1 水余り大県の茨城 —ムダな開発優先の水行政	68	7 「つくばエコシティ」構想	93
2 どうなる市の上水道	74	8 タナゴたちの棲む学園都市の川に	97
3 市の生活道路—自転車が便利に 安全快適に使えるまちに	78	9 筑波山ガマロ上保存会 —観光がま園が残した財産	113
4 公務員宿舎の変遷と廃止問題	84	# 住んでよかったと いえる「街」に	123
5 まちづくりとマンション問題	86	# 市内の森林の有効活用を	129
6 つくば駅前広場の再整備	90	別表 (安田：二酸化窒素p.98-101)	136
7 つくばの良さを生かす景観行政を	94	つくば市民白書実行委員会	137
V 環境・エネルギー		あとがき—編集チームから	140
1 二酸化窒素測定運動が 明らかにした市の大気汚染	98		
2 桜川のゴミ事情	102		
3 田園と都市を結ぶ市民の里づくり	104		
4 街路樹景観の保全	106		

市の財政 - 求められる計画的な行財政運営

会計の種類，歳入・歳出

会計の種類

市の財政は「会計」という単位に分かれて経理されており，その分類としては，市民生活全般にかかわる経費をまかなうための「一般会計」と特定目的の経費をまかなうための「特別会計」があり，さらに民間と同様に独立採算を前提とした「公営企業会計」があります。

一般会計は，議会，戸籍，福祉，産業，都市計画，道路，教育等の全般的な経費であり，つくば市財政の中心となっています。

特別会計としては，国民健康保険，老人保健，下水道事業，介護保険事業などの種類があり，一般会計と区分して経理することで，それぞれの事業経費が明確に示されるようになっていきます。

また公営企業会計としては，水道事業，病院事業があります。

歳入・歳出

市の財政運営は，原則として4月から3月までの1年間を単位として行われます。この1年間の収入を歳入，支出を歳出と呼んでいます。

2006年度の全会計の歳入歳出決算額を表1に示します。総額の半分以上を一般会計が占め，次いで国民健康保険特別会計，老人保健特別会計，下水道事業特別会計となっています。

歳入歳出の差引残金は，一部が年度を繰り越す事業の財源となり，残りが2007年度の歳入となります。公営企業会計については，水道事業，病院事業とも赤字決算となっており，

経営に改善が求められています。

一般会計の内容

歳入の種類

一般会計の歳入は，市税，譲与税，交付金，地方交付税，国庫支出金，県支出金，使用料手数料，市債などで構成されています。

市税としては，個人市民税，法人市民税，固定資産税，軽自動車税，たばこ税，入湯税などがあります。尚，国民健康保険税は特別会計の歳入となっています。

譲与税は国税の一部が配分されるもので，所得税を原資とする所得譲与税，ガソリン税を原資とする地方道路譲与税，自動車重量税を原資とする自動車重量譲与税があります。尚，所得譲与税は三位一体の改革の中で臨時的に設けられたもので，2007年度には国税と地方税の配分見直し（税源移譲）に伴って廃止されています。

交付金は主に県税の一部が配分されるもので，利子税を原資とする利子割交付金や地方消費税交付金，自動車取得税交付金などがあります。ただし，地方特例交付金は定率減税により市税が減収となった分を国が補填するものです。

ちなみに，上記のうち地方道路譲与税，自動車重量譲与税，自動車取得税交付金が道路特定財源と呼ばれています。

地方交付税は，市町村の財源不足を補填するために，複雑な計算式により算出されて国から交付されるものです。つくば市の財政状況から算出するとゼロになりますが，市町村合併の特例制度などにより交付が続いています。

表1 2006年度会計別決算額

(単位:千円)

会 計		歳 入	歳 出	歳入歳出差引残金
一般会計		62,201,550	59,470,112	2,731,439
特別 会計	国民健康保険特別会計	15,290,772	15,016,438	274,335
	下水道事業特別会計	8,621,745	8,382,398	239,347
	老人保健特別会計	11,696,683	11,601,156	95,527
	作岡財産区特別会計	196	54	142
	公平委員会特別会計	1,095	912	184
	介護保険事業特別会計	7,320,663	6,842,077	478,586
企業 会計	水道事業会計	4,824,162	6,118,916	1,294,754
	病院事業会計	492,015	532,480	40,465
合 計		110,448,882	107,964,542	2,484,340

金額は四捨五入してありますので、合計が一致しない場合があります。

表2 一般会計歳入決算額の推移

(単位:千円)

区 分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
市税	29,879,204	29,733,445	32,832,225	32,694,191	33,822,415	36,193,121
個人市民税	9,115,634	9,614,917	10,336,959	10,150,233	10,623,772	11,709,992
法人市民税	4,513,749	3,419,817	5,182,737	5,000,304	5,568,957	6,591,505
固定資産税	14,933,474	15,326,050	15,846,563	16,076,045	16,174,828	16,373,637
軽自動車税	151,452	158,701	189,528	198,963	206,841	216,860
市たばこ税	1,077,540	1,160,002	1,259,442	1,262,428	1,243,412	1,295,774
特別土地保有税	85,453	49,351	2,400	2,400		
入湯税	1,903	4,608	4,597	3,819	4,605	5,353
地方譲与税	962,540	1,043,548	1,122,131	1,512,524	1,842,673	2,278,722
所得譲与税				321,053	674,536	1,130,831
自動車重量譲与税	604,417	641,348	835,388	877,796	865,819	854,002
地方道路譲与税	358,123	402,200	286,743	313,675	302,318	293,889
利子割交付金	919,990	337,375	254,117	255,605	160,560	107,806
配当割交付金				42,151	77,840	130,333
株式等譲渡所得割交付金				43,264	114,436	88,343
地方消費税交付金	1,544,641	1,453,745	1,801,163	2,006,721	1,865,691	1,972,185
ゴルフ場利用税交付金	144,875	134,894	147,971	136,212	126,327	118,306
自動車取得税交付金	479,619	456,709	530,044	526,895	499,221	497,743
地方特例交付金	1,130,034	1,247,047	1,189,479	1,389,443	1,351,478	1,171,601
地方交付税	2,878,628	1,489,075	2,667,842	1,949,745	1,893,081	1,707,403
普通交付税	2,019,552	419,780	1,785,373	1,216,249	1,257,613	1,202,732
特別交付税	859,076	1,069,295	882,469	733,496	635,468	504,671
交通安全対策特別交付金	43,637	43,893	48,683	46,841	46,599	49,566
分担金及び負担金	1,316,216	1,298,198	1,283,286	1,263,575	1,336,835	1,260,173
使用料及び手数料	691,417	984,235	1,150,313	1,219,729	1,383,804	1,376,654
国庫支出金	2,620,915	3,479,300	4,369,782	3,733,908	3,918,614	3,814,953
県支出金	1,711,800	1,968,476	2,526,904	2,461,181	2,094,848	2,133,714
財産収入	15,176	95,182	107,866	144,847	161,233	181,770
寄付金	43,284	15,871	68,553	44,263	15,118	56,322
繰入金	309,998	2,638,578	748,193	1,691,111	1,781,699	694,625
繰越金	1,707,296	3,425,319	1,913,360	2,380,206	2,999,688	2,924,968
諸収入	1,380,216	1,426,489	1,531,468	1,670,275	1,649,036	1,743,225
市債	1,964,511	4,575,613	6,625,895	10,028,920	4,627,921	3,700,017
合 計	49,743,996	55,846,991	60,919,275	65,241,606	61,769,116	62,201,550

金額は四捨五入してありますので、合計が一致しない場合があります。

国庫支出金，県支出金は，福祉関係の経費に関する国や県の負担金，学校等の施設建設に対する国の補助金，その他各種事業に対する国や県の補助金等で，使用目的が定められているものです。

使用料手数料は，市営住宅やスポーツ施設など各種施設の利用料金や住民票などの証明書発行の手数料などになります。

市債とは市の借入金のことです，一般的には長期間利用できる施設建設費の一部を借り入れる建設地方債を指しますが，現在は財政赤字を補填するための臨時財政対策債という特例債も借り入れています。いずれも借り入れ可能額は制度によって定められているため，赤字国債のように無制限に借り入れることはできません。

歳入の特徴

近年の一般会計歳入の推移を表2に示します(2002年度途中につくば市と茎崎町が合併したために，2001年度は旧つくば市，2002年度は合併日以降が合併団体合算額となる変則的な決算、2003年度以降は合併後のつくば市となっている)。

つくば市の歳入の特徴は，まず市税収入が歳入全体の約6割を占め，比較的安定していることです。特に法人市民税は近年増加の傾向にあります。また，地方交付税は歳入の3～5%程度であり，国などへの依存度が低いと言えます。

市債については，2004年度が非常に大きくなっていますが，これは約39億円の借換え(既に借りてあった市債の一括返済のために新たに市債を借りたもので借入残高は変化しない)のためです。しかし，この金額を差し引いて考えたとしても，市債への依存度は低いとは言えず，将来の返済時の負担が懸念されます。

歳出の種類

一般会計の歳出は，その目的ごとに，議会費，総務費，民生費，衛生費，労働費，農林水産業費，商工費，土木費，消防費，教育費，諸支出金，公債費などに分類されおり，それぞれの事業経費のほかに市職員の人件費などを含んでいます。

総務費には管理経費のほか，税，戸籍，選挙などが含まれています。

民生費は市民生活関係の経費と福祉関係の経費，衛生費は市民の健康増進，環境衛生，ゴミ処理などの経費になります。

土木費は道路関係や市営住宅，公園，都市計画事業関係の経費です。

諸支出金は主に基金(市の貯金)への積立金，公債費は市債の返済(元金・利子)となっています。

歳出の特徴

近年の一般会計歳出の推移を表3に示します(2001，2002年度の取り扱いは歳入と同じ)。

大きな特徴としては，2001年度から2年間で公債費が急激に増加していることがあげられます。これは，合併により筑南地方広域行政事務組合が解消され，ゴミ焼却施設の市債(借入総額154億円)の償還費がつくば市の会計に組み入れられたことが主な原因です。

また，合併後の2003年度からの変動を見ると，民生費が大きく増加しており，特に児童福祉費と生活保護費の増加が目立ちます。

他団体との比較

2003年度決算額を人口1人あたりに換算した他団体との比較を表4に示します。

まず歳入面で市税収入が大きく，地方交付税が小さいことが特徴としてあげられます。

表3 一般会計歳出決算額の推移

(単位:千円)

会 計	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
議会費	440,015	503,483	548,296	502,782	411,919	409,554
総務費	7,032,800	7,412,545	5,984,020	6,470,536	6,505,683	6,149,716
民生費	11,073,608	12,267,381	14,495,081	15,122,360	16,182,195	15,947,458
老人福祉費	993,881	1,269,821	1,292,202	1,320,769	1,258,951	1,300,939
老人医療給付費	671,954	749,894	1,000,593	880,381	1,086,450	1,031,923
障害者福祉費	601,771	679,591	852,789	943,361	987,908	937,231
児童福祉費	4,304,349	4,651,830	5,247,414	5,620,739	5,929,358	6,504,999
生活保護費	760,204	999,435	1,258,541	1,349,706	1,551,293	1,602,575
衛生費	3,238,545	3,927,955	4,186,873	4,321,798	4,484,730	4,167,682
労働費	28,122	25,919	24,553	24,093	27,724	27,881
農林水産業費	3,275,007	3,047,538	2,828,779	2,692,844	2,586,796	2,514,473
商工費	608,241	609,839	679,691	693,344	701,908	720,114
土木費	6,742,038	7,538,587	8,988,515	8,722,139	8,702,989	8,276,355
消防費	2,472,101	2,818,933	2,706,133	2,979,009	3,330,325	3,129,119
教育費	7,675,268	8,957,395	8,652,182	8,927,957	8,170,296	7,638,351
公債費	4,889,418	6,346,250	7,418,881	11,139,606	7,138,027	7,254,907
元金	3,548,038	4,787,485	5,703,175	9,554,296	5,736,408	5,961,971
利子	1,341,350	1,558,712	1,715,664	1,585,275	1,401,585	1,292,907
諸支出金	103,452	477,807	2,026,066	745,949	601,557	3,234,502
合 計	47,578,615	53,933,631	58,539,070	62,342,415	58,844,148	59,470,112

金額は四捨五入してありますので、合計が一致しない場合があります。内訳は主なものです。

表4 2005年度一般会計決算の類似団体平均、県内他市との比較

(単位:人口1人あたり円)

区 分	つくば市	類団平均	水戸市	日立市	ひたちなか市	土浦市
歳入	321,538	377,396	334,093	305,855	273,572	316,615
市税	176,388	128,891	145,053	138,408	135,278	154,080
地方交付税	9,873	67,357	24,550	38,733	16,587	15,585
歳出	306,283	365,259	325,831	295,734	263,940	308,159
議会費	2,149	2,756	2,090	2,744	2,132	3,268
総務費	42,162	49,897	30,407	62,119	29,666	35,469
民生費	80,504	93,815	87,683	72,582	66,450	74,712
老人福祉費	15,079	19,684	17,580	17,328	13,687	16,259
児童福祉費	31,880	31,387	31,959	23,305	24,077	25,509
生活保護費	8,093	18,497	16,772	13,567	7,470	9,466
衛生費	22,743	30,670	21,932	17,688	26,009	20,320
農林水産業費	14,184	12,543	7,406	1,708	4,894	6,242
商工費	3,711	14,149	4,602	8,511	4,418	8,342
土木費	43,746	52,985	80,923	45,188	51,153	69,593
消防費	17,431	14,256	12,092	16,360	9,426	13,700
教育費	42,283	37,948	32,349	31,086	34,366	32,487
公債費	37,226	46,233	46,046	37,112	33,899	44,027

総務省の地方財政状況調査の数値を用いているため、区分の違いで表3の決算額とは一致しません。

また歳出面では、生活保護費が小さく、消防費、教育費が大きくなっています。消防費については、市域面積が非常に大きく、そのほとんどが可住地であるため、それをカバーするための消防署や消防職員を配置していること、教育費については、小中学校、幼稚園、公民館などの施設が非常に多く、維持管理経費がかかることが原因となっています。

生活保護費が小さいのは保護世帯が少ないことが理由ですが、急激に増加しているため、今後他団体並みに財政の圧迫要因になる危険性があります。

財政指標について

財政力指数

財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、年間の実際の収入額を必要と考えられる支出額（理論値）で除したものです。支出額が交付税算定に用いられる理論値のため、必ずしも実態を反映しているとは言えません。

経常収支比率

市税等の経常的な収入が、どの程度経常的な支出に充てられているかを示す指標で、低いほど弾力的な財政状況と言えますが、福祉・教育等の経常的な支出の増加により、近年は全国的に高まる傾向にあります。

公債費比率

標準的な状態で通常収入とされるであろう経常的な収入を示す標準財政規模に対して、公債費（借入金の返済額）がどの程度を占めるのかを表す指数です。

財政状況の実態は？

つくば市は財政指標等で見ると比較的健全な財政状況であると言えますが、実態としては非常に厳しい財政状況にあります。

まず、町村の合併によって生まれた市であるため、旧町村単位に残された数多くの公共

施設の維持管理経費や、その公共施設を管理するための職員の配置に伴う人件費が財政を圧迫している要因のひとつとなっています。

市域面積が大きく、そのほとんどが平地であることを反映して、市道の延長・面積も他団体と比較して非常に大きく、舗装等の維持管理が間に合わないような状況も発生しています。

また、研究学園都市開発時に一体的に整備されたため、一般的な団体と比べて市営の保育所、幼稚園が非常に多いことも財政圧迫要因のひとつにあげられます。特に保育所に関しては、三位一体の改革で市営分に関する国庫負担が打ち切られているため、市の負担が大きくなっています。

ただし、これらの財政圧迫要因は、そのまま市民サービスに直結しているものですので、必ずしも削減が必要な経費と言うことはできません。

表5を見ると、この15年ほどで経常収支比率や公債費比率が悪化し、積立金を大幅に減らして市債残高を増やしていることがわかります。特に積立金については新庁舎建設のための50億円もの基金が、廃止となり、別の目的に使われています（2000年度から再度新庁舎建設基金を積み立て始めた）。

財政指標の悪化は、バブル崩壊以来全国的な傾向ではありますが（表6）、つくば市の財政状況の悪化は、それだけでなく、前述の基金の例からもわかるように、行財政全般にわたる無計画な運営が原因のひとつになっていると考えられます。

これからのつくば市では、新庁舎の建設や老朽化しつつある義務教育施設の耐震化改修、つくばエクスプレス沿線開発等の大規模な事業が計画されています。特につくばエクスプレス関連では、既に120億円を超す出資をしているうえに、計画人口8万人と言われる沿

線開発に関する市の負担は 1,000 億円を超すとも言われています。

このような巨大な事業を進めるにあたっては、10 年先、20 年先を見通した計画的な行財政運営と必要に応じて柔軟に事業計画を見直していく姿勢が必要不可欠になります。

また、市民への十分な情報の公開と市民が

事業計画へ参画する場が与えられなければなりません。

つくば市が今後も発展を続けながら、健全な財政状況を維持していくためには、このように計画性と柔軟性を持ち、市民と対話しながら進める市政運営が求められています。

(つくば市職員労働組合)

表5 財政指標及び各年度末の市債・積立金残高の推移(＊)

(単位：百万円)

年度	財政力指数	経常収支比率	公債費比率	市債残高				積立金残高
				一般会計	下水道	上水道	病院	
1992	1.00	69.7%	7.3%	36,280	19,088	16,918	274	10,041
1993	0.99	73.2%	7.7%	43,196	22,798	19,909	489	11,140
1994	0.99	79.6%	8.7%	47,600	27,191	19,909	500	9,903
1995	0.98	72.2%	8.8%	57,955	31,372	26,120	463	9,284
1996	1.01	76.8%	9.3%	63,621	35,261	27,978	382	8,568
1997	1.01	78.9%	10.2%	69,449	39,429	29,720	300	6,453
1998	0.99	78.1%	9.6%	72,152	42,000	29,934	218	6,982
1999	0.95	79.8%	10.3%	76,805	44,689	31,920	196	6,787
2000	0.92	82.1%	10.6%	76,366	42,948	33,236	182	4,932
2001	0.91	82.2%	11.0%	75,710	41,365	34,172	173	4,841
2002	0.91	88.7%	15.6%	119,538	61,194	44,385	13,795	3,730
2003	0.94	81.8%	15.7%	126,905	62,117	46,222	18,411	5,735
2004	1.00	86.7%	14.2%	130,474	62,591	47,264	20,474	5,142
2005	1.04	85.6%	14.3%	130,449	61,483	47,705	21,127	3,930
2006	1.10	85.3%	13.2%	128,181	59,221	48,015	20,823	7,100

＊ 2002年度の合併により、荳崎町、筑南地方広域行政事務組合、筑南水道企業団の債務を引き継いだため、市債残高が急増しています。

市債残高は、元金の未返済額のみを表していますが、借入時の契約による利子の支払予定額や債務負担行為(後年度における費用負担を約束したもの)による支払い予定額を加えると、2006年度末の債務残高の合計は2,000億円近くになります。

表6 2005年度の財政指標等の類似団体平均、県内他市との比較

(単位：人、平方Km, 百万円)

団体名	2005年国調人口	面積	標準財政規模	財政力指数	経常収支比率	公債費比率	一般会計市債残高	積立金残高
つくば市	200,528	284.07	40,313	1.04	85.6%	14.3%	61,483	3,930
類似団体平均	207,850	524.71	42,335	0.68	89.5%	-	-	-
水戸市	262,603	217.45	48,781	0.84	88.8%	18.9%	107,029	1,252
日立市	199,218	225.55	35,530	0.77	83.6%	15.3%	59,913	20,096
ひたちなか市	153,639	99.03	24,935	0.90	92.2%	15.6%	47,919	6,509
土浦市	144,060	113.82	26,117	0.90	85.3%	16.5%	48,725	11,093

住民訴訟から見たつくば市行政

なぜ、住民(行政)訴訟か

本稿は 10 年を超えてつくば市と争ってきた数々の行政訴訟についての私的な記録です。私は工学系の研究所で 40 年以上も研究業務に従事してきたという人種ですから、訴訟などというものは、およそ無縁の存在でありました。それがどうしたことでしょうか、行政訴訟というものに踏みこんでしまい足を抜けずにもがいているのです。

2000 年 4 月に施行された地方分権一括法によって、政府の権限が大幅に地方自治体に移譲されました。地方分権によって地方主権が強化されるのはまことに喜ばしいことですが、裏を返せば地方自治体の首長、そして地方議会次第で、良い事も悪い事も何でもできるということを肝に銘じなければなりません。首長も議員も選挙で選ばれるのですから、市町村住民の幸せも不幸も、結局はその地域の住民の責任に帰することになるのです。それにしても、つくば市の行政の現状は嘆かわしいと言うほかはありません。

市議会が市行政のチェック機能を放棄しているのであれば、住民が司法に訴えてでも市の不正を阻止しなければなりません。それが行政訴訟・住民訴訟(注 1) の本旨です。

つくば市政を語るときに、六か町村の寄り合い世帯の弊害を引きずっているとか、新住民は行政に無関心で因習的な村部落のボスが議員の大勢を占めて市政を牛耳っているなどということが言われますが、それを言う前にどうしても御当地の政治風土に触れずにはられません。

つくば市は研究学園国際都市として知られていますが、一皮むけば、その非近代的な政治土壌はわが国の中でもトップレベルにあると言え

ます。その具体的内容は、この白書でも各項で明らかにされるでしょうが、まずは歴史的土壌に触れておかなければなりません。つくば市政は表 1 に示されているように、あきれかえるばかりの前近代的基盤の上に立っているのです。

最初の行政訴訟

私たちの手がけた最初の訴訟は 1998 年にまでさかのぼります。ちょうどその頃、つくば市の行政腐敗を正そうとして「まともな市政をつくる会(竹島茂代表)」という市民グループが活発に活動していました。私たちはその中の「情報公開分科会」に属して、市政を正すためには、速やかに情報公開制度を導入して行政の透明性を高めることがまず必要であると主張し、関連して市政にアプローチする様々な制度を勉強していました。

1997 年の 12 月議会において 1996 年度の歳入欠陥として住民税 1 億 2658 万円の不納欠損(注 2) が報告されました。欠損額は前年度の倍増でありました。

当時、巷(ちまた)では、資産家が高額な滞納をしているのに市長は情実でこれを時効処理にしようなどという風評が流されていました。

「情報公開分科会」のメンバーは、こんな風評が事実かどうかを明らかにするためにも、不納欠損処理に対処することは格好な実践課題であると考えて住民監査請求(注 3) をすることにしました。その要旨は「時効に至る 5 年間は、徴税期間としては十分すぎるほど長い。徴税を怠って不納欠損とした損害額をつくば市に弁償することを市長らに求める。損害賠償を免れたらば時効完成がやむを得なかった事情を客観的な根拠に基づいて説明することを求める」

表1 つくば市行政の不祥事件 (茨城県戦後汚職年表～1998 那珂書房編ほか)

事件日時	事件種類	当事者	事件内容
1978. 12. 6	県会議員買収 当時は連座制なく法律的には免責	桜村長の長男	筑波大学生を多数買収し不在者投票させた。学生 137 人が書類送検され、斡旋学生の父親は自殺した。買収工作した土木業者は桜村から大量受注
1979. 4. 4	傷害書類送検	豊里町町会議長	塚本育造県議宅で同僚町議に暴行
1983. 10. 20	傷害書類送検	大穂町町会議員	研修名目アジア旅行反対町議に暴行
1985. 10. 20	収賄逮捕 最高裁実刑(1993)	谷田部町長と長男	中学校工事で株木建設等 3 社から収賄 同年の全国最多収賄額 3,500 万円 町議会は辞職勧告決議案を否決 町長義弟の町議宅が銃撃される 町長代理(助役)宅に灯油まかれる 町長派町議に暴行(学研労協議長への暴行逮捕歴もある) 町長後継者町議宅の飼い犬が斬首される
1985. 12. 18		谷田部農業委員	
1986. 1. 16			
1986. 3. 22			
1986. 4. 9			
1988. 6. 14	偽計(公費観光)	議会建設委員会	国内視察研修と偽って韓国旅行
1990. 6. 11	偽計	市助役(翌年市長)	大阪国際博覧会に病弱と偽り車椅子で優先入場
1991. 12. 24	市長選挙買収	つくば市長義弟	
1992. 5. 1	農地法違反	つくば市長 (助役当時)	届出なしの土地売却 広域暴力団系企業への高値売却
1994. 2. 15	収賄	市議(事務組合議長)	組合発注大型ゴミ焼却場建設工事(住友重機)
1994. 5. 20	不法投棄書類送検	元県会議員の経営する会社	汚物の大量不法投棄、搬入停止命令 政治団体幹部による不法投棄関連資料窃盗で逮捕
1994. 11. 1	収賄 起訴猶予	市教育委員会 施設課長 市長長男(現市議)	学校教育用コンピュータ納入便宜供与
1996. 4. 11	市長選挙買収 地裁実刑・高裁執行 猶予	つくば市長	市議・区長等 20 人逮捕 助役指示で家宅捜索前に入札関係資料焼却
事件日時	事件種類	当事者	事件内容
1996. 5. 4	偽計(公費観光)	筑南水道事業団 議員団	5 泊の欧州研修旅行は 2 時間半の水道施設 見学以外は観光旅行
1996. 12. 4	職権濫用書類送検	市民窓口課係長	幹部職員の要請でその娘の離婚届不受理
2000. 11.	詐欺・横領 懲役 7 年	筑南水道事業団 事務局長心得	中央信金から 100 億円の違法借入。一部を私的費消。つくば市に 2 億円の損害を与えた
2006. 9	環境省補助金返還命令	つくば市	

I 行政と財政

というものでありました。

私たちは、つくば市が慣行としてきた徴税事務に問題があったことを監査委員が認めて、今後改善せよという監査結果が出されるならば、それだけで十分に満足でした。ところが請求は棄却されました。その理由は、「市は滞納者に督促状を送付している」とし、千数百件にもよる不納欠損案件のうちわずか3件についてコメントしただけで、「請求には理由がないので棄却する」という、何の反省もなく説得力のないものでした。

これは市民をばかにする態度であり不問に付すことはできないと勉強会では議論が沸騰、たまたま別件で「不服なら提訴したらいかが」と市議会での市長答弁があり、それはたしかに民主主義の正道、有り難くちょうだいしようということになりました。8名の原告間には少なからぬ温度差がありました。「時効に助けを求めるのは滞納者。徴税者が職務怠慢の免罪符にするのはもってのほか」とは激怒派、「当事者責任のない現市長を責めるのは不本意、うるさい市民が騒いでいるという事実を示すことに意義がある」とはクール派、「悪い事をするのではないから私も仲間に入ります」とは純情派でした。

原告団としては、訴訟の勝ち負けは問題ではなく、むしろ今後の市政に対して、徴税の不正に対する抑止力の発動、徴税行為に関する説明責任の追及、市職員に対する責任感と執務能力の向上などの効果をねらうこととしました(表2の(1))。

また、ふつうの市民がふつうの生活の中で可能な市民運動にすることが望ましいとして、費用のかさむ弁護士を立てずに本人訴訟としました。

不納欠損訴訟の経過

弁論(審理)が始まるとすぐに、被告(市長な

ど)は裁判所に対し、つくば市が被告への補助参加(注4)をしたいと申請してきました。これが認められると弁護士費用はつくば市が負担することになります。つくば市の被った損害の賠償を求めて住民が代位訴訟(注5)をしているのに、その弁護士費用をつくば市が負担して被告を弁護するというのは道理に合わないことなので、原告団はこれに反対しました。水戸地裁ではいったん補助参加が却下されたのですが、被告は東京高裁に抗告し、「補助参加により、つくば市の管理する膨大な資料を法廷に証拠として提供できる」と主張して、結局は補助参加が認められました。この補助参加問題での争いで本訴訟は1年近くもストップしてしまいました。以降、被告代理人弁護士は法廷では表に立たず、原告団は実質的には参加人つくば市だけを相手に争うことになりました。

弁論が再開されると、原告団は衝撃的な事実を知らされます。つくば市は、「不納欠損処理額の42%に相当する約5,300万円は実は時効が完成していなかった。そこで、復活処分(不納欠損処理の取消し)を行った。」というのです。

これは何ということでしょう。監査委員は何を監査していたのでしょうか。訴訟が提起されなければこの不法行為は表沙汰にはならなかったのです。さらに驚くことは、不納欠損処理というのは単なる会計処理であって、時効期限前に欠損処理をしても、それは違法という性格のものではなく、現実に復活処分を行ったのだから何事でもないといつくば市は主張したのです。

被告責任の根幹は、徴税に関する違法または怠る行為です。ところが、つくば市は、「違法行為等について具体的立証がない」と言い出したのです。つまり「原告は、請求原因として、全体件数、全体金額のみを主張しているだけで個別案件についての立証がない」というのです。そこで原告団は、つくば市が補助参加の必要性として「膨大な証拠を提供できる」と主張した

I 行政と財政

表2 住民訴訟一覧とその内容・経過・効果

訴訟課題	内容・経過・効果
<p>(1) 住民税不納欠損による損害賠償請求</p> <p>原告： まともな市政を作る会 情報公開分科会 8名 住民監査請求 1998.2 監査請求 1998.5 訴訟提起 2007.8 水戸地裁請求棄却判決</p>	<p>概要：平成8年度決算において時効による住民税徴収放棄額が、従来年度から倍増して1億2,658万円に達した。市長等に徴税怠慢を理由に損害賠償を求める。</p> <p>審理途上で不納欠損額の42%が時効期限未満の不法処理だったことが発覚し、つくば市は不納欠損を取り消し徴税を復活した。</p> <p>つくば市は被告を弁護するために参加人となった。このあと参加人弁護士だけが登場することになり、被告の弁護費用は実質的にはつくば市が支出することになった。</p> <p>判決：時効期限前欠損は復活により修復され損害にはならないとの見解であり、徴税作業に関して違法又は怠る事実はないとの結論ではあった。</p> <p>効果：つくば市の関係職員は、法廷への説明のために不毛とも言うべき膨大な資料作成に追われたり、証人尋問を受けるための過重な負担を受けるなどのことがあり、つくば市職員に法令順守と職務に対する緊張感をはぐくんだことは想像に難くない。</p> <p>原告は当初から勝訴する期待はせず、以下の目的は達成された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 徴税の不公平・不公正に対する抑止力の発動 ② 市政とくに徴税行為における説明責任の追及と情報公開の推進 ③ つくば市職員の職務に対する責任感と執務効率の向上、職員に緊張感を持たせること
<p>(2) 住民税各個の欠損額・課税額等一覧の情報非公開の取消請求</p> <p>原告： まともな市政を作る会 情報公開分科会 2名 2003.1 情報公開請求 2003.7 訴訟提起 2005.4 地裁判決 2005.10 高裁判決</p>	<p>概要：住民税不納欠損の審理に派生した訴訟。不納欠損処理に係る個別案件ごとの欠損額・課税額一覧の情報公開請求に対し、つくば市が秘匿義務を盾にした非公開処分の取消請求。</p> <p>判決：原審、控訴審とも原告請求が認められた。</p> <p>氏名・住所その他納税義務者、取引関係者等の個人情報を秘匿すれば、当事者等の利益侵害ならず地方税法の地方税の調査に関する情報の秘匿義務違反にならない。</p> <p>地方公務員法の守秘義務に関しても個人情報を秘匿すれば課税金額等の公開は公的利益の侵害にならないので同法違反にはならない。</p> <p>効果：わが国初の司法判断であり、波及効果は小さくない。</p>
<p>(3) 徴税作業の記録情報非公開の取消請求</p> <p>原告： まともな市政を作る会 情報公開分科会 2名 2005.5 情報公開請求 2006.7 訴訟提起 2007.6 地裁判決 2008.3 高裁判決</p>	<p>概要：同じく派生訴訟。法廷の審理途上で徴税作業の記録を保存しているとの職員証言に基づいて記録公開を求めたが、つくば市が非公開とした。これに対し異議申し立てを行ったが、審査会は記録の年月日を除いて非公開としたので、全面公開を求めて処分の取消を請求したもの。</p> <p>地裁判決：請求棄却</p> <p>徴税記録は相手方の個人情報を秘匿すれば、公開によって相手方情報が一般に知られることはないが、滞納者に徴税のノウハウを知らしめて徴税を逃れる手段をはかる可能性があり、また守秘を前提にしての調査という約束が破られると納税者と職員間の信頼関係が失われ徴税の妨害になる可能性がある。</p> <p>高裁判決：控訴棄却</p> <p>地裁判決は手続上瑕疵により無効とする。</p> <p>徴税作業の詳細記録は個人記録と一体で分離しにくい。</p> <p>つくば市の裁量で個人情報を分離除去して公開することは妨げないが、非公開処分としても違法ではない。</p>
<p>(4) 日本遺族会への補助金取消請求</p> <p>原告：筆者 2003.7 住民監査請求 2003.10 訴訟提起 2005.8 地裁判決</p>	<p>概要：補助金の返還請求。</p> <p>つくば支部の総会を、福島県の温泉まで出かけて一泊旅行で開催している。</p> <p>会費を徴収しているが、それを補助金で全額還元している。</p> <p>判決：「違法とまではいえない」として請求棄却。</p> <p>効果：住民監査段階で約70万円を返還させた。</p> <p>20年を超えて保証されていた年額500万円の補助金額が、その後100万円程度に減額さ</p>

2006.3 高裁判決	れている。
-------------	-------

事実を逆にとり、裁判所に「文書提出命令の申立て」により、つくば市に不納欠損案件に関する個別資料を提供するように求めました。資料の性格上、それは行政庁しか持ち得ないものだからだと主張したのです。これに対しても、つくば市は、「地方税に関する守秘義務、公務員の守秘義務」をたてにとって抵抗しましたが、裁判所は原告団の主張を一部取り入れて徴税記録台帳の提出を要請し、つくば市は 1,000 頁を超える資料を作成して提出させられることになりました。この間、つくば市の資料作成の時間稼ぎを含めて3年近くを空費しています。

つくば市は徴税記録台帳を提出したものの税額等はすべて黒く塗りつぶされていました。原告団は数字の明示を求めましたが、つくば市は拒否しました。裁判所も記録の提出はつくば市に対する裁判所の協力要請であって、法律上の文書提出要件(注6)を欠くので命令はできないとしていました。

情報公開請求却下取り消し訴訟の派生

そこで原告団は、訴訟における文書提出要件の不要な情報公開請求によって、この文書の提出を求めることにしました。そして上記の文書において税額等の数字が隠されていない記録文書の公開を求めました。予期したとおり請求は却下されたので、却下取消しの訴訟を起こすことになりました。これは水戸地裁でも東京高裁でも勝訴したのです(表2の(2))。

その後、つくば市は納税課長を証言台に立たせて、「つくば市の徴税行為は誤った不納欠損処理の復活処分を含めて違法性も怠る事実もない」と主張しました。反対尋問において、証人は門外不出の徴税作業報告記録が存在すると答えたので、その記録の情報公開を請求し、その却下を受けて、もう一つの情報公開却下取消し訴訟を起こすことになりました。まず地裁では棄却されましたが、控訴審でがんばったために、ずさんな地裁判決は無効となりました。しかし

高裁ではまた異なった理屈を持ち出してきて結果としては敗訴に終わりました(表2の(3))。

補助金返還請求訴訟

つくば市では 1999 年度から情報公開制度が導入されたのですが、そのおかげで今まで不透明であった市民団体への補助金のずさんな使途が発覚し、批判を浴びるものが出てきました。そこで 2002 年度から市民団体への補助金の公募制が導入され、第三者機関として補助金制度懇話会が審査することになりました。座長の辻中筑波大教授を始め外部委員5名で構成された懇話会は、数多くの制度改善を提言したばかりでなく、個別案件の審査も精力的に行い、おそらく自治体懇話会としては全国的にもトップクラスの働きをしました。ところが、いわゆる抵抗勢力にこびる行政側が、懇話会が不可とした補助金を復活させる事例が数多く見られました。

筆者は、これら公募型補助金のうち問題ありと思われた分について使用実績を詳細に調査し、目に余る3団体(つくば市遺族会連合会、つくば沿線地区まちづくり協議会、圏央道等対策協議会)を選んで補助金返還または損害賠償を求めて水戸地裁に訴えを起こしました(表2の(4),(5))。

①つくば市遺族会連合会

(補助金額 551 万円)

この会は日本遺族会のつくば市組織ですが、合併後も旧5町村単位で運営され、連合会としていました。

目に立つ不当支出は総会費用です。32名が参加した研修旅費として130万円程度支出されていたのですが、その内容は一泊二日の宿泊費と大型サロンバスの借り上げ代等でした。しかも会員はつくば市民に限られるのに福島県の温泉旅館へ出かけているのです。連合会費として会費から250万円の入金があるように見えるので

表2 (続き) 住民訴訟一覧とその内容・経過・効果

訴訟課題	内容・経過・効果
(5) TX沿線まちづくり協議会、圏央道等対策協議会への補助金取消請求 原告：筆者 2003.8 住民監査請求 2003.10 訴訟提起 2004.10 地裁判決 2004.10 高裁判決	概要：補助金の返還請求。2002年度、約500万円の補助金に対し食料費が200万円を占めている。見学名目の観光旅行。目的外の日常経費に流用。 判決：「違法とまではいえない」として請求棄却。 効果：本訴訟を契機につくば市では補助金による食料費支出が禁止された。また同協議会への補助金が大幅に減額されている。
(6) 筑南水道 詐欺横領事件による損害賠償請求 2005.11 住民監査請求 2007.8 地裁判決	概要：筑南水道事業団の事務局長が中央信金から100億円の不正借入を行いその一部を横領したことより、つくば市に約2億円の損害を与えた。これに対し、当時の市長等に管理者責任を問い、報酬一部の減額として、100万円前後の提供を求める訴訟。 原告は民法の善良な管理者義務違反等を主張した。 判決：原告の主張する管理者責任が立証されていないという理由で棄却された。
(7) 小型風力発電装置に対する損害賠償請求 2006.1 住民監査請求 2006.4 訴訟提起 目下係争中	回らぬ風車問題に対しては別項で詳述されている。 訴えの原因：2004年度の環境省補助金の申請にあたり、事業計画において架空の発電量を示して補助金交付を受けた。機種選定委員会を設置していながら委員会を招集せず、委員持ち回りにつくば市指定の機種に選定署名をさせた。また3億円の予算で30基の建設計画を提出していながら、同額で23基しか建設しなかった。工事発注にあたっては発電装置製造関連工事企業を外し、工事を5分割した上、地元土建業者5グループに落札させたが、各受託企業は、製造関連企業に一括丸投げしている。これらは補助金詐取と詐欺及び官製談合の疑いが生ずる根拠である。
(8) 薬師地区の土地区画整理事業の赤字清算のための補助金投入に対するつくば市の裁量権逸脱と濫用による損害賠償請求 2006.9 住民監査請求 2006.12 訴訟提起 目下係争中	概要：旧大穂町薬師地区の土地区画整理組合が1990年度から7ヘクタール弱の土地開発を実施したが、2004年度の完了時に3億円を超える借金を残した。つくば市は、その債務のうち1億1,500万円分を補助金交付によって肩代わりした。市長等の裁量権逸脱と濫用に対する損害賠償請求である。 損害賠償請求の根拠：本事業には公共性がないことは実績を見れば明らかである。 1990年の事業開始以来18年を経て住宅戸数増は計画に対して20%程度しかない。組合の表経理は赤字になっているが、組合員は土地売却益と評価益とで大幅な資産増加を達成しているので組合員負担で赤字処理を行うべきである。 そもそも土地区画整合法第118条によれば、組合の施行する土地区画整理に要する費用は組合が負担することになっている。

表3 土地区画整理組合員(地権者)の資産評価額増加

	事業施行前	事業施行後	
土地面積(m ²)	62,528	46,218	実質減歩率 26%
平均土地価格(m ² 当たり)	6740円	27,121円	
総価格	4億2144万円	12億5347万円	8億3202万円の増加

表4 土地区画整理の計画と実態の乖離

	事業前状況	事業計画	現状	増加達成率
住居系建物	17戸	198戸(人口換算)	54戸	15%
人口	60人	700人	190人(戸数換算)	15%
公園		新設(2,150m ²)	公園施設なし	予算支出なし

I 行政と財政

すが、同額が補助金から交付金として支出されています。そして会議費の中味はほとんど飲食費です。

②つくば沿線地区まちづくり協議会

(補助金額 523 万円)

圏央道等対策協議会

(補助金額 225 万円)

両団体の構成者は、それぞれつくばエクスプレス沿線地域及び圏央道・6号バイパス沿道の地権者であり、団体の主な目的は、沿線・沿道の開発地域の事業計画や土地利用について検討、学習を行うことになっています。実態としては事業を円滑に進めるために官主導で組織されたものといえます。

これらの団体への補助金について目に余るのは、多額の会議費の中味がほとんどすべて飲食費だったことです。圏央道等対策協議会での典型的なムダ使いを詳細に例示します。37万円の旅行領収書を調べてみると、参加者はわずか16名で、木更津インターチェンジでの実質1時間の視察のために観光地への一泊旅行を行っていたことがわかりました。

法廷で証人尋問に立った所管課の課長は、補助金の趣旨や用途がいかにより必要であるかを述べていましたが、原告の反対尋問「この視察旅行は日帰りでも十分可能だったろう」という指摘に対し、ぬけぬけと、「参加者には高齢者が多いので余裕のあるスケジュールを組んだ」と答えていました。その「お見事な」旅行日程(図1)を見てください。

それでも判決は原告請求の棄却

裁判所の判決にもあきれてしまいます。行政は常に正しいという立場で行政の自由裁量を最大限認める場合があまりにも多いのです。前項の房総旅行についても判決文で高齢者の参加が多いことを判断の根拠に加えています。これら補助金返還請求については、要するに、「法律

に違反しているとまではいえない」としてことごとく原告請求は棄却されました。飲食費についても、証拠の提出もなく所管課職員の証言だけで、食事時間帯の会議(もちろん議事録など皆無の会議)が非常識に多いことは問わず、総飲食費を回数と人数で割り算して、「一人当たり千円未満の費消は社会通念に反しない」の一言です。

ちなみに、被告側つくば市の主任代理人弁護士は、著名な経済事件訴訟でらつ腕を振るってきたという評判の弁護士ですが、あるとき原告と被告の両側に通じたとして弁護士倫理違反を問われ、弁護士会から有期の業務停止処分を受けたことがあります。これを不服としてこの弁護士は訴訟を起しましたが、結局最高裁判所まで行って敗訴が確定しています。

正規の料金を超えた着手金を取っているとして弁護士会に懲戒を請求されたこともありました。市町村のような公共団体が、こういう弁護士を抱えるのも問題です。

風力発電機設置事業損害賠償請求

この詳細は別項に詳しいので、訴訟関連についてだけ要点を以下に記述します。

2005年秋、小・中学校に建てられた風車が回っていないという市井の評判が立ったころ、つくば市政の腐敗を直さなければと活動していた「一匹狼」が4匹集まって市井ランダム倶楽部を名乗りました。それぞれ、今までどおり諸活動を続けますが、情報を共有し共通課題については行動を共にしようというくらいの申合せです。

市井ランダム倶楽部の最初の仕事は、風車設置に関する疑念を情報公開請求と実地調査によって徹底的に検証し、風車訴訟の原告団を結成することでした。訴えは、市原市長、小野寺前助役、ほか市職員2名に対し損害賠償を請求することを求めており、係争中です。請求原因は

I 行政と財政

以下のとおりです(表2の(7))。

①官製談合の疑い

環境省補助金の交付申請書には風車発電装置30基で3億円の見積書が添付されていたのですが、実際に設置された風車の数は23基でした。つまり7基分7千万円を超過支出したのです。

発注関連の文書を精査したところ、官製談合の疑いが濃厚になりました。本来、1件発注であるべき工事を5分割し、企業の規模から入札資格のない業者を指名参加させて契約しています。しかも各落札業者は、ほとんどすべての工事を1社に丸投げしています。5分割された入札記録を見ると、落札率はすべて97%台であるばかりでなく、入札額の並びがいかにも人為的でありました。

②詐欺的な補助金申請

つくば市は、発注に先立ち環境省に対し虚構の発電計画量を示して補助金を申請し交付を受けました。当然の帰結として実際の発電量は計画値には程遠く環境省から補助金1億8,500万円全額の返還を命じられました。返還命令書の『交付申請書記載の二酸化炭素排出削減効果が得られるものと誤認させられた』という記述は、詐欺的な申請であったと言わなければならないものでした。

損害賠償対象者の行為は、地方自治法、地方財政法、補助金交付適正化法、地方公務員法その他の法律に違反するものとして訴えを起しています。

薬師土地区画整理組合補助金に係る損害賠償請求

研究学園都市の建設に伴って、旧大穂町では薬師地区の中心部に隣接する畑地及び芝地を開発して市街地にする計画が立てられていました。これを受けて同地区の地権者が1990年に土地区画整理組合を設立し、約6.7ヘクタールの土地に市街地を建設することを目的として事業を

開始しました。この費用は整理組合が負担することになっていますが(土地区画整理法第118条)、開発後の土地再配分に先立って、地権者が一定の減歩率(注7：この場合約30%)で提供する配分保留分の土地を売却することによって、開発のために借り入れた費用を返済します。一般には開発による効用増加により、減歩率を上回る地価上昇があるので、減歩による財産侵害はないとされています。

1993年には工事が完了し造成地の販売を始めましたが、地価下落により思惑どおりの設定価格で売却することが困難になりました。段階的な値下げにより2005年に至ってようやく保留分土地の売却が完了しましたが約4億円の負債を残したのです。負債処理には銀行が高利であった利子分の放棄、組合員への賦課、及びつくば市の補助金交付(総負債の約1/3に相当する1億1,500万円)を充当しました。

訴訟は、市井ランダム倶楽部が原告となり、清算だけを目的とした補助金交付には公益性がないとして市長等に損害賠償を求めたものです(表2の(8))。

つくば市は、負債の発生はバブルの崩壊によるもので組合には責任がなく、負債を残したままでは、組合員が土地を売却した場合に、将来買主が清算金を負担することになる(注8)ので土地取引の安全性が保証されず、したがって市街地形成が阻害されるので、補助金の投入は公益性があると主張しています。

これに対し原告は、バブル崩壊は口実でしかなく、当初の地権者が土地の値上がりによって大きな利益を得ようとして減歩率を低く設定したことが負債発生の根本原因であり、大きな利益を手にした当初地権者が賦課金を負担して赤字を清算するべきであると主張しています。

莫大な利益については根拠があります。つくば市は組合への補助金交付の準備として、組合員に対し市議会への請願書を出させているので

I 行政と財政

すが、これを審議した建設委員会で交付推進派の須藤議員(元つくば市企画部長)が、市街地開発によって固定資産税単価が4倍になったので、市街地開発はつくば市の税収に効果があったと応援説明をしています。

現実に納税台帳や路線価などによって組合員所有の土地評価額を調べてみると、土地評価額は少なくとも8億円以上値上がりしています。表3は低めに見積もった結果です。

そのほかにも疑念があります。この事業は「健全な市街地の形成と良好な宅地の供給」を目的としていたのですが、1993年に建設工事が完了してから15年を経過しているにもかかわらず、計画の達成率は20%にも及びません(表4)。

あとがき

10年間の訴訟体験を通じてつくづく思うことがあります。住民訴訟などというものは、およそ不毛なものであると。住民側の勝率は平均十数%しかないという事実を指しているのではありません。社会的生産の効率という視点で考えたら、これほどムダなものはないでしょう。

原告(住民)は、行政の不当性、違法性を立証するために資料を集め法律の条文を精読し提出書面を作成しなければなりません。相手方の行政部局もまた私たち原告への反論のために、住民サービスに充てるべき時間を犠牲にして資料づくりにテンテコ舞いしているに違いありません。そして裁判官もご苦労さまなことです。何も訴訟にまで持ち込まなくても、住民監査請求(注3)の段階で、当事者間の話し合いによって妥協点が見つけられるのであれば、これに越した

ことはないのです。

住民側が訴訟に勝てない理由の一つとして行政の無謬性ということがあります。行政は過ちを犯さない、そして責任を問われないという大前提が司法の場にも見られるのです。行政はそれを見越していかようにも屁理屈をつけるのです。

私たちの場合は立証能力の不足も挙げられます。すぐれた弁護士を立てれば、調査と法理念の両面でパワーアップが期待できることがあります。私自身のことを言えば、行政の不正、怠慢に対する抑止力の強化だけでも満足している面はあるのですが、訴訟を起こすのであれば勝たなければ意味がないと主張される方も少なくありません。

私はここ10年来、総括判事(裁判長)だけでも十数人の裁判官と相まみえることになりましたが、訴訟指揮、判決の吟味ぶりは十人十色です。事実審理を尽くそうとする裁判官もあれば、十分に反証を挙げる間も与えず結審を急ぐ裁判官もいます。本人訴訟であることを気遣って難解な用語を説明したり、不足する証拠、法律解釈の提出を求めたりもします。訴訟指揮がやさしいといっても判決はまた別です。交通違反でも、怒鳴りつける警察官が違反を見逃してくれたり、猫なで声の婦人警官が、がっかりと違反切符を切ったりするのと似たところもあります。

行政訴訟など正義感だけではとてもやってはいけません。不謹慎な言い方ですが、クールにゲーム感覚で対処しなければ、とても長続きはしません。

(市井ランダム倶楽部 栗山洋四)

(注1)行政訴訟・住民訴訟：行政訴訟は行政行為の不服を訴える一般的な訴訟であるが、そのうちの住民訴訟は、地方自治法242条の2に規定された制度で、地方公共団体(市町村、事

務組合など)の住民が、その財務行政の適正な運営を確保するため、その機関又は職員による違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを防止し、是正し、又は損害を回復するた

めに提起する訴訟である。

(注2) **不納欠損**：地方税などの滞納分を帳簿から取り消し、納税義務を消滅させる会計処理の手法。滞納者の死亡、居所不明、生活困窮、時効(5年)の成立などにより、市町村の判断で行うことが認められている。

(注3) **住民監査請求**：地方自治法によれば、住民訴訟を提起するには、その前段の行為として、地方公共団体等の監査委員に対して監査請求をしなければならない。却下等の不服のあるときに初めて住民訴訟を提起することができる。

(注4) **参加人**：訴訟の結果について利害関係のある第三者が、当事者の一方を補助するために、参加人として訴訟に参加し当事者同様の訴訟行為をすることができる。参加申出に対して当事者が異議を述べたときには別途裁判により決定する。

(注5) **代位訴訟**：代位というのは、本来は債権者に代わって第三者が債務者から債権を取り立てるような場合に用いられるのであるが、ここでは、つくば市が債権を取り立てるべき訴訟

を、住民がつくば市に代わって訴訟に訴えることを意味する。

(注6) **文書提出命令の要件**：裁判所が訴訟の当事者に文書提出命令を発するために必要な条件のことで、当事者が訴訟において引用した文書を所持しているときなどが挙げられている(民事訴訟法22条)。

本例では、原告が証人尋問において引用した文書ではあったが、証人(つくば市課長)はつくば市(参加人)の管理者ではなく、当事者ではないとして提出申立ては却下された。

(注7) **減歩率**：土地区画整理事業の実施に際して、道路その他の公共用地を生み出し、また整理後の土地の一部を売却して事業費を生み出すために、事業後には当初地権者所有の土地面積は減らされる。その減少率を減歩率という。

(注8) **土地区画整理法により**、当初組合員の土地の権利を引き継いだものは、自動的に組合員になり、当初組合員の権利・義務を引き継ぐ。

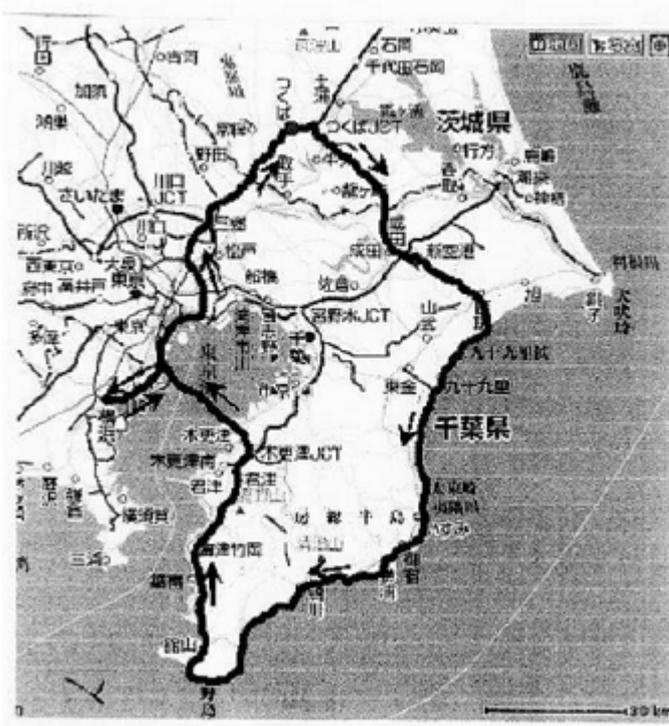


図1 圏央道対策協議会の研修コース

第1日

8:00 J A真瀬支所出発

9:30~9:50 成田(休憩)

11:30~12:30 九十九里経由 御宿(昼食)

13:20~14:30 天津小湊(誕生寺、
鯉の浦遊覧船)

16:30 鴨川、ローズマリー
公園経由 白浜(泊)

第2日

8:00 ホテル発

10:00~11:00 木更津(視察)

12:00~1400 アクアライン経由
横浜(昼食)

16:30 J A真瀬支所帰着

自慢じゃ「ある」が・・・の話—もと豊里行政マンの回顧

「自慢じゃないが」と言いながら自慢話を長々とする人がよくある。また、自慢話と思われまいよう、それを隠しながら、チラッと何気なく小出しに自慢話をする人もいる。私はそのどっちもあまり好きではない。だから私は、頼まれて行政マン時代の話をする時は、「自慢じゃあるが」と前置きして始めることにしている。

誰かの、何かの役に立てばと思いながら、「自慢じゃあるが」の話＝豊里時代の心に残ることを書くことにする。

若僧時代

役場に入ったばかりの若僧の頃。約 12 年間、大半が出納室勤務だった。出納室といっても収入役以外は私一人。

昭和 35 年に組合が結成された。予定が狂って急遽初代の委員長になってしまった。全国的な労働運動の高揚の中、数度の闘いの結果超低賃金打破の成果を上げた。しかし、古い体質の田舎町でのこと、組合に対する住民感情は必ずしも好意的ではなかった。「職務上知り得る秘密」の宝庫＝出納室、そこで働く人間が組合委員長では当局にとって不都合この上もなかった。あまり重要でないとなれば当局が思っていたであろう広報課へ配転された。

その当時、町の広報紙は民間のある新聞関係の経験者だった年配の方に外部委託され、不定期で発行されるという状態だった。そこへの配転＝閑職配転の意図だったようだ。

すぐに外部委託をやめ定期発行をはじめた。肩に力が入りガンバった。

養豚公害のキャンペーン

高度経済成長の中、町内にはいろいろな問題がうっ積していた。

「あつと驚くゴミの山」、「不満ブーブー養豚公害」など、広報紙でキャンペーンをはった。とくに「不満ブーブー・・・」はたいへんな問題になった。賛否両論が沸騰した。

当時豊里町は県内有数の養豚町だった。養豚業の好調な発展の一方、ハエや悪臭、たれ流しなどそれはひどいものだった。発生源＝加害者と被害者が隣人同士のため、陰でのグチだけで泣き寝入りのケースが殆どだった。

しかし或る時、隣町の谷田部から町長を先頭にむしろ旗を立てての抗議行動が起こった。東谷田川にそのまんまたれ流しの豚のふん尿、その悪質な経営への下流からの怒りだった。だが、わが行政は動かなかった。

広報マンの立場から可能なことを考えた。養豚問題、公害問題を考えようと紙上討論を企画した。もちろんトップや上司の了解をとった上ではじめた。

議会で大問題となった

「町が奨励した事業を、こともあろうに町の広報紙で、あんな取り上げ方をすると何ごとだ」「やつをクビにしろ」・・・と。

その頃養豚農家は羽振りがよかった。集落の中でも議会の中でも、有力なメンバーが養豚農家だったが、クビにはならなかった。

養豚関係の仕事を担当するハメに

次の人事異動では農政課へ、養豚関係も仕事の一つとなった。仲間と共に養豚事業の発展と養豚公害の解消の道を模索した。各地の

先進事例に学び、農家と共に汗を流しながら動いた。オガクズ確保のため農政課職員がとび廻るようなこともあった。一定の成果があった。

県南地区数市町村のたばこ農家と町内の荒廃平地林の所有者をつなぐ山林クリーン作戦は、一石三鳥の楽しい事業となり全国表彰を受けた。

トップの強い思い入れで始めた民有平地林を活用した憩いの場＝ゆかりの森事業はユニークな事業として脚光を浴びた。それがモデルとなって県内各地に森林公園整備が進んだ。

「農政課職員の給与は倍でもいい」

研究学園都市全体としての大きな課題＝ゴミ処理施設や火葬場いわゆる「迷惑施設」はどここの町村でも反対に会い、暗礁にのり上げていた。豊里町でも或る地区が候補地になり、反対運動がおこった。

その地区は地元歓迎の別の事業が進んでいた。しかし、迷惑施設反対の「あおり」でその事業が頓挫しかねない事態になった。トップと地元とののはざまで悩んだ。辞表をフトコロにしながら地元歓迎の事業に力を入れた。頓挫は

解消、迷惑施設の話も消えた。

全国的な課題の減反対策ももちろん真剣に取り組んだ。ただ、周辺の殆どの自治体では「最重要課題」として取り組んだが、我々はそうはしなかった。農家にとっていわば賃下げに当たる米の減反政策が「最重要課題」では、農家はたまったものじゃない。やらざるを得ないにしても最重要課題としてではなく、農家にとって必要なもの、やりたいことに力を入れよう、その上で減反にも協力してもらおう。そんな姿勢で取り組んだ。あまり無理でなく協力してもらえた。

減反政策が最初に出されたとき、「惰農奨励だ」と怒りをあらわにした精農家のTさん。

組合の賃上げ闘争にも批判的だった彼は、合併の直前、「農政課の職員は月給倍でもいい。農政課だけは合併しないでくれ」、と真顔でそう言った。

長い道のり、いろいろ間違いや弱点はあったが「住民本位」は貫けたなあ実感した。「自慢じゃあるが・・・」の話はこれでおしまい。

(つくば遊農 恵田三郎)



ゆかりの森

ゆかりの森の建物は木をふんだんに取り入れ、周囲の松林に溶け込むようにつくられている。とくに宿舍あかまつは、松林をデッキで取り込んだ開放的な庭を設け、全体が森と一体となった魅力を形成している(つくばの景観100より引用)。

風車問題とつくば市政

1. 風車事件の経緯と背景

「風神がオブジェに変わる筑波都市」

これは、埼玉県の島村栄一郎さんが読売新聞に投稿した「時事川柳」です。つくばの風車は、川柳でヤユされているように、まさに電力を無駄に消費するオブジェに変わってしまったのです。

つくば市は、環境省の交付金事業である「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に応募し、2004年度を初年度に3ヵ年で全小中学校53校に73基の風力発電機（風車）を設置する計画を立てました。風車で発電した電気を学校で使い、余った電気を売電して地域通貨を発行し、地域経済を活性化させ、同時に児童の環境教育に役立て、地球温暖化ガスであるCO₂を削減するという一石二鳥と言うべき理想的な計画でした。

ところが初年度に設置した23基の風車が思うように発電せず、税金の無駄遣いとして新聞、テレビ等で頻繁に報道され、「回らない風車」として全国的に有名になってしまいました（図1）。

事の発端は、2005年7月にめずらしい風車が学校に建設されたが「風車が回らない」という子供たちの声が市民に届けられたことです。そこで市民団体が全ての風車の発電量を毎月調べ始めました。その結果、設置から1年近く経っても計画の1%程度しか発電していないことが判ったのです。しかも風車を稼働させるための待機電力が発電量よりも40倍も多く、CO₂削減どころか、逆にCO₂を排出することが明らかになりました。

理想的な事業とされていたつくばの風車は、市民が扇風機やウチワで扇ぐ姿が漫画と

なり、夏休みの自由研究を楽しみにしていた子供たちの夢と期待を完全に裏切ってしまいました。（図2）

発電量が極めて少ないため、2006年に環境省は交付金の返還を命じ、つくば市は3年間の事業を初年度で断念することになりました。

つくば市は風車の導入にかかわった早稲田大学（早大）と風車メーカーのイーアンドイー社（E&E）に対して、設置費約3億円の損害賠償請求を東京地裁に提訴しました。

一方、市民団体「市井ランダム倶楽部」（ランダム倶楽部）は、市原市長ら市幹部を相手取り、無駄にした税金を市に返還するよう住民訴訟を起こして目下係争中です。

2008年4月1日には、停止中の「回らない風車」の1基が強風で回りだし、破損してしまいました。科学都市つくばで何故こんな事故や不祥事が起きたのでしょうか？

その原因と背景にある行政の閉鎖性や封建的体質について検証し、住民本位の民主的市政に改革するための課題について考えていきたいと思います。

回らない風車はつくば市政が形になったモニュメント

校舎の陰や木立で風が塞がれる所では、風車は十分な性能を発揮できません。季節を通して設置場所の風況を科学的に調査し、発電事業が成り立つかどうか、慎重に精査する必要があります。つくば市はこの風車設置のためのイロハを実施してこなかったのです。

谷田部南小学校には、3台の風車が設置されています。設置から1年経過した発電実績

I 行政と財政

の調査では、1号機が211.4kwh、2号機は151.3kwh、3号機は54.9kwhを発電しています。それぞれの風車が50m程度しか離れていないにもかかわらず、発電量の少ない風車と多く発電した風車とでは、約4倍もの差があります。木立や建物等の影響によって発電量は大きく変化するのです(表1)。

つくば市は、風況シミュレーションを早大に業務委託して、平均風速や予測発電量等を算出しました。それによると谷田部南小学校の平均風速は3台とも秒速3.12mで、発電量は年間7971kwhと予測しています。しかし、実際の風車の発電量はシミュレーションによる予測発電量とは大きく異なりました。シミュレーションは、あくまでも机上の計算であり、境界条件の与え方で予測値に大きな差がでるからです。9億円余の税金を使った事業にしては、あまりにも軽率で慎重さを欠く対応ではないでしょうか。

環境省の「モデル事業」の公募要件は、「地域の資源を的確に把握し、地域の特色を活かす根拠ある事業」となっています。この要件から見てつくば市の風況はあまりにも貧弱で、発電がつくば市の特色を活かす根拠ある事業とは言いがたいことは明白です。

「回らない風車」となったモニュメントは、公共事業・土建行政優先のつくば市政の悪しき政治体質が形になったものといえます。

市民の提言や風況調査等の資産を無視したつくば行政

実はつくば市はこの事業以前に、風力発電の可能性を探るために筑波山周辺や北条地域等の風況および環境調査を実施していました。「風力発電施設事業化基礎調査報告書」(平成15年2月発行)は、「ある程度の発電容量を持つ風力発電施設の設置可能な地点は「筑波山周辺」に限られ、その他の市街地では、1

kwh程度のマイクロ風力発電による小規模発電が可能な程度と判断される」としています。

また市民と行政の協働で設置されたつくば市民環境会議は、市街地の風速は弱いので「マイクロ風車と太陽光とを併合した発電システムが適当」と提言しています(つくば市民環境会議、平成15年度記録集)。さらに、つくば市が東電土浦支所を介して作成してもらった「つくば市における小型風力発電の導入に向けた予備検討結果について」(2004年8月)では、「設置する風車の高さでは、風速が周辺地形の影響を大きく受けるため、ピンポイントの詳細な風況を把握することが必要である」と提言されており、予備調査として市内3校の風況を10m高さでシミュレーションしています(表2)。

このように、いずれの調査・報告書でも、つくば市内の風況は風力発電事業に適さない事が明らかにされていたのです。

風車事業が破綻したのは、市民が行政と協働して提言した結論や行政自身が実施した調査結果を尊重せず、政治的思惑のもとに風況に合わない大型の風車を導入したためです。

発電量の水増しを懇願したつくば行政と早稲田大学の無責任性

つくば市は、環境省の交付金事業に応募するために、コンサルティング会社に事業計画を作成させ、内容を精査せずにそのまま環境省に提案しました。しかも風車の設備利用率20%という実現不可能な過大な設定で応募したのです。そのため環境省から20%の根拠を求められて説明に困り、説明可能なシミュレーションを早大・橋詰教授に懇願したのです。橋詰教授はつくば市の要請をそのまま引き受けて平均風速、年間発電量、出力特性、設備利用率の水増し値を報告したのです。

「ランダム倶楽部」と「新しいつくばを創

I 行政と財政

る市民の会」(市民の会)は、情報公開で得た早大の「つくば市小中学校風力発電導入基本計画策定調査業務報告書」(調査報告書)の資料を基に、早大とつくば市に公開質問状を出して、真相を質しました(図3)。その結果、早大の風況シミュレーションは実態に合わない条件設定で近似させた予測値であり、また風車の出力特性は、ローター直径が15mの架空の巨大な風車をモデルにした特性値だということが明らかになりました。

平成16年度設置風車の学校別年間発電量について、早大の予測値と調査した実際の発電量は大きな隔たりがあります(表3)。

つくば市が、1750万円という破格の委託費で早大に懇願して作成させた「調査報告書」は、交付金を得るための偽装報告書だったといえます。

現実とかけ離れたシミュレーション結果

早大による風況シミュレーションの風速出現頻度は、つくば市が実測した2箇所の風況データと気象庁のアメダスデータと、風速分布の傾向が明らかに異なっています。つくば市が実測した秒速0~3mまでの風速の出現頻度分布は、筑波総合体育館では全体の79.9%、北条地域では83.8%を占めています。また気象庁のアメダスデータでは、秒速0~3mまでの風速が全体の81.9%を占めています。

一方、早大が予測した10m高さの平均風速は、つくば市が実測した北条地域と総合体育館に近い2校とも秒速3.5mであり、その出現頻度は、3mまでの低風速域が53.8%、4m以上の風速が44.3%を占めています。

つくば市およびアメダスの実測データに示されるように、現実の風速出現頻度は3m以下の低風速域に集中する傾向にあるにもかかわらず、早大のシミュレーションでは4m以

上の中風速域にも広く分布しています(表4)。

早大の風速予測値が大きいのは、田園地帯に用いる平坦な地表の粗度係数を用いて、30mの風速を高さ10mに高度補正したもので、木立や建物を考慮していないためです。また発電量予測値が大きいのは、風速出現頻度が高い風速域にも均等に分布するような形状関数・尺度関数を用いてワイブル分布関数を近似させているからなのです。

「税金のむだ遣いではなく価値ある投資」と暴言したつくば行政

このように、つくば市は実態と合わない裏付けの乏しい早大のシミュレーションで事業が成り立つかのように装って、交付金を申請したのです。書類審査だけで補助金を垂れ流す、国の環境行政を知り尽くした小野寺元助役が主導した政治的行為と云えるでしょう。

その邪悪な行為を、柿沼教育長は「風車が回ろうと回るまいと問題ではない」「科学教育にとって税金の無駄使いではなく価値ある投資であった」と交付金の適正使用をゆがめ、最初から風車が回ろうが回るまいが、どうでもいい事業であるかのような、無責任な暴言を吐いたのです。子供たちの健全な人格形成に責任をもつ立場の教育長としては、不見識きわまる発言ではないでしょうか(図4)。

「天の声」による風車機種決定と「設置検討委員会」の形骸化

2005年末から市議会の質疑などを通して、市役所内での不明朗な会議運営等この事業に関わる様々な疑惑が明るみに出てきました。

当時の小野寺元助役は、以前、下妻市長や石岡市長など多くの首長が汚職事件で逮捕されている公共事業のコンサル会社「業際都市開発研究所」に在籍した事があり、「霞ヶ関」にも顔がきき、早大の橋詰教授とは旧知の間

表4. 風速出現分布の比較

風速 m/s	つくば市調査報告 筑波総合体育館 突測 (20m 高) 平均風速: 1.9 m/s	つくば市調査報告 北条地域 突測 (20m 高) 平均風速: 2.2 m/s	アメダスデータ つくば市館野 突測 (20m 高) 平均風速: 2.4 m/s	早稲田大・予測値 北条小学校 (10m 高) 平均風速: 3.5m/s	早稲田大・予測値 筑波東中学校予測値 (10m 高) 平均風速: 3.5m/s
0~1	32.8 %	32.5 %	24.36 %	14.06 %	14.06 %
2	32.6 %	31.5 %	36.95 %	19.82 %	19.82 %
3	14.7 %	19.8 %	20.59 %	19.94 %	19.94 %
4	9.5 %	7.1 %	9.85 %	16.55 %	16.55 %
5	5.0 %	1.9 %	4.36 %	11.88 %	11.88 %
6	3.5 %	1.7 %	2.03 %	7.56 %	7.56 %
7	1.2 %	1.5 %	1.00 %	4.31 %	4.31 %
8	0.5 %	1.1 %	0.47 %	2.23 %	2.23 %
9	0.3 %	0.3 %	0.24 %	1.05 %	1.05 %
10	0.2 %	0.2 %	0.09 %	0.45 %	0.45 %
11	0.0 %	0.2 %	0.04 %	0.18 %	0.18 %
12	0.0 %	0.1 %	0.01 %	0.07 %	0.07 %
13	0.0 %	0.4 %	0.00 %	0.02 %	0.02 %
14	0.0 %	0.1 %	0.00 %	0.01 %	0.01 %
15	0.0 %	0.0 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %
合計	100 %	98.4 %	100 %	98.12 %	98.12 %

・つくば市：風力発電施設事業化基礎調査報告書から作成 ・早稲田大学：小中学校風力発電導入基本計画策定調査から作成
・気象庁：アメダスデータ：から作成

図4. 教育長の発言を報じた新聞記事

図5. 委員会設置要綱と機種決定の署名捺印

I 行政と財政

柄でした。

橋詰教授は、ダリウス・サボニウス風車に関わる開発者として早大発ベンチャー企業・E&E社の取締役も兼務していました。つくば市から自社の風車を大量受注できるチャンスであり、小野寺元助役と利害が一致することから、二人の間に公共事業誘致と利益誘導のもたれ合いの関係が出来上がったと思われま

す。橋詰教授が開発に関わった E&E 社の 10kW 風車カタログを、2004 年 6 月に行政担当者に、検討するように「天の声」を下したのは、まぎれもなく小野寺元助役です。

公開質問状を出したある市民は、「(2004 年に) つくば市で新たに第 2 助役の人事案件が持ち上がった際、小野寺元助役は、この人事案件を議会で否決するよう有力保守議員に懇願した」と質問状の中で述べています。この人事案件は小野寺元助役の懇願通り、2004 年 3 月議会で、有力保守議員の根回しで否決されたのです。小野寺元助役は、その見返りとして「公共事業誘致」の約束を有力保守議員に果たすためには、何がなんでも風車を導入して交付金を得る必要があったのです。小野寺元助役は、2005 年 12 月議会答弁で、風車機種を検討する「小型風力発電機設置検討委員会」を無視し、E&E 社の風車のカットイン風速が 2 m 毎秒で低い風速で発電を開始することから、推薦機種として選定に関与してきたことを認めています。

つくば市の「小型風力発電機設置検討委員会」は、事業目的に沿って、風車の性能や安定性、耐久性、静粛性などを総合的に検討して、最適な風車機種を決定する任務を持っていました。しかし委員会は一度も開かれず、委員長も選ばず、風車の設置場所である学校の現地検分もすることなく、行政担当者が分担して委員を訪問して署名・捺印を整え、委員会の合議で機種を決定したように偽装して

いたのです(図 5)。

委員会を形骸化して、市民を欺いてきた小野寺元助役や行政幹部の責任は重大です。また行政の意のままに署名捺印し、E&E 社の「回らない風車」を決定する偽装に協力した学校関係者、教育委員会、有識者といわれる大学教授らの社会的責任と倫理観の欠如も糾弾しない訳にはいきません。

交付金は全額返還、6 億円の無駄遣いはストップ

風車事件が明るみに出たのは、市民が疑惑解明のために情報公開制度を活用して関係機関に公開質問状を出し、真実を追究する粘り強い調査活動を行ってきたからです。

市民はつくば市に風車事業に対する説明責任を果たすよう訴え、説明会を求めましたが、行政は説明会等の開催をいっさい拒み続けてきました。そのため市民 4 団体は、2006 年 3 月 11 日と 25 日の二日をかけ、「つくばの風車問題を考える集い」を共同で開催し、問題点の把握と風車の活用策を市民と共に話し合い行政のあり方を討論しました(図 6)。

環境省は、つくばの風車が社会問題に発展した事から発電実績等を検証せざるを得なくなりました。その結果「事実と異なる前提に基づき申請がなされた」と結論づけて、つくば市に交付金の全額返還を命じました。

2006 年 10 月、市民 4 団体は、行政の失態で招いた返還命令に対して市の予算を使うことに反対する要望書を、市原市長と久保谷議長に提出しました。そして、センター前広場でチラシを配り、返還金を市の予算で支出することへの反対を訴えました(図 7)。

残念ながら臨時市議会は、市民の税金から交付金を全額返還することを可決しましたが、ずさんな事業を 1 年でストップさせ、残りの事業費 6 億円余の無駄遣いをストップさせた

I 行政と財政

ことは、市民団体の連帯と市民の団結がもたらした貴重な成果といえます。もし市民による粘り強い追及が無かったとしたら、破綻事業はそのまま3年間継続され、9億円を越す税金がドブに捨てられるところでした。

談合を疑わせる97%の落札率と一括下請負の公共事業

風車事件は、公共事業として風車を強引に導入したことが、不正事件を引き起こす原因になったと見られています。その背景に、2004年11月に行なわれた市長選挙と市議会選挙があります。

工事は、本来なら一括発注による一般競争入札で行うのが原則になっています。

しかし何故か、市長選挙の後、急きょ工事が5分割されて12共同企業体による「取り分け方式」の指名競争入札が行なわれました。

入札方式や入札参加資格の審査を行なった「入札審査委員会」は、小野寺元助役が委員長で、すべて内部の部局長を委員とする構成で、審議もせず議事録もなく、持ち回りで書類を整える馴れ合い審査だったのです。

指名競争入札の落札率は、5物件とも97%以上という、談合を裏付ける異常に高い率となっています(図8)。しかも落札した業者は全て、特定専門業者の大光電設に、風車工事を一括下請負で丸投げしているのです。明らかに建設業法でいう一括下請負禁止の法令遵守義務に違反する行為です。

落札したのに仕事もせず、マージンだけ受け取るような行為は、許されるはずがありません。市民は、高い価格で落札され、そのうえ中間業者にマージンを取られ、高い風車を買わされているのです。見積もりでは風車30基、3億円の予定価格が、完成時には風車の数が23基に減り、約7,000万円の設置費がどこかに消えてしまいました。

この公共事業は、つくば市が環境省を欺き、不正に交付金を受けて風車を誘致し、選挙戦を応援する土建業者に入札参加させ、当選に寄与した論功行賞として利益供与させた疑惑のある事件なのです。

非科学的対応と倫理感の欠如が招いた税金の無駄遣い

つくばの風車事件は、地球温暖化対策として、国や自治体にCO2抑制が強く求められている最中に生じました。温暖化による気候変動の影響は、水没する国や干ばつ、災害、食料危機など人類に甚大な被害をもたらします。

つくば市は、地球温暖化対策の「実行計画」を策定して、省エネ、省資源、廃棄物の削減などに取り組んでいます。また環境マネジメント及び品質マネジメントを導入して、庁舎内での省エネと行政サービス向上に務め、国際標準規格ISO 14001やISO 9001の認証を取得しています。

これは、環境対策と行政サービス向上への積極性の表れであり、市民として大いに評価したいところです。しかし残念なのは、環境対策のための風車事業で、不明朗な事件を起こしたことです。

1kwのマイクロ風車では交付金が得られないことから、無理を承知で風況に適應しない過大な10kw風車を導入しました。「風が吹けば回るだろう」「発電量が少なくても問題ないだろう」などという、倫理感の無い非科学的な対応で、交付金取得を最優先に事業を進め、税金を無駄にしてしまったのです。

行政は市民の血税で事業を行うことから、細心の注意をはらって事業に取り組む必要があります。失敗した時にはその説明責任と結果責任を市民から厳しく問われることは、行政に携わる者として当然認識しておく必要があります。嘘やごまかしで自己弁護するのでは

なく市民の前に真実を明らかにし、謙虚に社会的責任を果すべきです。

市長をはじめ「天の声」を下した行政幹部

や職務専念義務を怠った職員は、市民を欺く結果となったことを反省し、説明責任と結果責任を果す誠意ある行動をとるべきでしょう。

2. つくば市政の改革の課題

実効ある監査を

「ランダム倶楽部」は、風車事業における財務会計行為に疑問を呈し「住民監査請求」を行ないました。しかし監査委員会は、財務会計処理や業務内容に問題はなかった、と簡単に訴えを棄却しました。現行の「監査委員会」は、談合の疑いがあっても、指名入札や随意契約が禁じられていても、財務処理が帳簿上整っていれば、問題にしないというのが実態なのです。

各種委員会等の民主的改革を

既存の「入札審査委員会」は、前述したように全て内部部局長で構成されており、馴れ合いと密室審議で議事録も有りません。

風車工事において、なぜ競争入札ではなく、指名競争入札による取り分け方式なのか？なぜ「特定建設工事共同体」による5分割工事になったのか？その理由を明らかにするために情報公開制度に基づいて情報を請求しました。しかし、いずれも文書が存在しないとして却下され、すべて闇の中なのです。

外部有識者委員で構成されている「入札事務評価委員会」は、内部委員で構成されている既存の「入札審査委員会」について、公共工事の入札および契約の適正化を図るためには、「公正性、透明性を確保し、馴れ合いを廃するよう」注意を促しています。

年度ごとに発行される行政評価調書も、内部の形式評価ではなく、外部評価によって厳しい評価調書にしていく必要があります。

公共事業で不明朗な事件を再発させないためには「事業評価監視委員会」を新たに設置して、事業立案から評価まで、その時々進捗状況を外部の目で監視するシステムを作る必要があります。その際「委員会」は、外部有識者等で構成し、必要に応じて、市民への説明会の開催を義務付けることが大切です。行政内に70近くある既存の委員会や審議会等の設置要綱を全て見直し、人選を内部委員だけでなく利害関係の無い公募委員も加えて馴れ合いを廃し、原則全面公開で透明性が高まるように改善する必要があります。

また各種委員会の審議内容は全て議事録保存を義務づけ、設置要綱に違反する行為があった時にはペナルティーを設ける必要があります。

封建的体質を打ち破る住民本位のつくば市政を

つくば市が誕生して20年、特例区となった今も、旧態依然の公共事業・土建行政がまかり通っています。議会は、議長と市長と保守議員が地縁、血縁、情実で結ばれ、馴れ合いが横行し、議会のチェック機能が失われています。意に添わない議員の発言には、不穏当発言だ、名誉毀損だなどと脅し、懲罰動議で出席停止の処分をしたり、不遜な態度で質問をはぐらかす横暴さです。風車問題を追及する議員と議会を傍聴する市民を逆恨みし、敵対的な態度を取る保守議員が多く存在します。傍聴者のちょっとした不規則発言に「つまみ

I 行政と財政

出せ」などと品性のない暴言を吐く横暴議員が議席を汚しています。

市長の顔色を伺う提灯持ち議員が、市議会にあまりにも多く議席を占めているのです。これまで一問一答形式で行なわれていた議会運営が廃止され、一般質問を制限する専制的な議会運営が行なわれるようになりました。

また不正腐敗の防止を目的に設定された政治倫理条例は、資産公開が市民の目に届かなかった時代に逆戻りするような改悪が行なわれました（図9）。

つくば市政では「よらしむべし、知らしむべからず（人民はただ従わせればよく、理由を説明する必要はない）」といった封建的なお上の論理が、いまだにまかり通っています。つくば市政と行政組織を民主主義の行き届いたものにしていくには、市長も議員も職員も「市民の僕（しもべ）」であり全体の奉仕者であるという自覚のもとに、高いレベルの倫理観と行動規範を持って市政運営に当たる必要があります。

つくば市政には、論理的な思考と物事を科学的に捉える気風が欠落しています。予算執行も親方日の丸で慎重さがなく、コスト意識が希薄です。市民の目が市政の隅々に届くようなシステムを、市民の手で作っていく必要があるでしょう。

選挙による一大決起で温かい市政を

2007年9月、「ランダム倶楽部」は風車問題に対する「議員アンケート」を行ないました。回答したのは33名中、14名の議員で、過半数の議員が不誠実にも回答をしませんでした。回答を無視したのは、つくばクラブ所属議員8人、政策研究会6人、平成会が5人となっています（図10）。

税金の無駄遣いに対して鈍感で、市民の要望や意見に耳を傾けない不誠実な議員、横暴

で封建的な市長に退場を願うために、いま主権者である市民に、良識と勇気が求められているのです。

後期高齢者医療制度が2008年4月から実施されることになりました。高齢者の尊厳を否定する制度に対して、全国津々浦々で見直し・中止を求める意見書が国会に提出されています。茨城県を含む、全国560の地方議会で請願・意見書が採択されました。

つくば市議会では、制度中止を求める請願は否決されましたが、2回目の見直しの請願でようやく継続審議になりました。

つくば市議会が、いかに市民の暮らしや福祉・医療に冷たい議会であるか、この一事を見ても明らかです。市民の暮らしに心を寄せない傲慢な議員や専横的な市長を選んだのは、他ならぬつくば市民です。横暴な市政の下で行政が何をしても関心を示さず、自分達の暮らし向きに声を挙げないような、未成熟な市民であってはならないと思います。

選挙の投票率は、そこに住む市民社会の成熟度を表す指標といえるでしょう。選挙管理委員会は、投票率が少なくとも60%に達するように、宣伝・啓発などあらゆる努力を傾注すべきです。投票率が有権者の過半数を下回った時には、再選挙というペナルティーを、選挙管理委員会に与える事も検討する必要があります。

市民の賢い選択による住民本位の温かい市政の実現が、今こそ待たれているのです。

市民、職員の日常的な努力が不可欠

また、つくば市民には、オンブズマンの活用、パブリックコメントへの対応、情報公開制度の活用、議会傍聴等、あらゆる方法で市政を能動的にチェックする日常的な努力が求められています。

公益通報者保護法についても、つくば市と



図9. 出席停止処分と腐敗防止の骨抜きを報じた新聞



図10. 議員アンケートとその回答を報じた新聞



図11. 報道されたつくばの風車事故

I 行政と財政

して実効ある制度にするためには、告発者が不利益を被らないよう通報窓口を庁舎外に設け、誰でも匿名で通報できる制度にして、告発し易い環境を創っていく必要があります。議員も職員も業者も良心をもって内部告発に協力し、市民と一緒に不正腐敗の無い、開かれたつくば市政にしていく努力が求められています。

あたたかな風が通うつくば市へ

3億円余の税金をつぎ込んだ末に負の遺産となってしまった風車を今後どうするのか、安全対策を含め、市民とともに考え、対処する姿勢が、つくば市政に求められています。

つくば市が早大を訴えた裁判は、お互いの主張が平行線をたどったまま、2008年2月25日結審しました。審理と平行して進められていた7回の和解協議も決裂しました。これにより、東京地裁の判決が言い渡されることとなりますが、市民にとっては疑惑の晴れる決着とはならないでしょう。

つくば市として東京高裁に上告するか否か、いまは判断できませんが、自ら犯した失態は消し去ることはできません。市民不在の不毛な訴訟を繰り返すよりも、潔く不祥事を反省し、教訓を行政運営に生かしていく努力を望まずにはられません

一方、「ランダム倶楽部」がつくば市を訴えた裁判の目的は、無駄にした税金を行政幹部から取り戻すことであり、公務に緊張感を与え、ずさんな行政姿勢を正すことになるでしょう。裁判が勝利するまでエールを送り続けたいと思います。

つくばの「回らない風車」は、裁判が始まってから校庭の片隅で電気が切られ、風が吹いても回らないようにワイヤーでブレーキが固定されていました。しかし2008年4月1日の昼過ぎ、谷田部南小学校の風車の1基が

最大瞬間風速22.1m毎秒の強風でワイヤーが緩み、回りだして破損事故を起こしてしまいました(図11)。春休みで子供達が少なく、けが人がでなかったことが不幸中の幸いでした。事故を契機にすべての風車の回転部分を取り外され、発電機をビニールで覆った異様な姿の残骸が校庭に立っています。

つくば市は子供達が集まる校庭という場所を考慮した安全対策をどのようにとっていたのか、学童・保護者や市民に検証結果を十分に説明する必要があります。

つくばの学童は、風車の回る勇姿にふれることがないまま、事故で撤去された頭部のない奇妙な姿を見ながら、これから先過ごすこととなります。風力エネルギーに対して、不信感と疑問を背負ったまま成長しないでほしい、と願わずにはられません。風車で発電される電力は、地球温暖化を防ぐクリーンで再生可能な国産のエネルギーなのです。

つくば市が環境教育として市民の提言を尊重して、マイクロ風車、太陽光発電、バイオマス発電などの事業を進めていけば、学童の科学教育にどんなに役に立っていたことか悔やまれてなりません。

理科離れが指摘されている中で、科学教育の基本となる百葉箱は多くの学校で老朽化し朽ち果てています。無駄にした税金の3億円があれば、全ての学校に百葉箱と風向・風速計、記録装置等の最新の気象観測用機器を備えることができたのです。風車を建てても、風向・風速計や記録計を設置する発想すら浮かばなかった行政のお粗末な見識が浮き彫りになった風車事件でした。

私たち市民は、不名誉な事件から教訓をくみ取り、住民に心をよせる温かい風が通う市政への改革をめざし、市民自らその歩みをつくば市の隅々から作り出す必要があるのです。
(新しいつくばを創る市民の会 河村俊次)

市議会の民主化を急げ

はじめに

議会は、市民の役にたっているのだろうか？議員は何を考えどのような行動をしているのだろうか？多くの市民がこのような疑問を持っているのではないのでしょうか。

しかし、いくら考えても頭痛が増すだけで、「私一人が考えても、どうにもならないか」と挙げ句のはては、選挙にも行きたくなくなり、政治から遠ざかる結果を生むのではないのでしょうか。このように考えると、議会と市民との間には大きな隔たりがあり、4年に一度の選挙、それも約半数の市民が棄権するという事態の中で、この「隔たり」を埋め合わせることは、とてもできないと思われま

す。それでは、この疑問をそのままにして無関心でよいのでしょうか。そうではないはずで

す。私たちのまちがどうなっていくかということに対して、まちの行く末を決定している議会というものに、主権者である市民は、疑問と同時に大きな不満も持っています。それは、マンション問題や風車問題、福祉や教育等を取り出しても、議会への不満が顕著にあらわれています。では、つくば市議会は、どうあるべきなのでしょう？現状と事例と経験からあるべき姿を検証したいと思います。

つくば市議会の現状

つくば市の現在は、TXの開通や沿線開発に見るように、ダイナミックに都市が変容しています。このような状況の中で政治の役割は、主権者である市民に市政の現状について説明責任をはたし、多様な市民の声を集約し、まちづくりに活かして行くことが大切です。

そのためには、議会の活性化が最も有効な手段といえます。つまり、議会の活性化は議会の民主化をもたらします。ところが、つくば市議会が活性化する動きは、まったく見えません。むしろ形骸化と閉塞感が充満しています。

それでは、事例をあげて見てみましょう。議員は、市政一般に対して執行部に質問や提言行う「一般質問」を行うことができます。これが最重要な議員の役割といえます。しかし、2005年の9月議会で一般質問のルールを一問一答制という有効な討議形式から、質問は3回までに規制する形式へと、議員自らの提案で賛成多数の決定をしてしまいました。また、市長への質問も通告外は厳しく規制されました。このような展開は地方分権が進む中で、議会の在り方を検討している多くの自治体の議会改革の流れに逆行するものです。また、市議会では、政治倫理条例を見直す特別委員会が設置され、議員の資産公開が緩和・骨抜きされました。

このような動きは、開かれた場である議会を閉鎖的にし、執行部との談合が常態化し、権力との癒着を生む土壌を形成します。その2年後の議長選挙では、2年交代制で行われて来た申合せがほごにされ、同じ議長が4年間変わらずにその座に居座るという権力の集中を生むことになりました。この象徴的な3つの事例は議会の形骸化と閉塞感を生む大きな原因となっています。

本来、地方政治は国政の論理とは異なる地域政治の論理、地方自治が原則になっています。議会は一院制で住民によるチェック機関として機能し、代表民主制と直接民主制（直

接請求)も備えたものです。ですから、議会での民主的な討議が大切です。ところが、市長(執行部)の進める施策を承認するのが与党で、反対するのが野党、与党にならなければ何もできないという論理で事が動かされています。

例えば、執行権もない議員が「あれは、私がやったんだ」といえるのは、市長サイドと談合したということではかないのです。ある日のこと、グランド東雲で恩師の出版記念パーティーがあったとき、議員さんに偶然会ったので「今日は何ですか」と聞いてみました。「ほら、今日はいつもの与党の集まりだよ」と挨拶しました。つまり、定例議会ごとに、宴会しながら執行部と打ち合わせをしているということなのです。

そして数少ない市民派の議員の質問を規制すれば、議場は執行部が提案した議案を追認するセレモニーの場になってしまうのは当然です。また、それを良しと思っている執行部と多勢の議員では、民主的な議会改革は絶望的です。

議会改革のヒントは市民の手中に

それでは、この絶望的なつくば市議会を活性化するには、どうすればよいのでしょうか。思い出していただきたいのは、2000年8月に政治倫理条例の直接請求に動き出した市民力です。この時は、5,000人以上の署名が集まり11月2日の臨時議会において全会一致で可決されました。つくば市の政治改革が市民と市民派の議員の協働で行われた、記念すべき事例です。

それから4年後の現体制は、この直接請求への反動の政治であるといえます。そして、現在の市議会の状況を見ると、政治改革の流れが止まれば、政治は停滞しかないという事、つくば市議会が現に証明しているのです。

さらなる改革へ

この停滞を活性化するには、市民の力と市民派の議員との協働をさらに強める以外に方法はありせん。それを後押しするように、日本の地方分権の流れも遅まきながら市民感覚に近付きつつあります。議会の制度改革もなされつつあり、自治体の自治基本条例と並列して、議会基本条例を制定する先進的な自治体もあらわれました。このような動きを見据えながら、反動に動いた市議会を市民の手で、再度改革への動きに変えることが必要です。根気はいりますが困難ではない道のりです。つくば市の市民には経験もあるし知恵もある、あとは連帯を恐れない自立した構えだけです。

具体的な改革への提案

以上を踏まえて具体的な提案をしてみます。

(1) 市民と議員(3人以上の議員の連名で条例提案ができる)との連携による条例の提案。提案は賛成少数により否決されることもあるが、必要な条例であれば何度も提案しよう。(例A)市民が傍聴しやすいように、夕方や夜に議会開催を行う条例提案。(例B)一般質問形式を一問一答に戻し分かりやすい議会に変える条例提案

(2) 議員有志の説明会の開催を呼び掛けよう。政党政派を問わず定例議会終了ごとに説明会を市民が開催し、有志議員に来てもらう。

(3) 議員との勉強会の開催。議会改革について市民サイドで勉強会を開催する。

(4) 議会内にも「議会改革調査会」を設置するよう請願を提出し、学識経験者等(市民も加える)の調査会設置(注1)をよびかけよう。

(5) 定例会を傍聴し市民の視線で市民版議会報を発行しよう。

まとめとして

以上のように具体的な提案をしましたが、改革に向けてのステップと位置づけています。基本的には議会が自ら改革に向かわなければ成し遂げられるものではなく、また社会状況の変化に伴い持続的な改革が必要です。上に示した提案は、すでに、他の自治体で見られるものです。つまり改革へのステップや議会改革については、ある程度の方策と施策が既にあるということです。

北海道の栗山町（注2）や伊賀市の議会基本条例にある市民参加と説明責任は、驚くほど革新的にみえますが、落ち着いて眺めれば、市民感覚を踏まえ条例として具体化したものです。

現在の市議会や市行政の進め方では、市民感覚を具体化することはできないと思われます。議会改革というのは、私たちがおかれている現状や地域社会の実態をふまえ、議会がどのような役割を果たすべきかを問うことです。談話がまかり通るつくば市の政治では、市民の目線に立ち暮らしや福祉・教育に力を尽くす自治体を創造することはできません。

（市民力つくば 野口 修）

（注1）**地方自治法 100 条の2**：普通地方公共団体の議会は、議案の審議又は当該地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。（2006年改正）

（注2）**栗山町議会基本条例の特徴**：

（http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/parliament/g_kihon.htmlより）

町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置／請願、陳情を町民からの政策提案として位置づけ／重要な議案に対する議員の態度（賛否）を公表／

年1回の議会報告会の開催を義務化／議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与／政策形成過程に関する資料の提出を義務化／5項目にわたる議決事項の追加／

議員相互間の自由討議の推進／政務調査費に関する透明性の確保／議員の政治倫理を明記／最高規範性、4年に1度の見直しを明記



三井ビル 19 階展望フロアからの眺望

筑波研究学園都市の中心に位置する三井ビルは高さが 87m あり、つくば市一の高さを誇る。自由に入ることができる 19 階の展望フロアからは、学園都市が一望でき、天気が良い場合は筑波山はもちろんのこと、日光の男体山など北関東の山々を眺められる（つくばの景観 100 より引用）。

行政と市民との協働

市民協働が求められている時代背景

日本は戦後、政府が様々な政策を先導することでその担う役割を増大させたため、市民は受益者となり自主自治の範囲が減少しました。しかし、近年、政府の財政赤字が膨らみ地方分権化が進み、行政と市民がともに助け合う協働のシステムの構築が求められるようになりました。

つくば市の協働事業の現況

つくば市においても、行政と市民との様々な協働事業が実施されています（表1）。

①1980年代はじめ～まつりつくば

1980年初め、新旧の住民のつながりを創ろうと市民、学生、職員手づくりの祭りが始められた。まつりは現在大きく育っている。

②1990年代～カピオ事業、市民憲章など

市と市民の協働の試行錯誤の時代だった。

③2000年代はじめ～環境分野での事業進展

花と緑、リサイクル、アースデイ、市民環境会議等で市と市民との協働事業が進展。

④2000年代～市・市民・企業の協働事業

男女共同、子育て、職場体験など市、市民、企業などの協働事業が幅広く進展。

⑤2007年～つくばスタイル事業

つくばスタイル事業は、市の公募型補助事業としては過去最大。市民委員も含めた審査会議を設けて審査され、申請者の公開プレゼンテーションなど新しい試みがなされた。

協働の問題点

つくば市の協働事業は大きく進展しましたが、まだまだ多くの問題点があります。

①市民も行政も協働の理念をまだ十分理解し

ていない。

②計画策定段階で市民と行政の双方に不信感があり協働に至らない場合が多い。

③市政全体として、市民協働の計画づくりや事業の実施の体制が十分確立されていない。

④市民と行政の情報の共有化が十分でないため、同じ土壌で議論できない。

⑤行政に協働の窓口がないため、市民と行政の協働を進める糸口がなかなか得られない。

行政と市民との協働ガイドラインづくり

前項のような問題点を解決するために、2007年に職員と市民各々のワークショップが開催され市民協働ガイドラインの素案が作られました。さらに2008年に組織された研究者、企業、市民からなる市民協働ガイドライン策定懇談会で両者の素案を基にガイドラインづくりが進んでいます。また、市民懇談会が開催され、多くの市民が意見を反映するしくみづくりも準備されています。

これからの協働のあり方

市民の声を聞く機会や場の創設、市民協働の窓口の設置など協働推進の環境整備が必要です。また、企画立案段階での市民参画制度、市民協働の補助事業の推進、協働事業の評価と見直しを行う検証システムの構築、さらに、行政情報の発信、市民活動情報の共有化、市民同士の連携による情報発信などができる情報共有システムの整備が不可欠です。

計画から実施まで行政と市民との協働が当たり前の時代になることを期待しています。

（つくば市の行政と市民との

協働を推進する会 矢澤容子）

I 行政と財政

表1 つくば市の主な協働事業（2008年4月現在）

実施年	事業名称	事業概要、協働の視点と評価等
1981 ～現在	まつりつくば	新旧の住民、筑波大学生、職員が実行委員会を組織して、新しい祭りを創造。年ごとに賑わいを増している。
1990 ～現在	アースデイつくば	学生、市民団体、企業、公益法人、行政が実行委員会を組織。毎日がアースデイとして、毎年200以上の環境啓発事業を企画実施。
1993	市民交流センター基本設計検討会	行政、市民、議員による検討会でカピオの事業計画について提案。ボランティアルーム、障害者によるレストラン等の案が採用。
1996 ～現在	つくば市生涯学習課市民講座	アースデイつくばに依頼があり、有志が企画委員となり年4回程度の講座を職員と協働で企画、運営し、市民の視点に立った講座を実施。
1997 ～1998	つくば市民憲章を考えるフォーラム	市民、職員が市民憲章のあり方について、6回の会議を重ね検討。市はガイドラインに近いものを想定していたが、まとまるには至らず。
1997 ～1998	つくば市環境基本条例	環境審議会委員15名中市民代表が8名、そのうち3名が公募委員。活発な議論が展開され、条例をつくる
1998 ～2000	つくば市環境基本計画	市が市民環境会議を設立し、公募市民150名が7つの専門部会に分かれ、4回の専門部会と7回の役員会を開催し、素案をまとめた。さらに、12名の審議会委員の内6名が市民環境会議から任命され、8回の審議会をへて計画がまとまった。
1998 ～現在	つくばアーバンガーデニング事業	市、市民、筑波大学、花卉農家等の実行委員会で、市内の花と緑のまちづくりや100本のクリスマスツリーの企画などの事業を展開。
1999 ～2007	つくば市民環境会議	環境課が事務局となり、上記基本計画策定後は6部会からエネルギー、水と緑、リサイクル、交通の4部会に集約して活動を展開。シンポジウム、見学会、学習会等の開催、報告書作成、職員と市民との総会開催。2007年より市から独立。
1999 ～現在	つくばのゴミを宝の山に	市民がつくばクリエイティブ・リサイクルを立ち上げ、市の補助金を元に家具、自転車の修理販売等リユース事業を展開。
2000 ～現在	つくば男女共同参画会議「つくば男・女（みんな）のつどい」	市と市民で運営委員会を組織し、男女共同参画社会の実現に向けた講演、シンポジウム等の企画運営。2003年つくば市男女共同参画都市宣言、2004年つくば市男女共同参画社会基本条例施行。
2001 ～現在	つくばウエルカムパーティー	つくば市主催。NPO法人ままとーんが受託し、転勤して間もない親子や妊婦さんを対象とした交流会を開催。
2002 ～2005	つくば市都市計画マスタープラン	都市整備課が事務局となり、公募市民が土地利用、公園・緑、交通、景観の4班でワークショップを開催し、計画案を提案。
2002 ～現在	つくばの景観100他	上記景観班は「つくばの景観100」の策定、景観見学会の実施など街並み景観推進室と協働で実施。
2002 ～現在	チャレンジアートフェスティバル	市、社協、市民で実行委員会を組織し、障害者の自立と社会参加を促進するために作品の展示と舞台発表を行う。
2004 ～2006	つくば市まほろば事業	環境省の環境と経済の好循環のまちづくりモデル事業で市、商工会の連携で市内小中学校に風車を設置し、エコマネーを発行し環境啓発事業を展開。回らない風車で事業が頓挫。
2004 ～2006	つくば市体験学習推進協議会	文部科学省公募型委託事業「エネルギー調べ隊」。市民、筑波大学エネルギー教育研究会、筑波大学学生団体、小中学校教員、職員による協議会が小学生を対象に新エネルギー啓発事業の企画運営を担う。
2004 ～現在	つくば子育てカレンダー	筑波大学、市民、つくば市が、子育て支援ネットワーク「かるがも・ねっと」を組織し、子育てに関わる情報収集発信、学習会等を開催。
2005 ～現在	つくば市キャリアパスポート事業	国による公募型委託事業として、小中高を対象にした職場体験を、企業、市、商工会が協働で実施。
2007 ～2008	市民提案型つくばスタイル事業	70の応募事業のうち38事業を採択、約4,000万円の交付。申請者が事業内容を公開説明する方式により、市民も入った審査員で審査。
2008	つくば子育てべんり帳	つくば市発行の育児情報冊子で、NPO法人ままとーんが編集を担当。

保育所の現状と今後

安心して子どもを生み育てられる「まち」に

保育行政を後退させないで

少子化対策問題が話題となつてずいぶんたちます。国は出生率を上げるために、新しいメニューを何回も提起していますが、期待したような効果は上っていません。原因として、対象となる世代の生き方が多様になってきたこともありますが、最も大きな理由としては、安心して子どもを生める条件、雇用形態、経済的裏づけ、保育所の数と質などの貧しさがあると考えます。出生率が大きく上向いたフランスでは、子育て世代の労働条件を大幅に改善し、30種類の子ども・家族関連手当をつけていると報じられていました。

国の方針は、県、自治体の施策に具体的な形で表れています。「規制緩和」の名のもとに、既存の保育所では定員に対し、4月は115%、5月からは125%の子どもの受け入れが可能となりました。近年のつくば市の保育所の整備状況は、表1のように、私立保育所だけが新設されています。さらに財政難を理由に、公立の民営化を考えています。また、「補助金は多様な親のニーズに応える保育所だけにしか出しません」という姿勢に変わってきています。国、県、市とも次々に無理な課題を保育所に押しつけ、現場は大変な状況です。例えば、病児保育に補助金をつける条件は、これまで看護師1名または11時間開園だったが、2名または13時間にハードルを上げた、等です。そのしわよせは職員と子どもの上におおいかぶさっています。

さまざまな厳しい条件の中で、仕事と子育てを両立させたいという世代の人達にとって、保育所の果たす役割は増々貴重になっています。

財政難を理由に貧しい保育行政にあともどりするのではなく、未来をになう子どもを健やかに育てられる保育所、働く父母が安心して託せる保育所、そんな保育行政をつくば市に求めます。

つくば市保育所の数と児童数

2007年12月現在の保育所入所児童の現状を表2と表3に示します。つくば市は地域的に広いので、空きがあっても通園できない実情があります。私立保育所はどこも定員を超えており、平均1.13倍以上受け入れているのです(07年12月時点)。公立保育所は地域によってバラツキがあります(図1)。

つくば市保育所の課題

私立保育所が定員を大幅に上回って受け入れていることを、誰も望ましいとは思っていません。待機児童解消という国の方針と、経営上の理由から受け入れざるを得ないのです。合併に伴い、保育所の公私間格差をなくす目的で、私立保育所の運営費補助金がつきました。それが、市長が変わり市の方針が変わった事により、年一人当たり36,000円(2005年度)であった市独自補助金は、2008年度ではゼロになります(表4)。その埋め合わせとして各保育所は補助事業を増やすか、こどもを多く受け入れざるをえないのです。市の保育行政を受け止めて頑張っている私立保育所に対し、つくば市はカットした独自補助金を元に戻す必要があります。

子育て支援を真に考えるならば、保育所を増やし、どの地域の保育所も0歳からの保育をす

II 医療と福祉

ること、全ての子ども達によりよい保育と環境をつくる必要があります。表5に見るように、日本の職員一人がみる子供の数は、他の国に比べて約3倍も多いのです。

公立保育所の民営化反対運動

2005年11月、つくば市は公立保育所と民間保育所の数的不均衡等を理由に、公立の民営化推進を打ち出しました（2007年度から6ヶ所を段階的に民営化）。

つくば市職労、つくば市保育所父母の会連絡協議会、保育環境を考える会等では民営化に反対するために学習を重ね、ビラ配布、署名活動などを行い運動の輪を広げてきました。2006

年6月市議会に、2つの団体から請願が出され、その結果以下の項目が趣旨採択されました。

①現在の計画案の日程、内容で民営化を進めないで下さい

②市民、保護者にもっと情報を出し、説明してください

③子どもを安心して育てられるように予算をけずらないでください

しかし、市の方針は変わっていないので、今後つくば市の動向を監視していくことが必要です。

（東在住、元私立保育園勤務 山崎ひと子）

表1 近年の保育所整備等の状況（2003年度～2007年度）

年 月	保育所数	定員数	増員数	内 容
2003年4月	31	2,980	180	・合併に伴い茎崎地区3保育所増（公立）
10月	32	3,025	45	・ケアーズ保育園定員45人創設（私立）
2004年4月	32	3,055	30	・かつらぎ保育園30人定員増（私立）
10月	33	3,115	60	・フラワーチャイルド保育園定員60人創設（私立）
2005年5月	34	3,265	150	・さくら学園保育園定員150人創設（私立）
2006年4月	34	3,275	10	・まつぼっくり保育園10人定員増（私立）
10月	35	3,335	60	・かなめ保育園定員60人創設（私立）
2007年4月	36	3,410	75	・東平塚保育園定員60人創設（私立） ・ケアーズ保育園15人定員増（私立）

表2 つくば市保育所の数と児童数（2007年9月現在）

	公 立	私 立	合 計
保育所数	23	13	36
定員数	2120	1290	3410
入所者数	1915	1453	3368

II 医療と福祉

表3 公立・私立保育所の定員・入所児童数の年齢別内訳（2007年9月現在）

年齢別 内訳	公立		私立		合計	
	入所定員	入所児童	入所定員	入所児童	入所定員 合計	入所児童 合計
0歳児	108	107	157	156	265	263
1歳児	228	226	217	213	445	439
2歳児	333	320	279	265	612	585
3歳児	444	410	303	278	747	688
4歳児	500	407	299	293	799	700
5歳児	505	445	252	248	757	693
合計	2118	1915	1507	1453	3625	3368

表4 私立保育所へのつくば市独自補助金カットの現状

2005年度	3,600（円/年・1人）
2006年度	24,000
2007年度	12,000
2008年度	0

表5 職員配置基準の国際比較

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	ニュージーランド
児童	4歳以上	3歳以上	歩行できる	3・4歳以上	2歳以上
職員1人あたりの児童数	30（人）	10	8	8	10

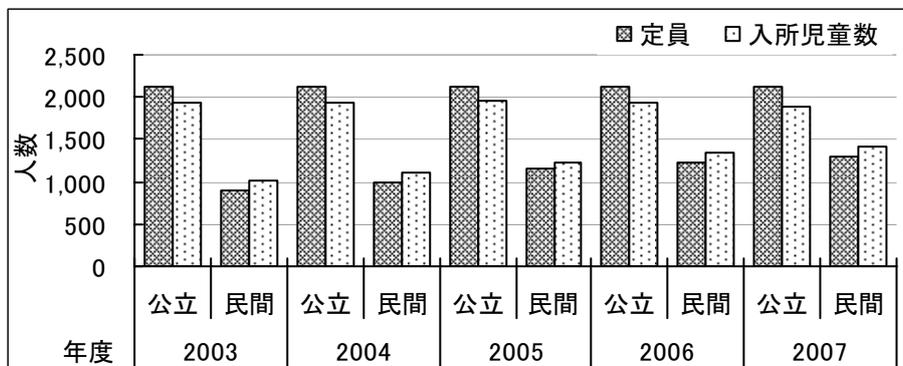


図1 公立・民間保育所別の定員と入所児童数比較

介護保険の現状とその周辺課題

高齢者を社会全体で支えるという触れ込みの下、8年前の2000年4月に導入された介護保険制度。この制度は当初からいろいろと問題の多い制度でしたが、ここ数年の流れは露骨なほどに利用者負担・利用抑制の方向へ大きくかじ取りされており、ますます使いつらい制度になってきています。それはつくば市においても例外ではありません。スタート時からこの制度の現場に身を置き関わってきた一人として、その現状を幾つかのポイントに絞って報告し、問題点を提示していきたいと思えます。

居住費・食費の保険外しで増える経済的負担

2005年の10月から、通所サービスの食事代やショートステイ利用者・施設入所者の居住費や食費が自己負担となり、経済的負担が増えています。通所サービスやショートステイ利用の場合、介護度によってはそれ以前の倍近い、或いはそれ以上の利用金額となっており、施設入所の場合では一月当たり数万円以上の負担増。このため入所継続が困難となり、退所に至ったり入所を辞退する人が出てきています。減額制度はありますが、受けられるのは住民税非課税世帯のみで、多くの利用者や家族の肩に経済負担が重くのしかかっています。この負担増を少しでも緩和させようと、独自の減額制度をつくる自治体が全国に広がっています(表1)。つくば市も独自の助成制度を設けて、対象者を更に拡充して欲しいと思えます。

進むヘルパーの利用制限

ヘルパーの利用制限がどんどん進んでいます。一回の生活援助を受けられる時間を1時間半までに制限、要支援者への訪問回数を減らし、散歩の付き添いや通院時の院内介助を原則認めないなどの外出介助制限、そして同居家族がいる場合の生活援助も原則禁止となりました。

つくば市では条件付で通院時の院内介助を認めていますが、要介護3以下の場合には聴力・視力障害、または認知症がなければ対象外です。家族の介護協力が得られず、通院先の職員による院内介助も期待できない場合(殆どの医療機関がそうです)、軽度認定者でも歩行不安定で転倒のリスクの高い人や、認知症は無いが脳こうそく等の後遺症で言葉がスムーズに出ずにコミュニケーションが上手く取れない人はどうしたらよいのでしょうか。介護度に関係なく、必要性のある人には院内介助を認めるよう切望します。

また転倒の危険性のある人の散歩の付き添いや引きこもりを防ぐ為の外出支援に関しても再考していくべきだと思います。人はどのような身体状況になっても、地域と関わって、これまで築いてきた人間関係を出来る限り継続させながら生活していくことが大事で、それが生きがいとなり心身機能の維持へとつながっていくのではないのでしょうか。そしてそれが可能となるように支援していくのが介護保険の役割ではないかと思うのです。

同居家族がいると生活援助が受けられないというのもおかしな話です。そもそも介護保険制度は「介護の社会化」による「家族の介

表 1 2007 年 10 月から介護保険の利用料軽減に取り組む自治体

自治体	内 容
東京都港区	通所介護の食費負担据え置き（所得制限なし）。区が調理コスト分を事業者に補助
東京都渋谷区	住民税非課税世帯で基準額（1人世帯で年収 180 万円、貯預金 350 万円）以下の人に通所介護の食費、短期入所の滞在費・食費の 25%を助成
長野県松本市	社会福祉法人の利用者負担軽減で、第 2 段階（年金が 80 万円以下）の減額率 2 分の 1 を維持。民間事業者も対象。在宅で 1 割負担が 2,200 円の場合、国基準は 1 万 5,000 円だが、市は 1 万 1,000 円。
長野県豊丘村	社会福祉協議会の通所介護の食費補助（300 円）を他の事業所に拡大。短期入所で利用者負担第 4 段階（住民税課税所帯）を対象に 1 割負担の 20%を助成
大阪府吹田市	通所介護全利用者の食事代に 100 円補助

「介護負担軽減」目的でスタートしたはずですが。それに介護保険法二条三項には、保険給付は「被保険者の選択に基づき」提供するとうたわれており、利用制限は法の理念にも矛盾すると思います。家族の就労等により日中独居となる高齢者へのサービス制限は、在宅介護の継続を困難とさせ施設入所選択を余儀なくさせるか（入所費が高いために、させたくても出来ないケースも多い）、家族のいずれか（多くは嫁又は娘）が仕事をやめざるを得ないような状況を生み出しています。「可能な限り住み慣れた自宅で家族と共に生活していきたい」という高齢者のささやかな願いさえもかなえられなくなる様な利用制限は早急に見直されるべきです。

現行の介護認定方法が生み出す利用者の不利益

2006 年 4 月の「介護予防」新設と連動した動きでしょうが、介護度判定が以前より厳しくなっています。私が担当しているケースでも、心身状態は変わらないのに前回より軽

く認定される人が出てきており、このためサービス内容の変更を余儀なくされ、自己負担が発生するという事態が起きています。

つくば市では 2007 年度、要介護 1 から要支援 1・2 または非該当となった割合は約 17%、要介護 2 からは約 3.5%（非該当無し）、要介護 3、4 からでも合わせて約 1%の人が要支援へ移行しています。更新申請者数全体で見ると、約 18%の人が前回より軽い認定結果になっています。その中には実際に心身状態の改善により介護度が軽くなった人もいるでしょうが、3 割を超える人がその結果を不服とし再審査（以下区分変更と言う）の手続きを取っています。中には認定結果に不満を持ちながらも諦めてしまう人もいるので、実態はこの数字以上と捉えてよいでしょう。

認定審査会では、サービス利用状況を判定時の判断材料にはしていないのですが、その人のサービス利用状況をある程度考慮するのが、福祉の心を持った、血の通った審査会というものではないでしょうか。安易に介護度を落とせばどんな結果を生むことになるのか、

想像力を働かせて欲しいと思います。

そもそも現行の認定方法に大きな欠陥があるのです。それは、介護度が本人の心身状態のみで判定され、世帯構成や家族の介護状況等は考慮されないという点です。いくら介護度が重くても介護力のある家庭ではサービス利用率はそれ程高くなり、一方軽度者でも介護力の無い家庭では利用率が高くなるという側面があります。つまり現行のままでは介護度とサービスの利用割合は必ずしも比例しないということです。本来なら介護度に関係なく必要なサービスが受けられるようにすべきなのですが、それがかなわぬ現状では、せめて介護度を決定する認定審査会で、介護状況・利用状況等を考慮した判定をして欲しいと思います。

絵に描いたもちの自立支援サービス

すでに述べた様に認定結果に納得いかなかったり心身状態が変化した場合、区分変更の手続きを取ることが出来ますが、希望する介護認定がおりるとは限りません。その様な場合、サービス内容によっては支給限度額を超えてしまうケースが出てきます。そして、超えた部分の金額は10割負担となるため大変な負担増です。もしその人が障害者手帳を取得しているケースなら、障害者自立支援サービスを併用することにより自己負担を抑えることが出来るのですが、その実態は使えない制度、絵に描いたもちといったところです。

私は昨年度1ヶ月平均30数件の在宅プランの作成に関わり、その内の3ケースに自立支援サービスの併用を試みましたが、いずれも導入には至りませんでした。この内の2ケースは繰り返し区分変更を掛けるなどして自己負担額を最低限に抑えることが出来ましたが、1ケースは区分変更の審査を受けても介護度が変わらず、10割の自己負担額が大きく

のしかかり毎月の支払い合計金額は20万円以上にもなりました。結局この方は在宅継続困難、施設入所となりました。

この障害者自立支援が、いかに利用者の立場に立っていない使いづらいサービスかは、申請から利用開始に至るまでの時間の長さ象徴されています。介護保険では、サービスの必要性が高い場合は申請と同時に利用を開始することができ、認定結果も1ヶ月程おりますが、自立支援の方は認定結果が出るまでサービスは利用できず、その認定結果もいつおるか一定の目安がない状況です。その原因は、審査会は申請者が一定数集まらないと開催されず、その数が少ない自立支援の場合、審査会の定期開催が出来ないからです。

前述した3ケースの内2ケースの家族は、この説明を聞き申請を諦めました。残りの一家族はそれでも申請し、2ヶ月過ぎてやっと認定結果を受け取ることができましたが、結局サービス調整はかけてもらえず、介護保険の区分変更申請を再度（既に一度やったばかりでしたが）行うよう勧められました。この自立支援に振り回された数ヶ月間、限度額オーバーによる10割の自己負担が発生していたことはいうまでもなく、“制度があるのに使えない”現状に強い憤りを感じずにはいられませんでした。

今ある制度を利用可能なものとし、それを必要としている人々の生活を支えていく。それが行政の果たすべき役割であり、制度に魂を吹き込むということではないのでしょうか。

すでに述べてきた問題以外にも、介護保険と医療保険の併用を原則認めない様々な制限があり、高い保険料は強制徴収されているのに介護保険の制度が“使えない”方向へとどんどん進んでいる現状に、国の進める医療・福祉抑制、棄民政策を実感しています。

(ケアマネージャー 荒井富枝)

市の成人対象健康診査

これまでの状況

40歳以上の成人を対象とした健康診査は、「国民の老後における健康の保持」(老人保健法)を目的として、さまざまな病気の早期発見を早期治療に結びつけるため、国の責任で自治体を実施しています。検査項目は自治体ごとに充実させ総合的な健診とされてきました。

つくば市では、基本健康診査(基本健診)に加えて、各種ガン検診、C型肝炎ウイルス健診(節目)も行われています。

保健生協つくば支部のニュースによると、つくば市での基本健診の受診状況は表1のように推移しています(スマイル77号、104号)。

ほとんどの人が、健診により何らかの異常を指摘されており(表2)、日常生活を維持していくためにも健診の受診は重要であることがわかります。受診率がわずかながらでも上昇傾向にある(表1)のは、これが住民に浸透しつつあることを示しています。

しかし、つくば市での受診率は、当初の厚生労働省の目標値50%はおろか全国平均の40%強にも、はるかに及びません。特に働き盛りの年代の受診率の低さが解消される気配は見えません。

受診率向上のために

受診率向上の妨げとなる要因として、国の医療福祉関係の支出抑制が地方自治体での関連事業遂行の意欲をそいでいる、という環境があります。これを市民がはね返していかなければなりません。

交通の便の確保も含めて受診機会を増やす

ことが必要です。特に働いている人には、例えば休日にも受診できるなど、何らかの対策を考えてほしいと思います。

健診内容の充実も必要です。歯科検診を加えている自治体も増えています。受診を呼びかけるキャンペーンと併せて、適切な「受診結果の公表」も必要です。

つくば市保健福祉部では、平成14・15年度に「福祉の概要」冊子を作成しましたが、その後途切れています。継続を望むところです。

今後どうなるのか

平成20年度つくば市健診は、形の上では従来どおり行われるようです(要検証)。しかし、「後期高齢者医療制度」が従来の健診を大きく変えようとしています。

まず、健診の主体が国や自治体から保険者(国保連合会・広域連合)に変わります。

基本健康診査が特定健康診査(特定健診)へと呼び方が変わり、生活習慣病の早期発見による重症化予防に、より重点が置かれます。これはこれで良いのですが、従来の健診内容が後退する可能性があります。さらに問題は、「高齢者には健診は必要なし」という考えが見えることです。後期高齢者へは健診の義務はなく、「努力目標」となります。

「福祉都市宣言(1992年)」にもあるように、「市民の英知を結集した福祉の充実」にふさわしい健診が行われるよう、住民(受診対象者)、行政、医療関係者による絶えざる検証が必要です。

(上ノ室在住 横山和夫)

II 医療と福祉

表1 つくば市での基本健診の受診状況

年齢	年度	対象者数	受診者数 (受診率 %)	健診結果 (割合%)		
				異常を認めず	要指導	要医療
40～49	1999	11813	1840 (15.6%)	247	743	589
	2006	12068	1910 (15.8%)	353	836	721
50～59	1999	11530	2079 (18.0%)	167	663	813
	2006	14338	2858 (19.9%)	286	941	1631
60～69	1999	11055	2685 (24.3%)	97	541	1198
	2006	14954	4443 (29.7%)	226	1248	2969
70～	1999	14403	2794 (19.4%)	30	286	844
	2006	21317	6216 (29.2%)	181	1911	4124
総数	1999	48801	9398 (19.3%)	722 (7.7%)	2622 (27.9%)	6054 (64.4%)
	2006	62677	15427 (24.6%)	1046 (6.8%)	4936 (32.0%)	9445 (61.2%)

(注) 1999年度の数字には不明な部分がある。

表2 検査結果別要指導・要医療者数

年齢	年度	高血圧境界領域	高血圧	心電図異常あり	貧血(疑い含む)	肝疾患(疑い含む)	アルコール性	糖尿病(疑い含む)	腎機能障害(疑い含む)
40～49	1999	133	47	166	391	132	14	39	247
	2006	149	71	185	408	144	7	87	65
50～59	1999	390	118	269	195	208	23	149	410
	2006	538	294	415	280	360	16	342	155
60～69	1999	863	218	617	254	235	14	259	630
	2006	1237	672	926	581	621	15	937	353
70～	1999	1088	294	975	497	184	4	356	690
	2006	2085	1773	2153	1690	636	4	1538	1281



つくばりんりんロード

旧筑波鉄道の線路跡に整備された。自転車の人、散歩の人、健康のために歩く人、様々な人が行き交う自転車道路と旧集落がとけ込んでいる(つくばの景観100より引用)。

障害児・者福祉の充実を求めて

背景

障害児・者が社会の一員として安心して暮らすには、早期発見、療育、学校教育、卒業後の就労など日中活動の場、グループホームなどの生活の場、そして充実した余暇が必要です。現在、つくば市で障害者が本当に安心して生活できる制度や環境が整っているのでしょうか。

増え続ける障害者

障害者の数は全国的には増え続け、700万人（2007年版「障害者白書」）を越えています。市内の障害者手帳所持者は2004年度の3,742人から2007年度には5,231人と1.4倍に増え、人口比でも2004年の2%から2.7%と高くなっています（表1）。

障害者自立支援法の影響

2006年4月に施行された障害者自立支援法は、福祉サービスの原則一割負担（応益負担）により利用者の負担を増大させるとともに、利用料の日割り計算や単価切り下げにより、施設運営を困難にしています。

施行後には、利用者の負担増によるサービスの利用抑制、外出控えなど障害者にとっても非常に大きな負の影響が出ています。

今後も、全国的な反対運動が必要であるとともに、県や市の独自施策による改善も必要です。

制度の変更による施設運営への影響

この間の急激な制度変更による影響を、障害児学童保育を例に見てみます。つくば市の学童保育（学童クラブ）は主に市内の児童館を利用して実施されています。日中活動の充実を希望する障害児は多い（表2、表3）のですが、定

員や指導員の関係からその受け入れは少数でした。そこで、1) 障害児の放課後を豊かにする、2) 母親の就労、社会参加の権利を保障しよう、と親や市民が協力し市の施設を借りて、1991年4月に障害児学童保育「ポランのひろば」をスタートさせました。親の負担は最初的全額負担から、市の補助、支援費制度により一時的に減りましたが、障害者自立支援法により負担が大幅に増えました。施設の収入も同法により大きく減り、現在は「児童デイサービス事業（18歳未満）」として活動しています（表4）。

つくば市障害福祉計画

つくば市では障害者自立支援法にともない、1) 障害福祉サービスの見込量と確保策、2) 地域生活支援事業の実施策、3) 施策の推進、を内容とする「つくば市障害福祉計画」を2008年3月に策定しました。

障害児の教育

2007年4月、茨城県つくば市に特別支援学校として、つくば養護学校が開校しました。この学校は、「つくば市に養護学校をつくる会」が1995年6月6日の県議会に請願し、その後は継続審議となり、1998年3月議会で請願書が採択され、開校に至ったものです。また、障害児は市内の通常学校にも通学しており、教育補助員が配置されています。

提言

つくば市障害福祉計画にうたわれている「ライフステージの全ての段階において、全人的復権をめざす『リハビリテーション』と、障害のある人もない人も共に住み慣れた地域や家庭で

II 医療と福祉

生活し、活動する社会をめざす『ノーマライゼーション』の考え方に基づき、『完全参加と平等』をめざしていく」という理念を実現していく上で、行政と市民との協力が重要です。そのためには、地域自立支援協議会を障害者やその家族

が参加し、意見が反映できるシステムにする必要があります。また、通常学級や養護学校を充実させ、個々の障害児・者の実態に合った教育の場を実現することが求められています。

(全国障害者問題研究会茨城支部 児玉正文)

表1 障害者手帳数の推移

年度	人口	障害者の比率	障害者数	身体	知的	精神
2004	186,674	2.00	3,742	2,940	570	232
2005	188,391	2.26	4,249	3,338	609	302
2006	191,100	2.49	4,765	3,775	654	336
2007	194,652	2.69	5,231	4,175	725	331

「つくば市障害福祉計画、統計つくば」等から作成、各障害者数は手帳所持者数

表2 つくば市内の児童デイサービス (2007年度実績)

実施事業所名	1日の利用定員	利用登録者数		利用延人数	
		就学前	就学後	就学前	就学後
障害者センター桜	20	90		2,772	
障害者センター豊里	20	59	6	2,607	51
障害者センター荖崎	10	32	20	1,328	316
ポランのひろば	20		23		

表3 つくば市の日中一時支援事業 (2007年度実績)

協定事業者数	就学年齢者		
	受給者証交付数	実利用者数	延べ回数
7	92	56	1,051

表4 制度変更に伴うポランのひろば学童の事業名と費用負担の変遷

1991.4	子ども9名と指導員3名で学童クラブスタート (任意団体補助金なし)
1994.4	つくば市障害児の放課後等支援事業の補助を受ける (10万円/年)
1997.4	子ども22名 指導員8名 つくば市放課後児童対策事業の委託 (85万円→115万円)
2002.9	特定非営利活動法人 (NPO法人) の認証を茨城県知事より受ける
2003.4	小学生学童クラブ: 国の障害者支援費の「障害児ディケアサービス事業」 中・高生学童クラブ: つくば市委託の「障害児ディケアサービス事業」→個人の負担減
2006.1	障害者自立支援法施行: 児童デイサービス事業 (18歳未満) → 個人負担が増え、施設への国負担減 子ども21人、指導員のべ17人

市内の県立高校の現状と今後

はじめに

現在、つくば市内には公立の中学校が 14 校あり、1 学年 1800 人～1900 人前後の生徒が在籍しています。それに対して、県立高校は筑波高校、竹園高校、並木高校、つくば工科高校、荃崎高校、上郷高校の 6 校で、つくば市内の中学校卒業生の約 30%（2007 年度の場合 32.7%）がつくば市内の県立高校に進学しています。

現在、茨城県では高校進学率が 98%を超えています。当然のことながら、中学生にとっては自分の希望する高校に進学できるかどうか非常に重要になっています。

しかし、年収が 200 万円に満たない「ワーキングプア」と呼ばれる労働者が 1000 万人を超えている現代にあつては、高校進学にかかる経済的な負担も大きな問題で、県立高校の果たす役割は大きいと言えます。

ところが、国も県も「財政難」を理由に教育予算を削減することに躍起になり、茨城県では高校統廃合が推進されています。

現在進められている高校統廃合の実態

現在、茨城県では「県立高等学校の再編整備の後期実施計画」（2006 年 2 月策定）に基づいて高校統廃合を具体化しています。

これは、2000 年 2 月に出された「茨城県高等学校審議会答申」を踏まえて出された計画です。

「茨城県高等学校審議会答申」では、「本県の中学校卒業生数は、平成元年 3 月には約 49,000 人、平成 10 年 3 月の中学校卒業生数は、約 39,000 人となっており、約 10,000 人減少している。さらに、平成 17 年 3 月の中学校卒業

生数は、約 32,000 人と推計され、今後、7 年間で約 7,000 人の減少が見込まれている。」

「今後、予想される削減学級数は約 120 学級と考えられる」「中学校卒業生の減少やそれに伴って今後必要とされる募集学級数の大幅な減少、学校としての活力を保つための適正規模等を勘案すると、現在の県立高等学校の配置については、統廃合を含めた再編整備を検討する必要があると考えられる。」と高校統廃合の必要性が答申されました。

茨城県教育委員会は、その後「前期実施計画」（2003 年 2 月策定）「後期実施計画」（2006 年 2 月策定）を公表し、2004 年から 2010 年までの期間に 12 件の統廃合（うち 1 校は分校化）を具体化する計画を立てました。県教育委員会は当初「高校審議会答申」でも使われていた「統廃合」ということばを使うことをやめ、「再編整備」「統合」ということばを使っていますが、実態は高校統廃合（11 校の廃校）であることは変わりません。

つくば市の県立高校はどうなるのか

つくば市の県立高校は、「後期実施計画」で計画の対象となりました。まず、県立上郷高校が常総市にある石下高校と 2009 年度に「統合」されます。結果、上郷高校では今年 2008 年 4 月に入学した生徒が入学生としては最後となり、この生徒たちが卒業する 2011 年 3 月には閉校となります。

また、県立並木高校が今年度 2008 年 4 月から中等教育学校（中高一貫校）に改編され、「前期課程」（中学部）が 3 学級募集されました。今後「前期課程」は 2010 年度より 4 学級募集になりますが、高校の募集は 2008、2009

Ⅲ 教育と文化

年度が 5 学級、2010 年度が 4 学級となり、2011 年度からは高校の募集が無くなります。結果、「後期実施計画」によってつくば市から二つの県立高校が消えることとなります。

今後の高校統廃合計画

茨城県高校審議会は昨年 8 月に再開され、2008 年 4 月に「第 1 次答申・生徒減少に対応した活力ある県立高等学校づくりを図るための学校の適正規模・適正配置について」を発表しました。

答申は「本県の平成 20 年 3 月の中学校卒業生数は、約 30,000 人と見込まれるが、平成 32 年 3 月の中学校卒業生数は、約 25,500 人と推計され、今後 12 年間で約 4,500 人の減少が見込まれる。」「削減学級数は 96 学級程度と考えられる。」「単独の募集停止を含め、これまでの対等統合とは異なる方法を検討する必要がある。」というような内容になっています。

この答申は、前回の答申と非常に似た文面となっていますが、「全県的な視野に立つとともに、個々の学校の置かれている地域の実情を勘案しながら検討を進めていく必要がある」「中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれる県北山間部の過疎地域については、特段の配慮が必要であろう。」「統合の基準の適用にあたっては、慎重に検討することが必要であろう。」など機械的な統廃合に対する懸念も表明されています。

これは、中学校卒業生数の減少に地域間格差があることによります。半減する地域もあれば、増える地域もあるのが実態です。機械的な統廃合が進めば、遠距離通学が余儀なくされ、高校に進学できない中学校卒業生が増

大することになります。

つくば市に住む中学校卒業生数は、2006 年度が 1857 人であるのに対して、2020 年度には 2017 人となり、160 人増の 1.09 倍となります。つまり、つくば市に住む中学生は今後増えていくにもかかわらず、つくば市にある県立高校が減らされるというのが実態なのです。

茨城県教育委員会は、入学生が 40 人以上の定員割れを起こしていることを理由に、2008 年 4 月から進級時学級減を強行しました。上郷高校で新 2 年生が進級時に 3 クラス編成から 2 クラス編成になり、荃崎高校で 4 クラス編成が 3 クラス編成になっています。

つくば市でも、県立高校のさらなる統廃合を許さず、小規模校の存続を求める地域の運動が緊急の課題となっています。

小規模校の果たしている役割

2008 年 4 月に、教育特区を活用して、つくば市に株式会社が運営する通信制高校が開校しました。新聞記事によれば定員は 1500 人で新入生は 180 人、教員は常勤 8 人、非常勤 4 人であるということです。教育内容が全く異なると言っても、生徒の数に対して教員の数の少なさは驚くべきものです。

それに比べ、中学校時代の不登校や学業不振で自信を失いかけた子どもたちの居場所を作り、成長を保障している小規模県立高校の持っている教育力は大きいと言えます。「小規模校は活力がない」と小規模校を統廃合する前に、小規模県立高校の果たしている役割を市民の立場から議論していくことが求められています。

(茨城県高等学校教職員組合 岡野一男)

つくば養護学校の現状と課題

はじめに

2007年4月、父母・教職員をはじめとした障害を持つ子どもたちにかかわる多くの県民の願いと署名請願運動により、「つくば養護学校」がつくば市玉取に開校しました（図1）。

つくば養護学校は茨城県初の知的障害と肢体不自由に対応した「知肢併設」の養護学校です。その通学区は、知的障害の児童生徒はつくば市のみ、肢体不自由の児童生徒は北は石岡市から南は利根町と広範囲にわたっています。

開校時の児童生徒数は211名で、教職員144名の大規模な養護学校です。20年近くの県民運動の成果として開校した学校ですが、開校時から多くの問題を抱えてのスタートになりました。

つくば養護学校の過密化の原因

問題の根幹は生徒数の増加にあります。この背景には、つくば養護学校設置の検討段階における児童生徒数の過小評価、県やつくば市の就学指導のあり方、学区の区分などの問題があります。

①検討段階での生徒数の過少見積り 交通機関（つくばエクスプレス）の拡充に踏み切った以上、学齢期人口の増加を予測して対応するのは行政の責任です。この状況下での養護学校の新設は、十分な「余剰」と拡充の余地を持って検討すべきでした。

②就学指導の充実を インクルージョン（統合教育）は人権保障を目指す国際的な施策として条約でもうたわれています。一般・普通学校でも、障害を持った子どもたちの教育を受ける権利を保障することが必要です。

しかし、そのためには一般・普通学校での「支援員」の増員を図るとともに教育内容の充実を図るべきです。筑波大学を擁するつくば市として、アカデミズムに基づくインクルージョン教育が期待されています。

③通学区の再編成 今後も加速が予想される人口増を考えると、早急に通学区を再編成する必要があります。

現状と課題

①普通教室不足 開校2年目でありながら、教室間を移動隔壁による間仕切りをして数を確保しています。しかし、それでも教室不足は解消されず、本来普通教室以外の目的で使用されるはずの部屋（グループ室等）が教室として利用されています。

教室不足の問題は、単に数を確保するだけのやり方では、一人ひとりの子どもに合わせた教育活動が制限されてしまいます。

県内初の知肢併設校ではありますが、1つの保健室に養護教諭2名、1つしかない狭い体育館、狭い給食室及び調理室等々、本来知的障害と肢体不自由の2校を1校で賄うための財政的合理化が目的であったのではないかと考えたいような現状です。

開校2年目にして、既に校舎の早急な増築が必要になっています。

②給食 県教育委員会が想定した180名を大きく超える211名の児童生徒の転入学により、開校当初から調理室はスペース・人員ともに限界ギリギリの状態でした。

障害を持つ子どもの場合、「きざみ食」や「ミキサ一食」などの再調理を必要とします。特

Ⅲ 教育と文化

に、肢体不自由の児童生徒にとっては、学校での摂食指導は文字通り「生命線」と言ってもよいほど重要な意味を持っています。

また、2008年度は一部教職員への給食が出せなくなっています。何より重要な「食」の問題です。早急な改善が必要となっています。

③スクールバス 障害児学校は、その通学区の広さから子どもたちはスクールバスで通学しています。障害児教育においてスクールバスの運行は、「就学保障」の根幹をなしています。

しかし、生徒数が増加してもバスは増車されないため、運行時間の長時間化(90分以上)やバス停の遠距離化などの問題がおきています。また、運行時間の長時間化は子どもたちの身体的負担も増すことになり、健康問題も懸念される状況です。

さらに、バス内では添乗員が1名で、安全面・健康面で十分な対応ができないことも心配されます。障害を持つ子どもの通学時間が、一日3時間にもなってしまってもよいのでしょうか。通学時間の見直しや改善もまた急務の課題です。

最後に

「障害者権利条約」は、2006年12月13日に第61回国連総会において採択されました。日本政府は、2007年9月に署名しています。

その3条では、差別の禁止・インクルージョンの推進、差異の尊重・機会の平等、施設・機関・情報へのアクセサビリティ等を一般原則としています。しかし、つくば養護学校の現状は、およそ「条約」とかけ離れたものと

なっています。

新設校であるつくば養護学校は、つくば市の人口増加に伴い2年目にして過密となり、設置を検討した際の見通しの甘さを露呈しています。生徒数の増加は教室不足、スクールバスの運行、給食等、学校教育のすべてを麻痺的状态に追い込んでいます。これは、単に教育条件の悪化にとどまらず、事故の危険性をはらんだ危険な状態です。

人権の歴史をひもとくと、それは弱者の人権をどう保障するかによって進んできました。老人や子ども、障害者等「社会的弱者」が大切にされる「茨城県」「つくば市」になっていくようにみんなで考え行動し、つくば養護学校の具体的改善を実現していきましょう。

(茨城県高等学校教職員組合 寺門宏倫)



図1 玉取地区に開校した県立つくば養護学校

学校給食センターの現状

給食センターの概要

現在、つくば市には6つの学校給食センターがあり、中学校（県立並木中等学校を含む）15校、小学校37校、幼稚園17園に合計21,255食を提供しています。つくばエクスプレス開通以来、駅周辺の開発とともに人口・児童生徒数が増え、この先数年後には各給食センターとも調理可能数を越えることは十分に予想されます。

給食センターの概要は表1の通りで、筑波給食センター以外の5センターが築30年前後と非常に老朽化しています。市は建て替えを検討していますが、合理化を優先した給食センターの統合・大規模化を進めている、との情報があります。

地産地消はほど遠く

つくば市の給食センターでは、現在、メニューの約50%を冷凍、レトルト食品などの加工食品で提供しています。「できるだけ手作りのメニューを心がけているが現在の規模を考えるとやむを得ないしコストも安い」と言っています。しかし、2008年、年明け早々に日本国中を騒然とさせた中国産・天洋食品製造の冷凍食品が学校給食にも使用されている事が明らかになり、豊里給食センターでも昨年10月に使用されていることがわかりました。安易な冷凍加工食品の使用の見直しが迫られています。

つくば市は市民の要望でつくば市産の米を1999年から使うようになり、更に全国的な地産地消の動きのなかで、2002年からは地元産の野菜を学校給食に取り入れるようになりました。しかし、米だけはつくば市産のものが

100%使われているものの、その他の野菜は市内産が全体の13%と、農業が盛んなつくば市としてはさびしいかぎりです。現在、市内産野菜は15品目使用されていますが、最も市内産使用率の高いしいたけは全量の66%、次いで長ねぎが46%、最も少ない里芋は1%です（表2）。

給食費と給食申込書

現在の給食費は1ヶ月当たり小学生3,600円、中学生4,200円（並木中等学校は4,700円）で、県平均の小学生3,900円、中学生4,300円より少々安めになっていますが、昨年度より給食提供日数を年間190日と限定し、お弁当持ちの日が増えました。

今年に入って、小麦や乳製品をはじめとする諸材料の値段が高騰し、自治体によってはこの4月から給食費を値上げし、また中途から値上げする事を決めたところもあるなか、つくば市が値上げに踏み切らないのは、給食費を支払わない家庭が増えるのを危惧しているからようです。つくば市教育委員会は全保護者に対して、給食の意識を促すためという理由で今年初めて「給食申込書」の提出を求めました。

問題点

①食中毒のリスク 現在、つくば市が目指している給食センターの合理化で、安全で安心なそしておいしい給食は保障されるのでしょうか。大規模化され、提供給食数が多くなればなるほど、食中毒のリスクは高くなります。そして、今よりもさらに多くの加工食品を使用しなければならなくなるでしょう。安全性

Ⅲ 教育と文化

表1 つくば市学校給食センターの概要

2008年5月1日現在

施設名称	大穂学校 給食センター	豊里学校 給食センター	谷田部学校 給食センター	桜学校 給食センター	筑波学校 給食センター	荃崎学校 給食センター
所在地	若森1645番地2	今鹿島4262番地	藤本3番地	天王台2丁目2番地2	神郡1222番地	小荃401番地
開設年	1967年4月	1967年11月	1965年6月	1977年5月	2003年4月	1980年4月
改築年	1984年4月	1978年3月	1980年4月			
増築年	1995年2月	1994年3月	1988年9月	1979年3月 1987年3月		1983年4月
建築面積	680 m ²	497 m ²	1,600 m ²	1,609 m ²	882 m ²	1,067 m ²
敷地面積	2,605 m ²	2,033 m ²	11,469 m ²	10,037 m ²	3,502 m ²	4,617 m ²
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造
職員数	所長 1名 栄養士 1名 調理員 6名 臨時調理員 5名	所長 1名 栄養士 1名 調理員 5名 臨時調理員 7名	所長 1名 栄養士 3名 調理員 12名 臨時調理員 13名	所長 1名 栄養士 2名 調理員 12名 臨時調理員 15名	所長 1名 栄養士 名 調理員 名 臨時調理員 名	所長 1名 栄養士 2名 調理員 8名 臨時調理員 13名
給食対象校	幼稚園 1園 小学校 3校 中学校 1校	幼稚園 1園 小学校 4校 中学校 1校	幼稚園 5園 小学校 8校 中学校 4校	幼稚園 6園 小学校 7校 中学校 4校	幼稚園 1園 小学校 9校 中学校 3校	幼稚園 3園 小学校 6校 中学校 2校
提供食数	1,686食	1,806食	5,960食	6,123食	2,305食	3,375食
調理能力	2,000食	1,800食	6,500食	7,000食	2,500食	5,000食
給食配送	民間委託 2台	民間委託 2台	民間委託 5台	民間委託 5台	民間委託 4台	民間委託 3台

表2 野菜の品目ごと産地別の使用量と使用率

	品目	6センター総合計 生重 kg			使用率%		
		市内産	茨城産	総量	市内産	茨城産	その他
1	大根	2,978	8,240	19,039	16	43	41
2	白菜	1,879	9,400	12,403	15	76	9
3	ブロッコリ	0	235	451	0	52	48
4	キャベツ	6,680	21,371	52,746	13	41	47
5	レタス	0	108	231	0	47	53
6	ほうれん草	4,092	7,305	12,005	34	61	5
7	小松菜	281	1,980	2,884	10	69	22
8	にんじん	5,605	23,484	64,675	9	36	55
9	きゅうり	4,469	9,509	20,207	22	47	31
10	長ねぎ	7,427	7,578	16,137	46	47	7
11	玉葱	3,887	7,357	68,846	6	11	84
12	ごぼう	951	2,709	3,845	25	70	5
13	レンコン	0	2,615	2,704	0	97	3
14	かぼちゃ	0	83	259	0	32	68
15	里芋	31	1,489	2,462	1	60	38
16	さつまいも	351	567	1,240	28	46	26
17	じゃがいも	4,315	6,795	45,456	9	15	76
18	しいたけ	327	23	494	66	5	29
19	しめじ	998	482	4,039	25	12	63
	総合計	44,271	111,330	330,123	13	34	53

Ⅲ 教育と文化

のチェックが難しくなります。

②**地元産使用率の低下** 市は地元産の野菜を少しでも多く利用したいと言っていますが、今の規模でさえ一定の量を揃えるのが困難なため低い使用率に止まっています。それがさらに大規模なセンターを始動させたら、地元産の野菜の使用率がますます低くなるのは明らかです。

③**配送が長時間化** さらにセンターが統合されれば、配送範囲が広範になり、i) 配送時間が長くなる、ii) 早く仕上げなければいけない、iii) 子どもたちが食するときには冷めてしまう、iv) 配送時の交通事情等の問題（不慮の事故、CO₂の発生）が起きてきます。

④**給食費未納** 全国的に給食費未納の家庭が増えている状況です。つくば市においては学校による偏りがありますが、全体で1%弱の未納者がいるとの事です。子どもたちに食育を推進している現在、保護者にも改めて食の大切さを伝え、給食の意義を確認する時期が来ていると思われます。

また、経済的理由で給食費が未納になっている場合もあります。就学援助制度の活用などで安心して学べる環境づくりも必要ではないでしょうか。

市への要望

①**地元産野菜をもっと学校給食に** 地元のJ

Aの産地直売所にはいつも旬の野菜がたくさん並びます。しかし学校給食には全く使われない地元産野菜があります（表2：ブロッコリー、かぼちゃ、レタス等）。そしてパン用小麦の新品種（ユメシホウ）が市内で開発されました。これらを学校給食に少しでも多く取り入れるよう、生産者やJA等と連携を深めてほしいものです。

②**効率追求の大規模化でなく** 地元の農業を支える地産地消を考慮し、安心で安全、そしておいしい給食を可能にするためには、自校式の給食施設または小規模な給食センターが理想的です。建て替えの時期を迎えた今、経済的な効率を求めるセンターではなく、子どもたちの食育を見据えた多機能な給食施設の建設を望みます。

③**多くの専門分野の方を交えた話し合いを**

現在、給食に関する事柄は、市議会議員、学校長、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長、保護者の代表等で構成されている学校給食運営審議会では話し合われています。予想される給食センターの建て替えや給食費の値上げに対しては、多くの保護者、生産者、そして給食センターの職員の方等の意見を取り入れ、十分な話し合いを行ってほしいものです。

（新日本婦人の会つくば支部

子どもと教育部 浅野洋子）



平沢官衙遺跡

古代の遺跡が蘇る。平沢官衙遺跡は、奈良・平安時代の役所跡として、国指定史跡に指定されている。筑波山もわずかに顔をのぞかせる（つくばの景観100より引用）。

サービス低下が心配な介護保険

平成 18 年の介護保険法改正で介護予防が導入されました。それにより介護区分が 7 段階になり、要支援と要介護の境界にある利用者は、体調の変化により要介護度が変動し、介護サービス利用も変更を余儀なくされています。

要介護 1 であった「うつ病とパーキンソン病」の方は、通所介護を週 3 日利用していましたが、友達と共に利用することで状態がよくなり、介護保険認定更新で要支援となりました。本人は要支援となっても、継続して通所介護を週 3 日利用することを希望しましたが、事業所の判断で週 2 日となってしまいました。

その理由は、①利用者が多くなってきたこと、②介護予防の対象となったことで利用限度額が低く設定されたため、事業所にとって採算が取れなくなったことが上げられます。

しかし、その方は通所介護を利用しない時、自宅で一人過ごす事になり、「うつ病になるのでは」と心配しています。介護予防の対象といっても、高齢で近所に友達もおらず、店も交通の手段もなく、家族からは火も水道も使われないように言われ、ただ、炬燵で過ごすし

かない日常です。幸い本人は週 2 日の通所で病状も悪化せずにいるので私はホットしていません。

最近つくば市では、要介護者のサービスに少し制限を加えているようです。先日、定期的にショートステイを利用している方がおむつ購入費助成の申請を出したところ、ショートステイ利用者には支給されないといわれ、又、布団丸洗い乾燥の助成も、同様に該当しないと高齢夫婦の方が話していました。これまでおむつ購入費助成は、施設に入所していなければ、おむつを長く使用している人は誰でもが申請できたのです。

介護保険制度では 3 年ごとに介護保険料の見直しが行なわれ、2009 年～2011 年度の保険料は今年中に決まります。つくば市高齢者保健福祉推進会議で保険料や介護サービスなどの検討が始まりました。

低所得者の保険料減免や利用料軽減、介護保険サービス対象外の配食やおむつ購入費補助など高齢者生活支援サービスの充実を要望します。

(ケアマネジャー 増田洋子)



つくば市立東小学校

小学校の校舎といえば鉄筋コンクリートの無機質なものが多いが、この学校は、木の良さを生かした建物である。隣接する歩行者専用道の緑にも溶け込んでいる（つくばの景観 100 より引用）。

男女共同参画の現状

問題のポイント

戦後、女性の参政権が初めて認められ、憲法 14 条で公的領域における男女平等が、同 24 条で私的領域における「両性の本質的平等」が規定されてから、すでに 60 年を越えています。しかし、現実の社会は、男女平等とはまだ程遠いところにあります。社会における制度または慣行が、性別による固定的役割分担の考え方に捉われているためと言えるでしょう。男女平等の実現には、社会の制度・慣行の見直しに向けた絶えざる努力が必要です。

少子・高齢化社会を迎え、また人々の価値観が多様化しているいま、日本政府は男女共同参画社会を作ること「21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」(男女共同参画社会基本法)と位置づけています。一方、つくば市政では、男女共同参画社会の構築を最重要課題と位置づけているとは言えません。こうした視点の欠落が、つくば市で男女共同参画社会作りが進展しない問題のポイントだと考えられます。

男女共同参画社会に向けた動き

つくば市の男女共同参画社会に向けた動きは、1995 年の第 4 回世界女性会議(北京会議)を契機に 96 年に茨城県が「いばらきハーモニープラン」を策定したことを受け、97 年に「つくば市女性行動計画」(つくば APPLE プログラム)が策定されたことを起点としています。その後、2000 年に「つくば男・女(みんな)のつどい 2000」が開催されました。このつどいは現在も毎年続けられています。03 年、「つくば市男女共同参画基本計画」(第 2 次つくば

APPLE プログラム)が策定されました。つくば市は、同年 11 月に「男女共同参画都市」を宣言、記念講演会を開催しています。さらに翌 04 年 3 月には「つくば市男女共同参画社会基本条例」を公布、同時に市の行政体制を強化するため、男女共同参画「室」を「課」に昇格させました。基本条例に基づき「つくば市男女共同参画審議会」が、また庁内では市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」が設置されています。

順調に進展してきたつくば市の男女共同参画社会推進の動きは、05 年度以降、推進の歩みを止めてしまったかのように見えます。まず、05 年 4 月、男女共同参画「課」を「室」に格下げしました。また、「つくば市男女共同参画審議会」は、委員からの開催を求める声を無視して、05 年 4 月からその任期が切れる 06 年 6 月末まで 1 度も開催されませんでした。さらに、06 年 1 月に市が公表した「つくば市生涯学習推進基本計画(案)」には、男女共同参画に関する生涯学習の現状・今後の方向について、触れているところは全くありませんでした。

男女共同参画と子育て支援

市政が男女共同参画社会に消極的なことは、05 年 2 月、当時の男女共同参画審議会が前年に市長の諮問を受けた「男女共同参画推進拠点施設(センター)について」の答申を行った際、答申を受け取った市長が「つくば市にとって少子化対策が急務で、子育て支援センターを作ることが先決問題だ」と発言したことによく示されています。少子化対策にとって、男女共同参画社会を作ることと子育て支援と

Ⅲ 教育と文化

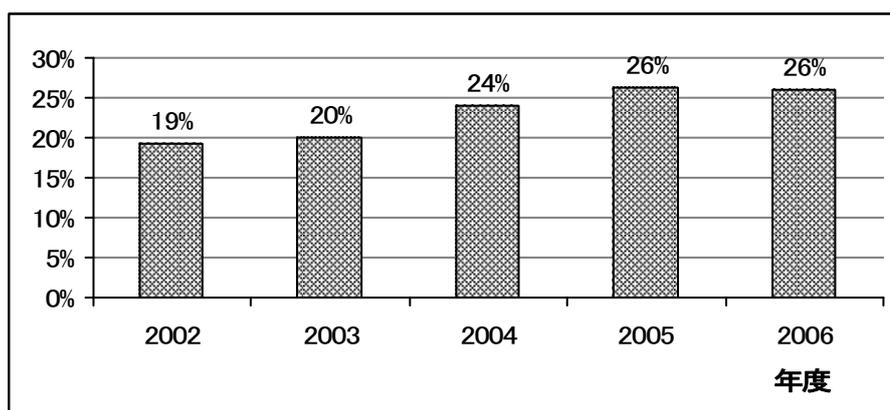


図1 審議会・委員会等における女性委員の割合の推移

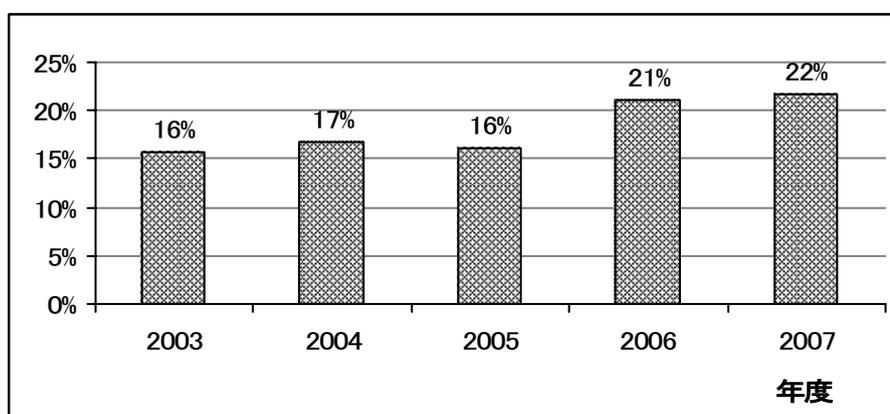


図2 市役所における女性管理職の割合の推移(消防職・医療職を除く)

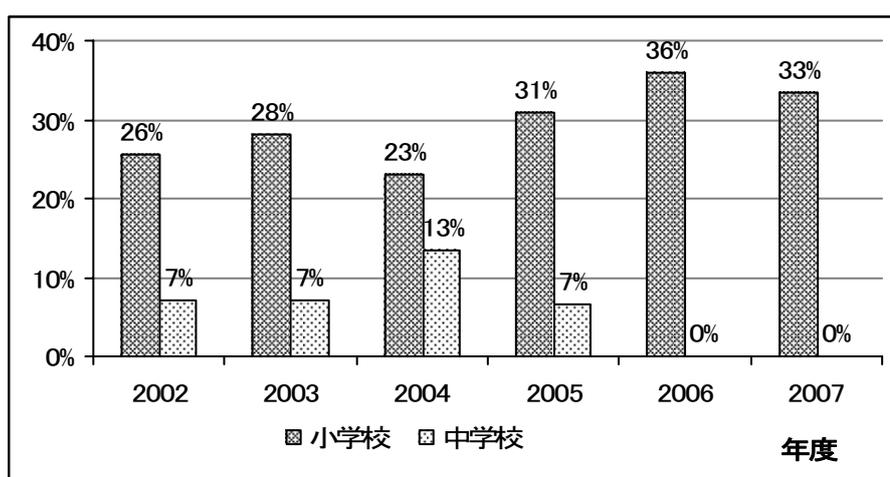


図3 学校における女性管理職の割合の推移(校長・教頭)

Ⅲ 教育と文化

は、車の両輪です。男女共同参画が進んでいない状況で子育て支援センターを作っても、それで女性が子どもを産む選択をするでしょうか。

近年、経団連はワーク・ライフ・バランスの必要性を強調しています。少子化対策は、男女が共に家庭生活や地域の活動に参画できるよう、それぞれの働き方の問題に踏み込まない限り有効なものにはならないことに気がついたためです。

つくば市における男女平等の現状

つくば市の政策決定の場や地域活動の方針決定の場等への女性の参画状況を見ると、2003～07 をカバーした第 2 次 APPLE プログラムの間に改善を見た点もありますが、2006 年度から 07 年度にかけてむしろ後退した点も見られます。たとえば、審議会・委員会等における女性委員の割合は、06 年度が 26.3%、07 年度は 26.1% に低下。いずれも目標の 30% には達していません(図 1)。

また、庁内における女性管理職の割合も、06 年度が 21.1%、07 年度が 21.6% と横ばい。努力目標の 25% には達しませんでした(図 2)。

学校における女性管理職の割合も、05 年度は小学校で 30.8%、中学校で 6.7% でしたが、その後 06・07 年度では小学校が 35.9%、33.3% となり、中学校では 0% になっています(図 3)。

地域で重要な役割を担う区会会長の女性の割合は、05 年度が 6.1%、06 年度は 4.5% に低下しました。区会の活動は主として地域の女性たちが担っているのに、会長となるのは男性が多いという実情を表しています。

また、「つくば市男女共同参画に関する事業所調査(2006)」によれば、企業の管理職の中で女性が占める割合は、10%未滿の企業が 31.6%、女性管理職が全く居ない企業は

35.3% となっています。内閣府が行った調査では、調査対象企業の管理的従事者全体のうち、女性の占める割合は 10.1%(06 年)で、先進国の中でも最低の水準となっています。つくば市は、この水準よりもはるかに低いのです。

つくば市男女共同参画推進基本計画案の問題点

つくば市は昨年末、「つくば市男女共同参画推進基本計画(案)」(つくば APPLE プログラム 2008～2012) を公表しました。そこではつくば市における男女共同参画推進事業がどのように位置づけられているのか明示されてはいません。子育て・介護支援を重視し、男女共同参画推進に関する施策を、まちづくりとの関係で実施し、その推進施策を非常に狭い分野で行おうとしているなど、問題の多い計画となっています。

男女共同参画社会への課題

つくば市の男女共同参画を推進する上での課題は、以下の通りです。

①**男女共同参画政策の主流化** 市政を男女共同参画の視点で再検討すること。上記基本計画では庁内各部に「男女共同参画連絡調整員」を配置し、男女共同参画の視点で事業の調整・検討を行うことになっていますが、こうした連絡調整員の一層の活用をはかること。

②**市民との協働を如何に作るか** つくば市の現体制は「市民との協働」を本気で実施するつもりはないようです。

③**活動拠点の構築** 男女共同参画センター(仮称)の設立は、第 1 次 APPLE プログラムから市民に約束してきたものであり、つくば市総合計画でも改正のたびに同センターの設立を掲げています。前回の市長選挙では立候補したすべての候補者が公約として掲げてい

ました。前にも触れましたが、男女共同参画審議会も、05年2月にセンターに関する答申を出しています。センターの設立は、つくば市で活動する女性団体の悲願とも言えるものです。

④基本計画実施状況の評価と推進組織の設立 「つくば市男女共同参画推進基本計画」が実施されるのは08年4月からですが、それ以前からさまざまな計画が実施されてきています。これらの計画の年度ごとの実施計画や

実施状況については、市が公表することになっています。しかし、公表されたものを評価し、問題点を指摘し、新たな推進に向けての提言などを実施する組織がありません。男女共同参画審議会にはその役割はない、との市当局の判断ですので、第三者機関として、新たにそうした組織を作る必要があると思います。

(筑波学院大学名誉教授 長田満江)

よりよい市政へ

私のひと言

民主主義にはほど遠い市議会の運営

自民・公明与党が進める、構造改革・規制緩和の嵐が吹き荒れ、国民の生活は窮地に陥っている。この悪政を支えているのが、保守系首長とその首長の元にオール与党を形成する議会である。つくば市議会はその典型的議会と思われる。

筆者が議会を傍聴して強く感じたことを記してみると、

①議会の一般質問で、市長・担当部長に「○○についてお伺いしたい」という質問が極めて多い。2007年9月、12月定例議会を例にとると、質問議員延べ40人で質問数209中、「お伺いしたい」質問は110件で実に質問の半数を占める。逆に議員本人が意見を述べ、市の見解を問う質問は、24件である。いかに議会が形骸化しているかである。住民の暮らしを守る質問が出た時の、市長の不快感を示す態度、答弁は驚く程である。

②一般会計予算案等委員会に出席できない

議員が本会議で行なう「質疑発言」では議員本人の見解を述べることができない。

何と驚くべき非民主制であろうか。共産党の滝口議員が「国保税の徴収率が低いのは、国の補助金削減が多大な影響を及ぼしている。国に是正を求めるべきでは」という主旨の質疑発言をしたことがあった。「議会規則違反!!」の声で議場は騒然となった。議員本人の見解を封殺する議会では議会とは言えないであろう。

③質問は一括して行い、3回質問したら終了。なんでこんな「議会規則」を作るのか。質問時間は30分あるのだから、その時間内で質問を自由に行なうことも許されないうつくば市議会って異常ではないのか。11月の市議選の時、立候補者に「議会規則」の件でアンケートを取ってみよう。

(城山在住 小川矩弘)

乳幼児の子育て支援

つくば市では、年間 2,000 人以上の子どもが出生しています。人口はゆるやかに増加していますが、少子・高齢化の傾向は、全国並に進行しています（表 1）。

一般に“子育て”とは、子どもの年齢が 0 歳～18 歳までを指しますが、ここでは乳幼児の子育てについて述べます。

子育て環境の特性

①公園・施設が多い

公園が大変多く、子育てに関する施設の多さも特徴的です。児童館は県内最多の 18 館あり、児童館では「母親クラブ」、公民館では「乳幼児家庭教育学級」が開催されています。

新鮮な野菜が手に入る、科学技術に触れられる、多文化交流など、利点は多くあります。

②転出入者が多い

つくば市は転出入者が多く、初めての土地で孤立した子育てが生じやすくなっています。

③地区により子育て環境が違う

また、地区ごとに子育て環境や子育て支援の環境が異なっているため、配慮が必要です。

子育て支援の現状と課題

つくば市では、「つくば市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育て支援を展開しています（各支援分野は図 4 を参照）。

①子育て不安の解消

子育て中の約 5 割が、子育てに関して「不安や負担を感じる」と答えています（図 1）。

・一時預かり、子育てサポートサービス 一時預かりは市内 10 か所で実施され、「つくば子育てサポートサービス」は、つくば市社協

が市の委託事業として実施しています。現状では「一時的な預かり」への満足度は低く、ニーズの高さがうかがえます（図 4）。

・地域子育て支援センター 親子で気軽に集い、育児相談のできる「地域子育て支援センター」は、4 か所あります。

②仕事と子育ての両立

・保育所 公立が 23 所、私立が 13 園あります。施設の老朽化、待機児童、民営化計画など課題は多く、市全体のバランスを考慮しながら、施設の適正な配置を進めていく必要があります。

・病後児保育 2 施設で「病後児保育」を実施しています。

・児童クラブ・放課後子どもプラン 公営 17、民営 16、計 33 の児童クラブで、放課後の子どもの預かりが行われています。待機児童、児童クラブの未整備などの課題をクリアしつつ、放課後子どもプランとともに、地域住民が主体となった、小学生の放課後の居場所づくりが期待されています。

③子育て情報の共有

「つくば市子育て支援情報システム」の開設 <http://www.tsukuba-kosodate.jp>（図 2）、NPO 法人ままとーんとの協働による『つくば子育てべんり帳』（図 3）、子育て支援ネットワークかるがも・ねっととの協働による「つくば子育てカレンダー」など、市民協働による子育て情報の集約が進められています。

提言

①子育て支援センターの増設により、各地区

III 教育と文化

表1 出生数・出生率の推移

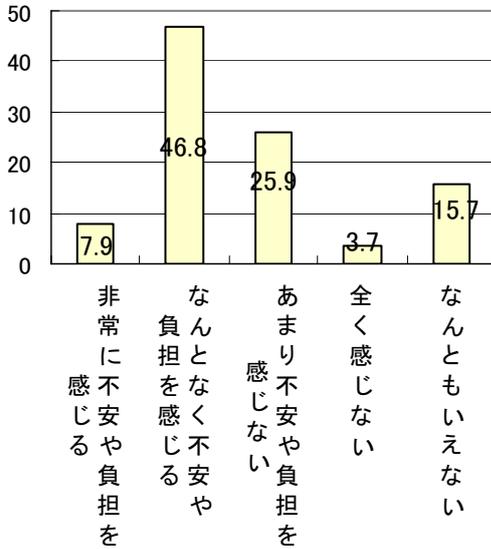
区分		平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
出生数	つくば市	2,112	2,210	2,125	2,140	2,067	2,057	1,908	2,137
	つくば市	11.6	11.6	11.0	11.0	10.6	10.5	9.6	10.6
	茨城県	9.6	9.6	9.4	9.3	9.0	8.9	8.3	8.6
率(人口千人対)	つくば市	9.6	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4	8.7
	つくば市	1.47	1.40	1.36	1.36	1.30	1.30	1.19	1.33
	茨城県	1.53	1.47	1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.35
合計特殊出生率	つくば市	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32
	茨城県	1.42	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32

注1: 出所「人口動態統計年報」、「茨城の人口」
 注2: つくば市の出生数と出生率は茨城県の人口(茨城県常住人口調査結果報告書)から、国と県の数値は人口動態統計から
 注3: 平成16年以降のつくば市合計特殊出生率はつくば市住民基本台帳から仮算出

注
 つくば市次世代育成支援対策行動計画
 <参考資料> 出生数・出生率の推移
 つくば市の出生数と出生率は「茨城県保健福祉統計年報」から

図1

子育てに関する不安や負担感



「つくば市次世代育成支援対策に関するニーズ調査」平成16年1月



図2 「つくば市子育て支援情報システム」



図3 「つくば子育てべんり帳」

Ⅲ 教育と文化

で子育て支援のワンストップサービスを。

②行政、保育者、保護者による情報共有と話し合いにより、施設の適正配置を。

③市民が主体となって、放課後子どもプランなど、子どもの居場所づくりを。

(NPO 法人ままとーん 鷲田美加)

「次世代育成支援地域行動計画に係るアンケート」平成19年4月～5月

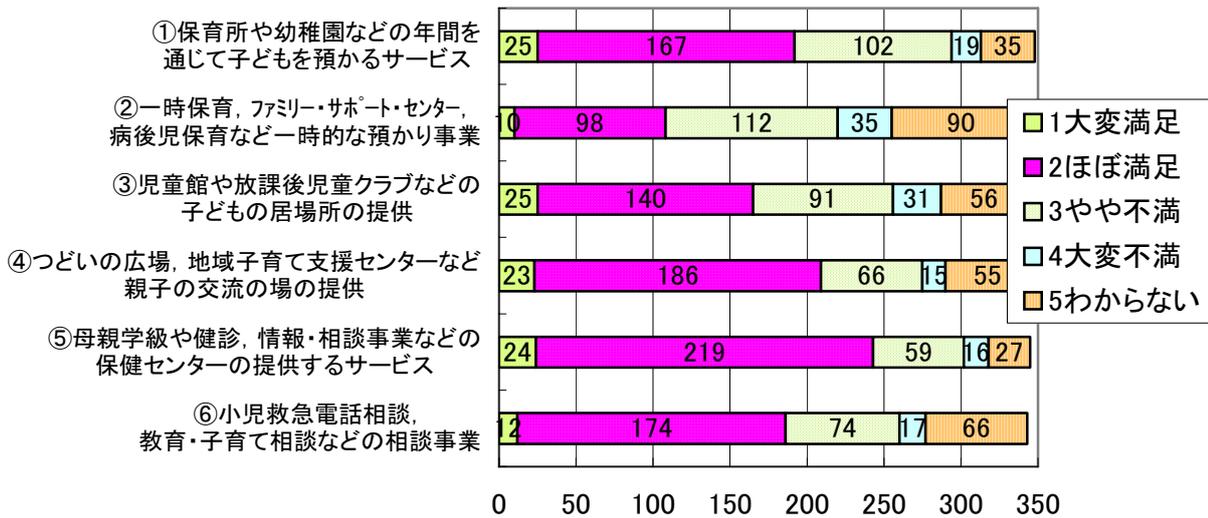


図4 子育て支援の分野ごとの満足



松見公園

筑波研究学園都市建設時の比較的初期につくられたシンボリック公園。特に栓抜きとも称される展望塔と周囲の緑が調和している（つくばの景観100より引用）。

よりよい市政へ

私のひと言

先ず健康、医療と介護が充実した社会を

高齢者人口の増加、不安定雇用労働者の増加等の雇用形態の変化の中で、国民健康保険（国保）加入世帯数は増加しています。

つくば市の国保の被保険者は 1999 年度の 48,879 人から 2007 年度の 64,164 人へと増加しました。これはつくば市の人口増とともに、市民の労働形態が正規雇用から不正規不安定雇用へと変化しているためと思われる。不正規不安定雇用者の増加は低所得者の増加にも通じます。

このような社会的要因があるにもかかわらず国保財政の赤字を理由に、つくば市は 2006 年に国保税の大幅値上げを実施しました。この改定により、一人当たりの国保税が年間で平均 12,068 円値上げされ、94,656 円となりました。

国民所得の減少と国保税の値上げで国保税滞納者が増大し、収納率が低下しています。さらに人口構造の変化や社会的要因に伴う疾病率の上昇が医療給付を増大させています。にもかかわらず、保険料の負担軽減をめざす財界主導の構造改革によって、国庫補助が削減され、国保会計の不安定化が進行しています。加えて今年から始まった後期高齢者医療制度で市民

の健康は脅かされています。

一方、介護保険においても 2004 年から 2006 年までの被保険者数は、年間 1000 人程ずつ増加しています。認定者数とその割合も少しずつ増加傾向にあります。

今後、国や市に社会の健康維持のための予算措置を求める運動を強めていかなければなりません。人々の生活で先ず考えなければならない事は健康です。お金が無いといいながら病氣も治さずに高額な娯楽品を買ったり庭の木を植え替えたりする人がいるでしょうか。国家や社会でも同じことだと思います。

戦後 60 年、様々な試行錯誤を繰り返してきましたが、今こそ国民的視野に立ち、日本社会の再生と健全な発展を目指し、健康に生まれ、生き、そして安らかに死に往けるような社会制度を考えてみる時だと思います。

一人ひとりの市民が、そのためになにができるかを学び行動してゆける場を作っていく必要があります。市民が変わらなければ社会も変わらないのですから。

（茨城保健生協つくば支部 市原重子）



水余り大県の茨城—ムダな開発優先の水行政

水余り、でも進める水源開発

2007年3月、「いばらき水のマスタープラン改定」(表-1)が発表されました。このプランの特色は、計画達成年度である2020年に都市用水(水道用水+工業用水)が一日46万トン余るとしたことです。しかしながら県は、その余剰水を「環境用水」と「危機管理用水」に振り向けるので、これまで進めてきた霞ヶ浦導水事業、八ッ場ダム、思川開発(南摩ダム)及び湯西川ダムの水源開発は推進するとしています。つまり、水余りは無い、と結論づけているのです。

余剰水の振り替え先である「環境用水」「危機管理用水」は、今まで存在しなかった用途です。当然のことながら、茨城県が上記四つの水源開発に参加した目的は、水道用水と工業用水の供給でした。国との契約も県議会の承認も「水道用水として」「工業用水として」としています。

余剰水が出ることを自ら認めながら、なぜ新たな用途まで持ち出して水不足を演出するのでしょうか。そこから見えてくるのは「水源開発優先の水行政」です。

破たんを繰り返す「水のマスタープラン」

「水のマスタープラン」は、1991年から5年ごとに計画と改定を繰り返しています(表-2)。本来、計画があつて改定がなされる場合は微調整で済むはずですが、ご覧のように大幅な変更が繰り返されています。理由は単純明快、計画の目的が水源開発の推進にあるからです。

水源開発を進めるには将来水不足になることが前提です。つまり現在の保有水源を大き

く上回る水需要を作り出すことです。ポイントは将来の人口、給水率、一人当たり一日最大給水量を過大に見積もることです。しかし、この手法は計画時点では通用しても、水需給の実績が明らかになれば、その欺まん性は直ぐに暴かれ、破たんしてしまいます。5年ごとに破たんを繰り返す「水のマスタープラン」は、とても計画とはいえないものです。

既に人口は減少、これ以上の水源は不要

茨城県の水道用水の保有水源は霞ヶ浦開発を主力に日量125.2万トンあります(表-3)。一方その使用量は、2005年実績で102.8万トン(表-4)であり、その差22万トンは55万人分の水量に相当します。注目すべきは、100万トン前後の使用量は2005年度だけではなく、10数年に亘って横ばいを続けていることです(表-4)。水需要の鍵を握る県人口は1999年をピークに減少期に入りました。これから先、これ以上の水需要は有り得ないと考えるのが当たり前でしょう。

都市用水のもうひとつ、工業用水もじゃぶじゃぶの水余りです。工業用水は1980年代中頃から、同じ水を再利用する循環システムが普及し、膨大な需要を当て込んで進めた霞ヶ浦開発が完成する頃には、皮肉にも需要は激減していたのです。現在、各企業は県から押し付けられた、使用実績を約40万トンも上回る契約水量にあっぴあっぴの状態であり、余剰水量は日量58(保有水源126-給水量実績68)万トンに達しています(表-5)。水道用水22万トンと工業用水58万トンを合わせた都市用水の余剰は80万トン、水道用水にして200万人分に相当します。現在の県人口298

IV まちづくり

表1 2007年度改定 いばらき水のマスタープラン(2020年度時点)

	水道水	工業用水	都市用水(合計)
供給量	160.9	176.7	337.6
需要量	143.1	148.2	291.3
余剰水	17.8	28.5	46.3

(単位:万トン/日)

表2 いばらき水のマスタープラン変遷

計画年度	達成年度	人口予測 万人	給水人口 万人	1日最大 給水量 万トン	1人1日最大 給水量 ℓ
1991	2010	403	393	198.2	505.0
1996	2010	370	362	145.9	403.2
2001	2020	323	323	164.0	508.0
2007	2020	297	297	133.8	450.0

表3 茨城県の水道用水保水源 2001いばらき水のマスタープランより

霞ヶ浦開発	37.6 (日量万トン)
河川水	49.6
地下水	30.8
霞ヶ浦開発の県保有分	7.2
合計	125.2

表4 茨城県の水需要実績 日本水道協会「水道統計」より

年 度	総人口(千人)	給水人口(千人)	給水率 (%)	1日最大 給水量(千トン)	1人1日最大 給水量 (ℓ)
1991	2,885	2,302	79.8	936	407
1992	2,908	2,358	81.1	986	418
1993	2,930	2,405	82.1	970	403
1994	2,951	2,457	83.3	1,019	415
1995	2,954	2,510	85.0	1,032	411
1996	2,967	2,556	86.1	987	386
1997	2,980	2,592	87.0	1,043	402
1998	2,988	2,612	87.4	1,029	394
1999	2,994	2,603	86.9	1,032	396
2000	2,981	2,605	87.4	1,044	401
2001	2,984	2,617	87.7	1,065	407
2002	2,984	2,626	88.0	1,066	406
2003	2,986	2,657	89.0	1,025	386
2004	2,983	2,672	89.6	1,043	390
2005 実績	2,966	2,687	90.6	1,028	383
2005 予測	3,090	2,823	91.4	1,258	445
計画誤差	124	136	0.8	230	62

IV まちづくり

万人をピークに人口減少期に入った茨城県が200万人分の余剰水を抱えているのです。

無駄づかいいの付けは、必ず県民に

茨城県の水道料金は首都圏でも群を抜いて高く設定されています(表-6)。考えてみれば当たり前のことですが、水道料金は基本的には受益者負担ですから、298万人で余剰水55万人分を合わせた353万人分の水道料金を分担すれば、一人あたり一世帯あたりの水道料金が高くなるのは当然のことです。現在、強引に進めている4水源開発が完成した暁には62万トン、155万人分の水量がさらに加算されます。県の言う通り2015年に完成すれば、それ以降は298万人で508万人分の水道料金を負担することになります。

工業用水の余剰も県民の負担につながっています。現在各企業は県に対し、契約水量の引き下げと工業用水道料金の引き下げを強硬に求めています。”産業大県”という幻をまだ追いつける県は、企業の圧力に抵抗できません。結局さまざまな優遇制度を持ち出してお茶を濁しています。でも、その付けは県財政の危機となり、私たち県民の負担になっているのです。

水源開発の実態を知ろう

茨城県に住んでいる私たちは、水源開発と言えば霞ヶ浦導水事業しか耳目に入ってきません。しかし、茨城県が参加している八ッ場ダム、思川開発(南摩ダム)、湯西川ダムも同様に知っていなければならないものです。4事業の県民負担は治水分も合わせますと表-7の通り、起債利息などを含め約2,000億円にも上ります。県民一人当たり6万7,000円、四人家族で27万円の負担になるのです。この負担は、無駄遣いを許してしまった私たちの世代だけでなく、子や孫の世代にまで及んで

しまいます。さらに言えば、私たちは約300万人で負担していますが、人口が減少する孫子の代には200~250万人で負担しなければならないのです。

過大な洪水予測に縛られる治水事業

水余りを指摘しますと、行政は必ず洪水の危険性を持ち出して治水事業の必要を説きます。しかし、ここでも「過大な洪水予測」と言うご都合主義が露呈します。

利根川の河川整備基本方針は、カスリーン台風時の洪水を200年に一度の洪水として「基本高水」を毎秒22,000トンと設定しています。図-1は、利根川の洪水流量観測地点「八斗島(やっただま)」の年度別最大洪水流量です。ご覧のように、カスリーン台風の洪水流量は17,000トンですが、当時は観測設備も不備で推測せざるをえませんでした。実際に観測できるようになった1950年以降、10,000トンを越える洪水は一度もありません。ところが、その後、国交省は「当時は堤防が未整備であったため、上流で5,000トンのはんらんがあったと予測される」と、推測に推測を重ねて、基本高水を22,000トンにかさ上げしてしまったのです。

では、この22,000トンにどう対処するのかといえば、16,500トンは堤防のかさ上げなどの河道整備。残る5,500トンは上流にダムを作りカットするとしています。ところが八斗島上流にある既設の6ダムの洪水カット量は1,000トン。計画中のものは、国土交通省が最後のダムという八ッ場ダムしかありません。八ッ場ダムの洪水カット能力は600トン。合計しても1,600トンに過ぎません。あと3,900トンの洪水をカットするには10数基のダムを必要とするはずですが、その計画は影も形もありません。つまり過大な洪水予測で恐怖心をあおるだけで、治水計画もまた、ムダな

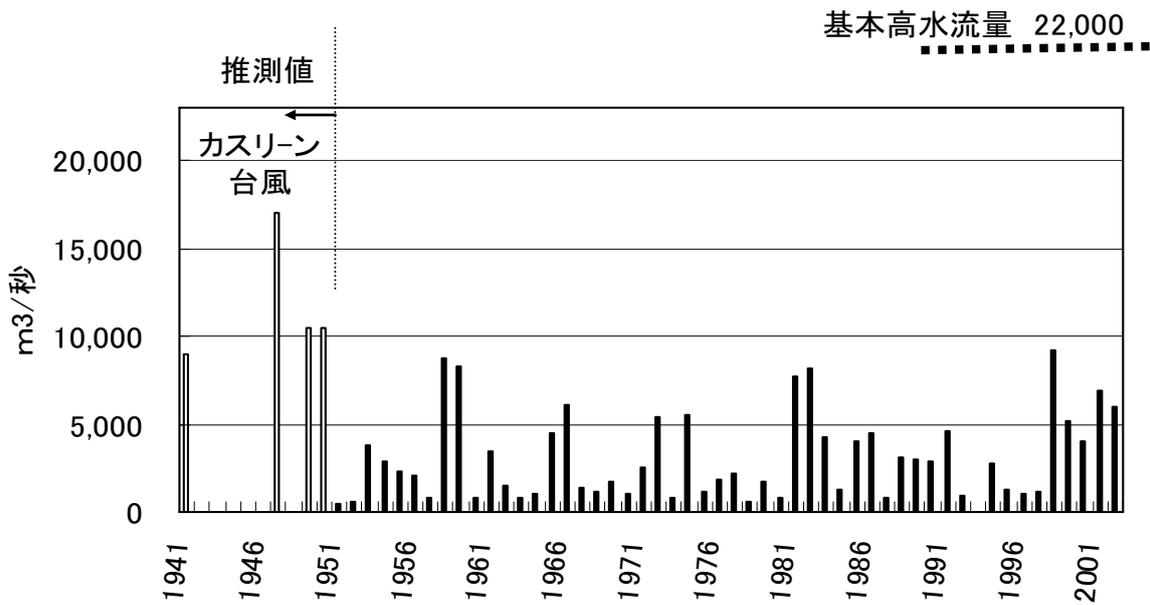


図1 利根川・八斗島地点の年最大流量の推移

国土交通省関東地方整備局資料より

表5 茨城県の県営工業水道の契約水量及び日最大給水量の実績(トン)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
保有水源							1,259,000
契約水量	1,060,489	1,065,529	1,076,462	1,076,278	1,082,225	1,082,475	1,086,312
1日最大給水量	632,16 9	684,51 9	699,99 3	677,00 8	686,67 6	700,75 1	680,47 3
差	428,32 0	381,01 0	376,46 9	399,27 0	395,54 9	381,72 4	405,83 9
給水率(%)	596	64.2	65.0	62.9	63.5	64.7	62.6

茨城県企業局資料より

保有源差 578,000

表6 北関東各県(広域水道)の水道料金(2006年度決算)

	年間給水収益 (千円)	年間給水量 (m ³)	平均単価 (円/m ³)
県南広域水道	7,477,672	75,221,352	99.4
鹿行広域水道	2,256,389	16,308,201	138.4
県西広域水道	3,094,611	20,042,807	154.4
県央広域水道	2,532,724	14,939,078	169.5
合計	15,361,396	126,511,438	121.4
栃木県	2,103,079	21,356,000	98.5
群馬県	6,328,577	79,850,422	79.3
埼玉県			61.8

* 口径 20mm。20m³ あたりの水道料金比較
(2007年度決算)
(円)

東京都 2,560
千葉県 3,108
神奈川県 2,281
県南広域水道 3,727

注: 表中の栃木県以下のデータは、2007年度決算、資料提供: 古沢喜幸土浦市議会議員より

IV まちづくり

巨大公共事業といわれるダム作りのために立てられているのです。

ムダな水源開発の中止と県民の責任

茨城県は利水・治水を目的に、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業、思川開発、湯西川ダムと、国が首都圏で進める水源開発のすべてに参加しています。こんな県は他にありません。このために県民は2,000億円もの負担が強いられます。すでに見たように、県の将来の水需要は、今の保有水源で十分に賄えるのです。財政危機といいながら、こんな県税のムダ使いは許されません。推進中の水源開発事業から、一刻も早く撤退することを強く求めます。こうした行政や政治を許してしまったのは、

煎じ詰めれば私たち県民の責任でもあります。まず怒りを自らの内に向け、自らの責任で一步一步改めさせて行かねばならないと思います。小さな声でも上げ続けて行きたいと思います。

(八ッ場ダムをストップさせる茨城の会
神原禮二)

編集チーム注：つくば市や広域水道事業団は、大部分の水を県から買っています。ですから、県のムダな水源開発は、つくば市民の水道料金や県税負担に直接関わります。そのため、ここでは県レベルの水行政の問題を取り上げました。

表7 水源開発4事業に対する茨城県の負担額

単位 億円

	建設事業				4事業の計
	思川開発	八ッ場ダム	湯西川ダム	霞ヶ浦導水事業	
水道	112	95	147	252	606
工業用水道	---	---	---	70	70
治水分の負担	25	124	110	286	545
計	137	219	257	608	1,221

※水源地域整備事業(水特法)、水源地域対策基金事業、起債利息を含めると約2000億円

資料提供：嶋津暉之水源連協同代表

だいじょうぶか市の財政

夕張市はリゾート開発に多額の投資をした結果、失敗し財政破綻したが、これは他人事でなく第2の夕張市になりそうな自治体は数え切れないほどある。このような自治体の財政破綻を事前に防止するため、昨年6月に「自治体財政健全化法」が制定され、一般会計だけでなく特別会計や企業会計など全ての会計の内容を明らかにして、地方自治体の財政状況を総合的に評価することになり、平成19年度決算から適用されることになった。

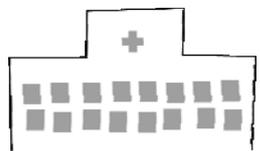
では、つくば市はだいじょうぶだろうか？つくば市は、平成18年度末で約2,000億円という巨額の借金を抱えている。このうち、下水道事業特別会計と上水道事業企業会計が抱えている借金が、一般会計を上回る約1,050億円もあり、これらを含めると現時点でも**実質的な公債費負担比率は、約28%にもなる**（25%以上で起債制限団体となり国の監督下に入る）。更に、今後、エクスプレスの沿線開発のつくば市負担分として約1,100億円、周辺農村地域の上下水道整備のために約2,000億円もの支出が予定されているが、開発地域に人口が定

着しなければ、投資した資金は地下に眠ったままで、金利だけがが増えてゆくことになり、一歩間違えると第2の夕張市になりかねない危険な状況にある。

つくば市にとって、財政の健全化は喫緊の課題であるが、歳入不足を各種税や上下水道料金の値上げなどで安易に市民に負担を押し付けるのではなく、まず公共事業や補助金などを徹底して見直し税金の無駄遣いをなくすことが先決である。

時代は、地方の自立・自己責任へと進むなか、首長と地方議員の責任は益々大きくなり、その見識と実行力が問われる時代となってきた。東京都が新銀行東京に400億円の追加出資を決め、都議会がこれを認めたことなどは、石原知事の問題先送りと責任回避であり、都議会与党派議員の無責任さを示す典型例であるが、つくば市では、これに類したようなことが起こらないように祈るばかりである。

（市井ランダム倶楽部 亀山大二郎）



どうなる市の上水道

つくば市の上水道

つくば市の水道は、1998年に筑南水道が桜村水道と筑波町水道を吸収し、2003年、つくば市と荃崎町の合併でつくば市水道となりました(図1)。筑南水道は研究学園都市の研究機関に水道を供給する目的で設置されました。茨城県が霞ヶ浦の水を水道水にしたものを買って受水しています。当初、研究機関に6万トン、生活用に4万トン、あわせて日量10万トンの施設として発足しました。しかし、実際には研究機関は3万トンしか使用せず、過大見積もりでした。桜村・筑波町水道は井戸を掘って地下水を水源にしており、現在は夏場の不足時期に霞ヶ浦からの水道水が入ってきています。

つくば市の人口は20万7千人ですが、給水人口は14万4千人で、

一日平均配水量 6万2千トン

一日最大配水量 7万1千トン

となっています。残りの6万3千人は、表1に見るように簡易水道、専用水道、個人井戸等を使用しています。

市が水道料金値上げを表明

07年12月議会で、市原市長は水道料金の値上げを表明しました。06年には下水道料と国民健康保険税の大幅値上げがあり、市民税も2年続けての値上げで、市民には重税感が広がっています。

つくば市の水道料金は、筑南水道が1983年に値上げして以来、25年間値上げ無しできました。公共料金や税金負担は、できるだけ軽くして住民の暮らしを守っていくのが行政の務めです。参考に他市との料金比較を表2

に示しました。県南水道・土浦市などでは、高すぎる水道料金の値下げを求める住民運動が盛り上がっています。

水道事業の借金とその返済

市の水道事業における借金は、約200億円です。内訳は葛城と真瀬の配水池設置に70億円、荃崎地区の水道敷設と桜・筑波地区の水道工事整備に100億円、その他で30億円です。元金の返済は表3に見るように2008年は5億7千万円ですが、2017年には年間返済額が最高の11億円になります(表4)。返済についてはその年に発生した減価償却費があてられます。2017年でも元金返済額と同程度の減価償却額が見込まれます。

借金の利子返済は営業コストに組み込まれており、その年の水道料金収入と表3の市からの補助金が当てられています。補助金については後でふれます。

ため込み金を大事に使えば

たしかに1年間の水道事業収支は、1999年以降、毎年2～7億円余りの赤字になっています(表5)。表にはないが、08年度予算では営業収支で5億円の赤字が見込まれています。しかし、値上げは避けられない状況なのではないでしょうか。

実は、つくば市の水道会計には、国の補助金事業との関わりで、銀行に預金している「ため込み金」があるのです。1999年以来の赤字は、このため込み金で穴埋めされてきました。ため込み金は08年3月末で55億円あり、水道事業の1年間の営業支出が50億円程度ですから、相当な額といえます。ため込み金は

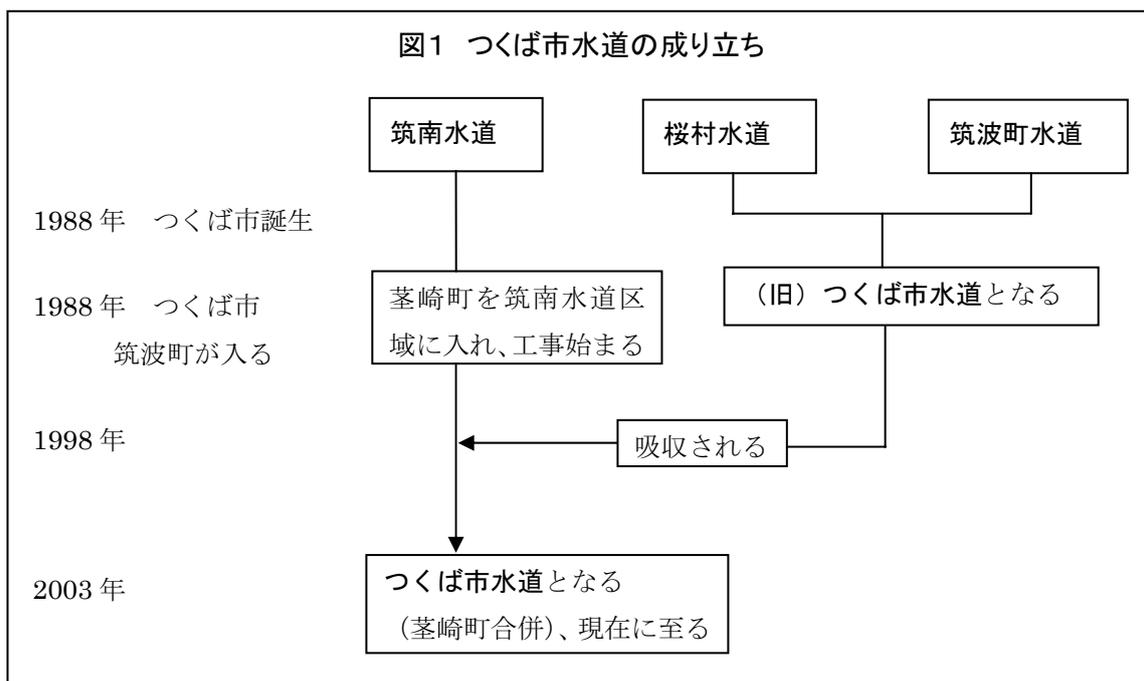


表1 つくば市の水道等の利用人口 (2007年3月31日現在)

水道等の種類	利用人口(人)	備考
上水道	144,407	
簡易水道	22,303	100組合
専用水道	3,769	住宅団地の水道
飲料水供給施設	2,584	給水人口50人以上の共同井戸使用者
その他	510	給水人口50人未満の共同井戸使用者
	29,862	個人井戸使用者

つくば市の人口 203,435 人、水道普及率は以下の式で示される。

$$(\text{上水道} + \text{簡易水道} + \text{専用水道}) \div \text{人口} = 83.8\%$$

表2 東京都、神奈川県を含む他市との水道料金比較表

(2008年3月現在)

水道料金 (円/月 25m ³)			
つくば市	3,307	東京都	3,375
守谷市	4,672	横浜市	3,765
県南水道	4,809	川崎市	3,186
土浦市	5,496	神奈川県営	3,298

Ⅳ まちづくり

施設の改良にも使っており、営業収支の赤字の穴埋めだけに回すわけにはいきませんが、大事に使えば、早急な値上げはしなくてすむはずです。

なぜため込み金ができたか

そもそも、ため込み金はどうしてできたのでしょうか。

一般に、水道会計は企業会計ですから、施設を作れば減価償却費を売り上げから引くこととなります。そしてその減価償却費は主に借金の返済に充てられます（表 3 参照）。しかし、水道は公営企業ですから、国からの補助金があり、この補助金相当分の施設の減価償却はする必要がありません。

筑南水道は、現在工事中のTX沿線開発の水道管敷設と同様に、国が施設を作り無償で市に提供されました。ですから、借金の返済は必要ないのです。それにもかかわらず減価償却を行ってきましたので、お金はたまるばかりでした。その結果、1998年には75億8千万円にもなりました。これは、市民の水道料金がたまったものなのです。その後も給水区域拡大にともなう管路施設などに国や市などの補助金や、改良事業に対する補助金が支給され、引き続き補助金分に対して減価償却を行ってきました。補助金分に対する減価償却をやめたのは2004年です。

市の一般会計からの補助金

すでに見たように、筑南水道は研究学園都市区域の水道として発足しました。そのため、1988年、水道供給区域に荃崎町全域を入れた時以来の水道管路施設工事費、及び1998年、桜村・筑波町水道を吸収した時までの工事整備費のうちの借金の利子は、合併前の荃崎町やつくば市の一般会計負担とされました。2003年に筑南水道からつくば市水道になっ

た現在でも、表 3 に見るように08年の予算では3億6千万円が補助金として市の一般会計から入ることになっています。

しかし、ここで検討しなければならないのは、研究学園地区のように人口集中地区ならともかく、田畑が多く人口がまばらな周辺地区に水道管敷設を伸ばせば伸ばすほど、施設の投資効率は下がるという問題です。当然、市民福祉の立場から、(旧)つくば市水道を吸収した1999年以降の研究学園地区以外の地域への工事費にも、市の補助金(出資金か)を出すべきです。

ダム・導水事業の無駄使いやめれば

つくば市水道の1m³当たりのコストは232円ですが、同じ規模の事業体の全国平均は167円です。つくば市の水道のコストが高い理由は、前項で見たような投資効率の悪化もありますが、もうひとつ、茨城県から買っている水の値段が高いことが上げられます。無駄な公共事業といわれる八ツ場ダムや霞ヶ浦導水事業等を、水余りにもかかわらず継続することで水の値段を引き上げているのです。この問題については別項で論じられていますので、指摘するだけにとどめておきます。

集落簡易水道も応援しよう

表1の通り、2万2千人のつくば市民は、地下水を水源にした簡易水道を利用しています。安くておいしい水が供給されています。つくば市水道に転換してはどうかと市から提案されていますが、住民は応じていません。地下水も大事な資源です。大切に利用していくのもひとつの方策です。市として簡易水道へ①施設改良の補助金をもっと増やすこと、②技術援助のできる水道職員を配置し日常的に点検整備に努めること、などで今後も長く地下水を利用できるようにすべきです。

Ⅳ まちづくり

水道料金の値上げは、それほど安易に実施すべきことではありません。しかし、市議会では多数でごり押ししてくるのが、これまで

の公共料金値上げの決め方でした。そのようなやり方を許さない取り組みが必要です。

(つくば市議会議員 滝口隆一)

表3 近年の減価償却額と工事費元利金返済、市補助金（千円）

年 度	減価償却額	元金返済額	利子返済額	市補助金
02（平14）年 決算	477,494	143,359	265,155	231,185
03（平15）年 決算	903,785	324,567	531,146	444,458
04（平16）年 決算	951,096	351,226	603,096	430,007
05（平17）年 決算	1,130,649	386,717	642,475	416,803
06（平18）年 決算	1,149,402	545,144	639,579	397,551
07（平19）年 予算	1,158,681	512,174	623,357	377,844
08（平20）年 予算	1,160,951	575,590	602,613	358,821

表4 水道事業企業債償還予定額

償還年度	元 金	利 子	合 計
08（平20）年	575,590 千円	600,021 千円	1,175,611 千円
09（平21）	699,812	576,499	1,276,311
10（平22）	857,929	549,926	1,407,855
11（平23）	918,815	519,685	1,438,500
12（平24）	953,634	487,878	1,441,512
13（平25）	980,946	454,786	1,435,732
14（平26）	1,015,142	420,589	1,435,731
15（平27）	1,048,135	384,951	1,433,086
16（平28）	1,083,710	347,897	1,431,607
17（平29）	1,091,240	309,694	1,400,934

表5 各年度の純損失額（決算・損益計算書より）

年 度	純損失額
1999（平11）年	218,517 千円
2000（平12）	203,679
2001（平13）	348,510
2002（平14）	331,071
2003（平15）	409,808
2004（平16）	751,681
2005（平17）	659,148
2006（平18）	594,913

市の生活道路

自転車が便利に安全快適に使えるまちに

環境都市・福祉都市は弱者に優しいまちづくりからー福祉都市は住民が安全・快適に生活し活動して長生きが出来るまちー

要介護者や要保護者をつくらない環境こそが福祉都市の姿と言えます。弱者も安全に気軽に歩けるまちの環境は福祉都市として不可欠の要素です。人は歩かなくなり、人と会話を交わす機会が少なくなると老化が進み要介護者への道を歩む結果となります。

今のつくばの道路には弱者に対し余りにも無慈悲な所が多く存在します。自転車に優しい道路環境を作る事は車椅子での外出も容易にし、弱者に優しい健康な福祉都市づくりの出発点になり得ます。

自転車が便利に安全快適に使えるまちになれば、日常自転車で行動でき、自家用車への依存度を減らし、CO₂の減少や大気環境の改善にもなります。

自転車のすすめ

自転車は環境に優しく、自然との触れ合いにも適し心身の健康にも役立ちます。自転車にとって快適なまちの環境を作る事は、車に頼らぬ生活環境整備への最短路と言えます。

つくばの道路の現状

①横断歩道の無用な段差：一昨年初めて可成りの改善が行われましたが、その後は一向に進んでいません。研究交流センター西側歩道の様に段差の少ない所に急に段差にぶつくと却って大きな衝撃を受ける事があります。

②歩道端の無用なバリアー：島名十字路から面野井への道路の谷田川を渡った所（写真

1）の様に、歩道と車道間に高低差が無い所の歩道端に、わざわざバリアーを設けて車椅子などの通過を困難にしている所があります。夜間など自転車にも危険です。島名のサイエンス大通にも同様の所がありました。

③歩道橋か歩道地下道しかない交差点：大角豆交差点（写真2）や、国道354から常磐自動車道桜土浦ICに通ずる東側・西側出入り口などはその例です。

④分かりにくい分岐路：並木大橋を西側から渡って東大通り西側歩道に入る分岐（写真3）は非常に分かりにくい。分岐路は狭く直角に左に入っており植込みに隠れて殆ど見えません。この道の舗装は雨に濡れると非常にタイヤが滑りやすく、急な下り坂のため狭い直角な分岐路へハンドルを切るとスリップ転倒の危険があります。先年、特に急な所に滑り止めが貼られましたが分岐の所は貼られていません。真っ直ぐの斜面よりハンドルを切る所の方がスリップしやすい事が配慮されていません。分岐入り口前にも滑り止めを貼り、分岐路はカーブを持たせ、広くして上からも見やすく改修して欲しいものです。

⑤歩道を狭める設置物：国道354ぞいの友朋堂梅園店前交差点（写真4）が一例。歩道が狭くなった所の真ん中に信号機の柱が立っており、その右側は狭く右傾斜で段差もあり車椅子の人には危険。狭い歩道に立てられた信号機柱や標識柱が歩道を更に狭くしている所があちこちに見られます。

⑥歩道に置かれた妨害物：立看板やベンチ

IV まちづくり



写真1 歩道端の無用なバリヤー。島名十字路から面野井への谷田川付近



写真2 歩道橋しかない大角豆交差点



写真3 分かりにくい分岐路。並木大橋歩道から東大通西側歩道への分岐路



写真4 歩道を狭める設置物。国道354、友朋堂梅園店前交差点



写真5 進行方向に平行な段差。国道354、ヤマダデンキ近くの歩道



写真6 狭い車止め柵間隔。土浦学園線小野崎地区

Ⅳ まちづくり

などは照明が消された深夜は特に危険。立て看板はガソリンスタンドやエステその他、客商売の店の前に多く見られます。土浦学園線土浦方面行き吉瀬バス停小屋はひどい例。

⑦急傾斜の歩道：ペDESTリアンの主要道路との交差点に太鼓橋が多くみられます。時に端部が破損して段差が作られる事もあります。歩行者・自転車道の橋の両端部の傾斜を減らし、車道の方を下げる様にして欲しいものです。また、国道354号線の谷田部地区に自転車や車椅子の通過が困難な急傾斜の歩道があります。

⑧道路の凸凹：木の根によるアスファルトの突出や道路破損による凸凹及び制水弁などによる穴。街路樹の樹種選定・道路管理にも配慮が欲しいと思います。

道路に潜む危険

①濡れるとスリップしやすい舗装：さくら大橋の辺り、つくばセンター付近の舗装タイルや並木大橋のような赤味を帯びた舗装は、強い雨の時など非常にスリップし易くなります。舗装には雨に濡れても滑りにくいものを選び、既設の滑り易い舗装は早急に滑らないものに張り替えて貰いたいものです。並木大橋に貼られた様な滑り止めは長持ちしません。

②進行方向に平行な溝・段差：自転車にとって進行方向に平行な溝や段差は浅いものであってもハンドルを取られる恐れがあります。盲人用の溝形マーカも、自転車通行可の歩道では自転車のタイヤより充分狭い溝幅にして貰いたいものです。その溝や段差の角が滑り易い材料だと更に危険は増します。

また、土浦・野田線ヤマダデンキ近くの歩道（写真5）に見られる様に、歩道幅の半分だけ舗装され、未舗装の所と数cmの段差のある所が在ります。自転車のすれ違いの時など転倒の危険があります。

③狭い車止め柵間隔：歩道端部には車の進入を防ぐポールや逆U形或いは逆V形の柵が設けられている所が多くあり、その幅が狭過ぎる所が多く見られます。夜間など自転車の弱いライトでは、絶え間なく来る対向自動車のライトで目が眩み、充分識別できず接触の危険があります。通過出来る有効巾として1.2m位は欲しいものです。車が入れない幅があればよいのですから、現在多く見られる3本使っている所は2本にし、4本使っている所は3本にしてよいと思います。写真6は1本でよい所に3本使われている例です。

④歩道が狭く車道との高い段差：国道354の館野付近がその1例。歩道幅が狭く車道との段差は高く、反対側は脇へ傾斜して深く落ち込んでおり、舗装状態も良くありません。街路灯も無く危険で、夜は安心して走れません。車の通行量が多く、自転車はととても危険で車道は走れません。

⑤蓋の無い側溝：特に住宅地域で、側溝に蓋の無い所が多くあります。枯れ葉ですっかり埋められて、側溝と気づき難い所もあります。車を避けようとしてうっかりそこへ足をついて転倒したことがありました。車の脱輪例も見ています。梅園の住宅地では、各家がそれぞれ厚いコンクリートの蓋をしたため4m必要な道路の有効巾が3.2mしかない所があります。安全上も問題です。蓋の無い側溝を造って放置するのは、住民の安全を無視しているに等しいと思います。側溝には必ず道路と同じ高さの、濡れても滑らない蓋をしてもらいたいものです。

⑥暗い色の凸形縁石：土浦・境線に見られる様に、歩道と車道間の高低が無い所に凸形縁石が使われている所が多く在ります。古くなって路面と同じ様な汚れた色になると、街路灯の無い所でスポット範囲の狭い自転車の

IV まちづくり

ライトでは、夜にその様な縁石の識別を誤る場合があります。歩道を走っていて凸形縁石に車輪が接触すると車道側に転倒し極めて危険です。

かつて夜、土浦・境線で歩道に立て看板がありそれを避けて車道に出ようとしたところ、縁石の切れ目の識別を誤って縁石に接触して転倒した事がありました。幸いそこに車が来なかったので命拾いしました。凸形縁石よりガードレールくらいの高さで明るい塗装のフェンスの方が安全です。現在凸形縁石になっている所は、発光ダイオードか反射マーカーを密に分布させるか、トルコでなされている様に、上面を白か明るい色で塗装して路面と容易に識別できるようにすべきです。

⑦歩道を跨いで車道との間に渡された斜め鉄板：事業所に大型車が出入りする所などにしばしば見られます。雨が降って濡れると非常に滑り易く転倒を招きます。雨の中こう言った鉄板で転倒して怪我をし、コートを破損した事がありました。管轄役所に言ってこれ迄2ヶ所改善させた事がありました。最近は見えていませんが注意を要する所です。

⑧歩道の急な横傾斜：事業所や駐車場入口にしばしば見られます。狭い歩道では特に急になり危険です。車椅子の通過困難な所もあります。

⑨急に歩道を横切って出て来る車：事業所や家屋の駐車場出入り口、狭い横道の出口でしばしば遭遇します。全く歩道を意識に置かず、早く車道を見ようとする心理から発生するものと思われます。時に右折しようとする車で、左ばかり見て全く右を見ようとしないうるものがあります。またその逆も。急に出て来られブレーキだけでは間に合わず、急ハンドルを切って車道側に転倒した事がありました。カーブミラーでも設けて歩道を確認する様にして欲しいものです。運転者の教育も必

要。

⑩歩道上にあるポイ捨てのガラス瓶破片や棘のある木の枝など：つくば市内の国道125号線で、ガラスの破片で一度に7～8ヶ所チューブに穴をあけられたことがありました。

⑪鋭い角を持った見にくい段差：木の多い団地内などで見られます。雨の夜間には特に危険。吾妻2丁目団地内(写真7)で雨の夜、直進のつもりで行ったところ、見えない鋭い角の段差に乗り上げて前後輪ともパンクし、ひどい目に遭った事がありました。

その様な所は夜間の照明を明るくし、標識を立てるなどして曲がり角が明瞭に判る様にして頂きたいものです。

⑫見通しの悪い信号の無い交差点：洞峰公園東端二反分通り側出口の交差点が一例。押しボタン信号が欲しい所です。

⑬横断者青信号の時、車が横断歩道を横切れる交差点：デイズタウン角のY字交差点がその1例(写真8)。西大通の大きな東西通りとの交差点に車の左折自由の所が多くあります。そういう所も同様です。分離信号(スクランブル交差点の信号)にして欲しい所です。

車の迷惑駐車と歩道占拠

①作業車の歩道占拠：農業用車が歩道を駐車場として常用している例をよく見ます。農業用車は自己農地内に駐車スペースを確保しておくべきでしょう。

②公道の歩道を駐車場と見なしている車：歩道が夜間駐車場として利用されている例や、店の駐車場の延長とされているような所(写真9)があります。歩道端の車進入防止柵は、多くの所で車の歩道占拠を防ぐ役割はほとんど果たしていません。車道側からも私有地側からも側面から車が自由に歩道に入れる所が沢山残されているからです。

Ⅳ まちづくり

③**少しでも歩くのを厭う性向からの迷惑駐車**：近くになら空き駐車場があっても、郵便局や店の前などで歩道乗り上げ駐車が後を絶たず、あちこちに見られます。小野川郵便局やその近くの商店、並木3丁目商店街などもその例です。また中古車屋が歩道を商品展示場としている例も見られます。車の迷惑駐車や歩道占拠を無くすには、取り締まりの方法と道路の構造の両方から手を打つ必要があるでしょう。

④**公園などの歩道出入り口を塞ぐ駐停車**：その例は赤塚公園西側及び東側出入り口でしばしば見られます。車常用者は車の通れない道は道と認識しない人が多い様で、個人住宅前の私道を塞いで駐車する人さえあります。公園の出入り口などは、その端から2m以内駐停車禁止の標識が欲しいものです。運転者への教育も必要でしょう。

改善の提言—前記した道路の不具合の改善と危険の除去

①**歩車道境界の構造改善**：笠間では、歩道と車道及び縁石上面が同平面の歩車道境界は、縁石上に立てたポールに横棒を渡して造られたフェンスを用いています（写真10）。それは凸形縁石より自転車にとって安全で、車の歩道乗り入れも防げます。

歩道の車道と反対側の私有地が駐車場だったりしてそこから歩道乗り入れされる恐れのあるところには同様なフェンスを私有地側にも設ければよいでしょう。歩道を横切る車の出入り口にはそこから歩道に入られないようポールを立てます。商店街や住宅地ではフェンスにせらずに横棒の無いポールだけの柵でもよいでしょう。なお、フェンスやポールの色は白に近い明るい色の方がよいと思います。

②**分離信号の設置**：東京では分離信号が随分増えています。つくばでも大角豆交差点を

はじめとして分離信号にした方がよい所が幾つかあります。

③**歩道上駐車の取締**：以前、歩道上駐車の取締を市長に提言したところ「ごもつともですが手か廻りません」との返事がありました。その頃と違いカメラとインターネット付き携帯電話が普及してきた現在では、市民協力による方法なども可能になったと考えられます。

④**車片足乗り上げ駐車可の歩道の明示**：場所によっては、歩道に車の片足を乗り上げる駐車を許容してもよいと思います。欧州のある国では、その様な歩道の舗装タイルを、車道から30~40cmの幅で乗り上げ可の範囲として色分けし、それ以上歩道内に入ってはいけない事を明確に示しています。その様な方式を採用してもよいと思います。しかし、車が歩道に深く乗り入れしないよう、ぜひ取り締まって欲しいものです。

⑤**道路破損箇所の早急な修理**：埼玉県のある市で、郵便配達員に道路破損箇所の報告を依頼し、軽い破損で修理出来るようになって修理費が半減出来たと聞いています。積極的に市民の協力を求めてもよいでしょう。センター付近でもタイル剥がれがよく見られます。

⑥**自転車と公共交通機関との乗り継ぎの便**：並木大橋や環境研前のバス停近くで、特に風の強い日に乱雑な駐輪がしばしば見られます。自転車からの乗り継ぎが必要なバス停近くに、自転車をきちんと固定出来る無料の駐輪場を設ければ、見苦しい駐輪は無くなるでしょう。またセンターはじめTX駅から200m以内位の所に、利用し易い無料の同様の駐輪場を設け、そこから駅まで雨の時も傘を差さずに行ける様にすれば、自家用車依存が大いに減らせるでしょう。TXで東京に出て帰りが終電になったり、さらに地方へ向か

IV まちづくり

い、帰るまで数日を要する場合も考慮する必要があります。

⑦駐輪規制の前に利用者の要望を満たす駐輪場の整備を：センター地区でしょっちゅう駐輪違反の札貼りをしています。十年一日の様に一向に違反駐輪が無くなりません。利用者の要望を満たす駐輪場が無いからです。監視員の人件費やペラ代その他経費の無駄づかいです。規制の前に駐輪場を整備した小岩駅の例を見習うべきです。

⑧都市計画は住民・利用者の立場に立って

こそ：都市計画は人の幸せを図る工学の分野です。従って、その計画の出発点では、住民や利用者の立場に立つ配慮が不可欠です。しかしながら、従来、その様な配慮を欠いたまま政策や行政理念だけが先行して作られ施行されているものが多く見られます。つくば市の道路の現状を見ると、『つくば市市民憲章』の『1. 思いやりのあふれる、やすらぎのまち』という言葉が泣きそうな所が多々あります。早急な改善が望まれるところです。

(つくば市民環境会議 矢作榮一)



写真7 鋭い角をもった見にくい段差。
吾妻2丁目団地内



写真8 歩行者信号が青で、横断歩道を横切る車。デイズタウン角のY字交差点



写真9 小野川郵便局付近で2台の車が歩道の上に駐車



写真10 歩車道境界の縁石位置のポール横棒を渡したフェンス。笠間市

公務員宿舎の変遷と廃止問題

宿舎建設当時の状況

研究学園都市の建設に伴い、竹園、吾妻、春日、並木、松代地区に昭和 48 年以降から 7700 戸が整備されました。欧米の研究者スタイルを意識して、当時では先進的な住居で、つくばの新しい街のイメージにも合い、全国から参集してきた人々に人気の宿舎でした。

宿舎廃止の背景

宿舎建設から約 30 年が経過した近年は老朽化が著しく、宿舎を所管している関東財務局はその間、修理・修繕を進めてきましたが、十分な費用の確保には至っていません。それに加え、建築様式、間取り、共同風呂（独身宿舎）などは、現在の生活スタイルとズレが生じています。建築時に断熱材を使用していないこともあり、結露の発生（カビの発生）は長い間、住民の悩みの種で、1 階の住居では床がぬけるといったことも発生しています。職員数や採用数の減少、つくば中心部での新規マンション建設や TX 開通による近隣都市への転居が増加したことも拍車をかけ、入居率が大きく減少しました（図 1）。

宿舎の廃止状況

そのような現状を踏まえ、2002 年に 669 戸、2005 年に 529 戸の宿舎廃止が決定されました。さらに、2006 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」に基づき、国の資産規模を対 GDP で半減することを目指し、国有資産の大規模な売却を進めています。その一環として、つくばにおいても公務員宿舎を 2008 年から 2012 年にかけて断続的に約 1660 戸廃止する計画が発表されました（表 1、図 2）。

宿舎廃止の問題点

宿舎廃止の度に、転居を強いられる住民もいることから分かるように、関東財務局は計画性のない廃止を繰り返しています。また、モザイク状に廃止されることで、つくば市の景観デザインが低下する恐れがあります。公務員宿舎は建ぺい率 30%以内、容積率 100%以内、緑化区域 30%などの基準で建設されており、跡地に民間の高層マンションが建設されることで、緑豊かなつくば市の生活空間の質が著しく低下します。既に、売却済みの跡地に建設されたマンションでは、近隣住民とのトラブルも発生しています。また、廃止から売却までの期間の治安問題や中心部以外の廃止地区では買い手が付かない可能性もあり、むやみな廃止がゴーストタウン化を引き起こす恐れもあります。

つくば市の対応と今後の課題

つくば市は 2007 年 3 月に学園都市の建物の高さを制限する都市計画法の高度地区を導入しました。また、茨城県やつくば市は、新たなつくばのランドデザイン策定と公務員宿舎跡地の有効活用（新たな業務機能集積など）について、財務省や国土交通省などに要望しました。最近のつくばは単なる都心部のベッドタウンに成り下がっており、残念ながら研究学園都市としての姿が薄れつつあります。宿舎の廃止とその跡地利用は、計画性と将来へのビジョンがないまま実行に移されており、益々学園都市らしさがみえなくなる恐れがあります。跡地利用はつくばの独自性を再構築する最良の機会であり、市民及び強制退去させられた住民が納得いく活用がされるよう働きかける必要があります。

（筑波研究学園都市研究機関

労働組合協議会 若杉晃介）

IV まちづくり

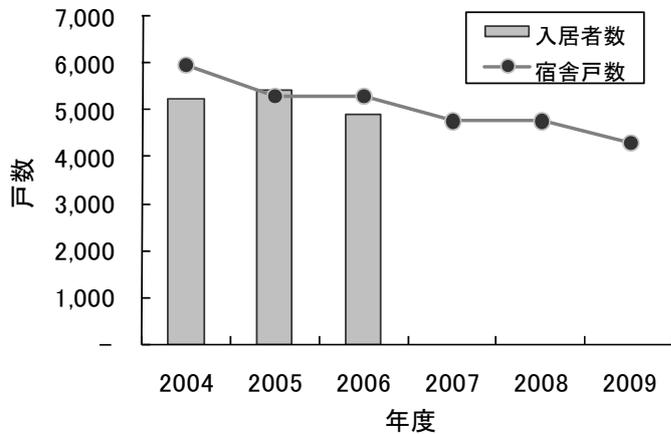


図1 入居者、宿舎戸数の推移

表1 地区別の廃止予定宿舎数

廃止年	地区	戸数
2008年	竹園3丁目	301
	並木2丁目	100
	並木3丁目	60
2009年	竹園2丁目	118
	竹園3丁目	14
	吾妻3丁目	128
	並木4丁目	60
2010年	吾妻3丁目	29
	並木3丁目	16
	並木4丁目	204
2011年以降	竹園3丁目	6
	吾妻1丁目	184
	吾妻3丁目	38
	松代4丁目	166
	松代5丁目	240
合計		1,664



図2 つくば市中心地区の廃止予定宿舎

まちづくりとマンション問題

つくばエクスプレス開通とマンション乱立

つくばエクスプレス開設前から、つくば駅周辺を中心に、高層マンションの建設が目立ち始め、それまで1戸建て住宅中心であった新聞のちらしに分譲マンションの宣伝が目立つようになってきました。沿線の駅周辺だけでなく、1戸建て住宅中心の地域や公務員住宅の跡地でもマンション建設計画が持ち上がり、市内のあちこちで「マンション建設反対」の運動がおきるようになりました。周辺の住民が建設計画を知った時には、法的手続きが終わっている場合がほとんどで、周辺の住民に様々な影響を与えるにも拘わらず住民の要求はなかなか受け入れられないのが実情です。

つくば市の高度規制

市内各地でマンション紛争が生じている状況やつくば市の景観等の点から、つくば市でも2006年に中高層住宅地区の高度規制（研究学園都市計画高度地区の指定）の検討を始め、住民説明会、パブリックコメント、公聴会等を踏まえ、2007年3月20日に告示されました。高度規制が制定された後に、「既存不適格」なマンション（規制を超えていても告示前に着工したため建設できる建物）を巡る紛争が市内で4カ所あり、この告示日も、少しでも早く告示を求める住民と、少しでも遅い告示を望む建設業者との間で行政が下した妥協の結果だと思われます。既存不適格となるマンションのほとんどは結果的には告示以前に着工されてしまいました。現存する賃貸アパートの解体が必要だった千現1丁目の計画だけは、1戸建て住宅と4階までの賃貸アパートしかない地域に14階建てマンション

を建てるというあまりにも非常識な計画であり、住民が粘り強く創意工夫をした運動を展開した結果、阻止することができました。

高度規制とマンション

分譲マンションは、町づくりの上で一定の役割を持っていますが、建設に当たっては、適切な配置を基に1戸建ての住宅との調和がとれたものであることが必要です。新たに作られた高度規制によってこの問題が解決したとはいえません。絶対高度規制の対象となり18m以下の建物しか建てられない地域でも、次の様な問題が生じています。マンションを建設する側は、少しでも多くの部屋を作ろうと容積率の制限である200%一杯の建物を計画します。必然的に駐車場の場所がなくなり大規模な機械式駐車場が作られ、周辺住民との紛争の要因となる場合があります。地下を含めた多数階の機械式駐車場は、車の出し入れに時間がかかるため、高層マンションの周辺では路上駐車が増える傾向が生じています。

マンション建設における行政の役割

分譲マンションや賃貸マンションの住民も住民であり、地域の構成員ですから、地域住民に歓迎されないマンションは、そこに居住する住民にとっても周辺の住民にとっても、望ましいものではありません。つくば市にふさわしいまちづくりを考える上では、場所により適切な容積率の設定等を行政が行うことが必要です。

現在のように、法的に必要なほとんどの手続きが完了し、着工する直前になって周辺住民にはじめて計画が知らされるという状況で

IV まちづくり

は、住宅地のマンション計画に対する反対運動は避けられません。この段階では、住民と施工業者間の話し合いの余地はほとんどなく、結果的には、多くの問題が入居者に押しつけられることになりかねません。建築基準法を満たしていれば良いとするのではなく、つくばらしいまちづくりを進めるためにも高層の建物を建設する場合には、検討の段階で周辺住民へ情報を伝え、住民を含めた検討を行う仕組みが必要です。

公務員住宅跡地の問題

竹園3丁目と並木2丁目の公務員住宅跡地に大規模な高層マンションが建てられました。

公務員住宅は、駐車場の不足など様々な問題を抱えてはいましたが、「公務員宿舎の変遷と廃止問題」で述べられているように、「建ぺい率30%以内、容積率100%以内、緑化区域30%」という基準で建てられており、緑地の確保を含め、良好な住環境を維持するという点では一定の役割を持っていました。

公務員住宅地域の空き地が1戸建て住宅地として売り出されることは、かなり前から行われていましたが、最近の特徴は、緑地を伐採し公務員住宅を解体して住宅やマンションを建設するという新たな段階に入りました。竹園3丁目の東大通り沿いの松林を撤去、造成して売り出された建て売り住宅に対しては、

学園地区の景観の観点から批判する声が出されています。全国的な公務員住宅削減の一環として、つくば市の公務員住宅も2008－2011年度において18敷地合計30haの廃止・転用計画が進められています。公務員住宅地区は高度規制の対象外であり、つくば市の景観条例の具体的な規制でも対象外になっています。この状態で公務員住宅地が民間に売り出されたならば、学園地区の環境を大きく変える危険性が多分にあります。

まちづくりの点からも、研究学園都市の役割という観点からも、公務員住宅地域のあり方は非常に重要な問題です。つくば市は、研究学園都市の整備という観点から国に適切な対応を要求すべきです。

公務員住宅用地については、つくば市内の大学、研究機関、民間企業等で作っている筑波研究学園都市研究機関等連絡協議会（筑研協）でも「筑波発ベンチャー支援施設用地」、「外国人研究者・留学生交流支援用地」、「研究開発関連民間企業立地用地」等として活用する提案を検討しています。つくば市のまちづくりという観点と、研究学園都市としての都市整備という観点から、つくば市と研究機関が市民の声も聞きながら今後の計画を一体となって作っていくことが望まれます。

（千現在住 平山英夫）

図1(次ページ)の凡例説明

第1種高度地区

- 1 地盤面からの建物の高さは18m以下
- 2 各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に7.5mを加えたもの以下で、当該水平距離から2mを減じたものの0.6倍に10mを加えた高さ以下
- 3 各部分の高さは、隣地境界線までの水平距離が1m未満では10m以下、2m未満の範囲は15m以下

第2種高度地区

上記の2及び3の規制

第3種高度地区

- 1 各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に7.5mを加えたもの以下

IV まちづくり

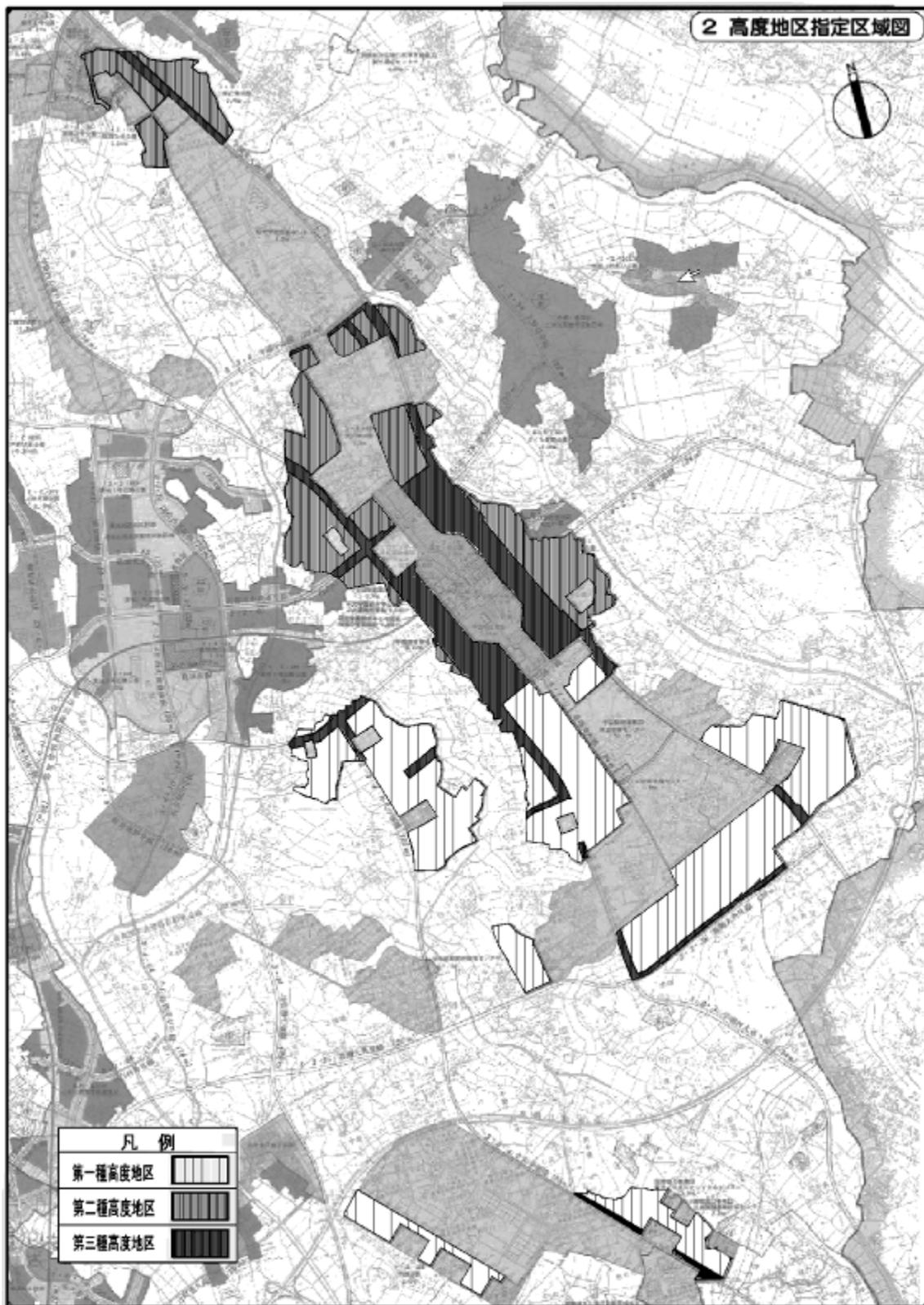


図1 つくば市の高度地区指定区域図

よりよい市政へ

私のひと言

ひどい後期高齢者医療制度、市議会は国に物申して！

私たちの声を市政に、または国政に反映させるのに市議会は重要な役割を持っています。

いま、「後期高齢者医療制度」が大きな社会問題になっていますが、とりわけ対象となる75才以上の人の多くは、年金だけの生活、病気になりやすい、治りが遅い、など不安を抱えています。新しい制度によってこの人たちは、年金から保険料が天引きされ、2年毎の保険料見直しで値上げは必至といわれており、経済的な負担増に加え、医者にかかりにくくなるなど、不安はいっそう募るばかりです。

誰が考え、誰が決めたのでしょうか。少子・高齢化で高齢者の医療費が増えつづける、これを支える現役労働者は減り、財政が持たないから別枠の医療制度を創ったと説明していますが。

私も77才になりました。戦前は、お国のためと戦争訓練を受けた軍国少年、焼野原になった東京の復興、そして高度成長を支えて

きましたが、いままた政治が責任を放棄して、こんな仕打ちは許されません。米軍への思いやり予算、大企業・大資産家への減税など、どう見ても思いやる方向が狂っている、と思うのは私だけでしょうか。

茨城県医師会は、医者原点に戻って新医療制度に反対、制度の撤廃に向けて運動をはじめました。また、今まで政治的なことにあまりふれたがらなかった（と思われる）シルバークラブの人たちも、私たちの要請に協力してくれました。

ところが市議会は、昨年12月、私たちが出した新医療制度の中止・撤回の請願を不採決としました。今年3月、再度、制度の抜本見直しの請願を出しましたが、継続審議扱いにしてまたもや採択はしませんでした。市民から負託された市議会は、市民のなかにしっかり根を下ろして、市民の期待に応じて欲しいものです。

（上ノ室在住 茅野徳治）



小野崎南部の水田と三井ビル

つくばの中心部に隣接しながら研究学園都市の開発以前からの姿をとどめる小野崎地区は、美しい田園と都市景観の両方を楽しめる希少な場所である（つくばの景観100より引用）。

つくば駅前広場の再整備

意見募集後の対処に問題

つくば市は広報つくば 2007 年 4 月 1 日号で、つくば駅前広場再整備計画(案)について意見を募集しました。パブリック・コメントほどの重い位置づけではないにしても、計画段階で市民の意見を取り入れようとする姿勢には好感が持てます。

しかし、その後の対処に問題がありました。行政が市民と向き合ったときの一つの典型としてやや詳細に経過を追うことにします。

広報紙の説明では、TX 開業に伴い駅前広場の利用客が増加し周辺施設との連携や乗り換え機能に不都合が生じているので広場の再整備が緊急課題であるとのことでした。

基本構想として以下の 3 点を挙げています。

- ① 交通結節機能の充実：安全・快適に移動しやすい環境・空間、乗換え機能と中央広場への連続性
- ② 回遊性があり、来訪者にわかりやすく：案内・誘導歩行者動線の整備、ユニバーサルデザインとバリアフリー
- ③ にぎわいと緑のある都市空間：つくば駅周辺の活性化

図 1 にレイアウトを示します。バス・タクシーなどの公共交通と一般車（送迎）とを完全に分離したのが特徴的です。

ところで意見募集まではよかったのですが、その後のつくば市の対応は鈍く、集計結果を統計的に示してホームページに掲載しただけで、数多く寄せられた市民の提言が設計にいかにか活かされるのかまったく不明でした。

社会福祉協議会のボランティア団体が、その後の設計の進捗状況について説明がほしい

とつくば市に要請していたのですが、まだ発表する段階ではないといわれ実現しませんでした。つくば市は市民との協働を進めると言っているのですが、宣伝と実行の不一致の典型です。2008 年 3 月になって、バリアフリーに向けた市民勉強会に担当課が出席し、直近の計画案がようやく明らかになりました。

修正された計画案

レイアウトについては一般送迎車のスペースが少し広がったほかは変更がありませんでした。

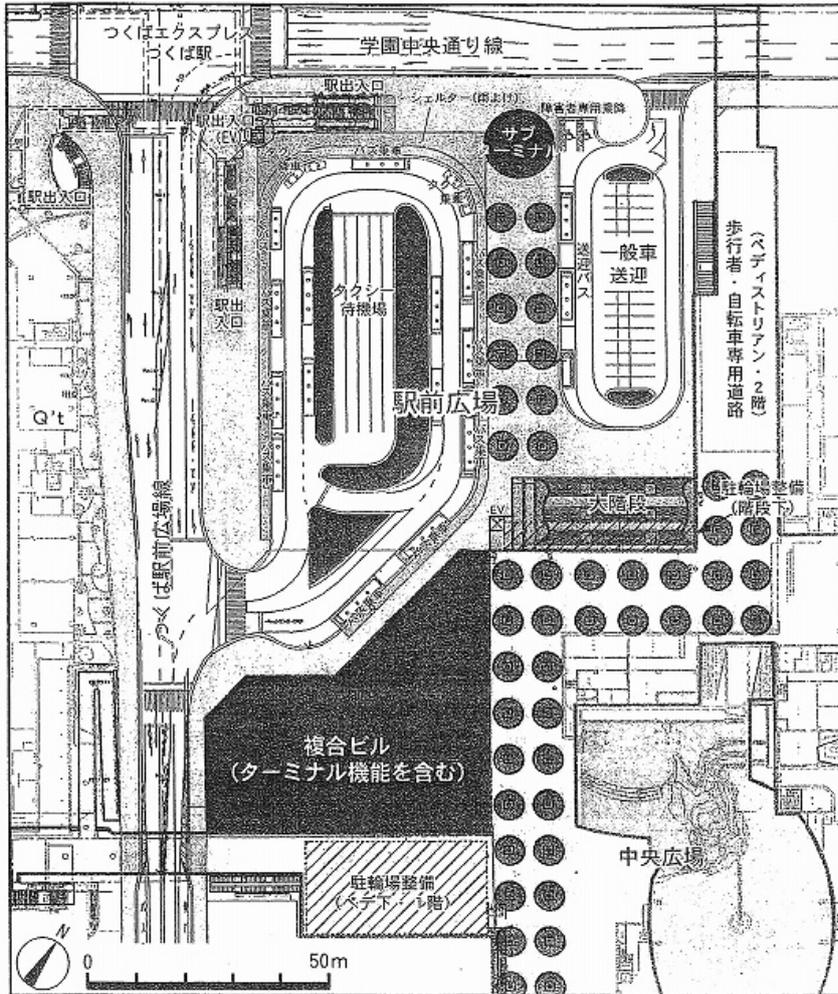
市民要望の多かった数多くの設計改善については努力のあとが見られます。シェルターによって、TX 駅からバス乗降場まで傘なしで行けるようになり、歩道、階段、エレベータをはじめ身障者対応を含めて安全性の工夫もされています。トイレ・サイン(標識)・ベンチの利便性向上にも気配りがなされています。

身障者対応設計については、視聴覚障害者の研究団体でわが国唯一の専門大学の筑波技術大学の佐々木先生が、大学を挙げての支援をバックにきめ細かい指導をなされたことが反映されています。これは行政と大学・研究団体との協働についての成功例の一つとして、今後の参考に値します。

駐輪場対策としては、広場の整備計画に先んじて、歩道利用をはじめ自転車利用者に配慮した増設が進んでいて、市民要請が実現する方向にあります。

将来への展望がない基本設計

部分の設計については進歩的なデザインを



整備計画 (案) の特徴

- ◇十分な交通施設機能を確保しつつ、バス・タクシー等の公共交通と一般車(送迎)の出入口を分離する
- ◇歩行者が車道の横断や階段等の上り下り無しに、すべての乗降場を利用できるバリアフリー動線を確保する
- ◇中央広場へ連続する歩行者空間は、緑豊かな環境空間を創出し、安全・快適に移動できるように整備する
- ◇誰にでも分かりやすい誘導サインや案内等で円滑な歩行者動線を確保する
- ◇歩きやすく緩やかなこう配の大階段を設置し、エスカレーターおよびエレベーターを整備する
- ◇駅出入口近くにバス利用者のためのサブターミナル(待合スペース等)を設け、中央広場側にはターミナル機能を有する複合ビルを配置し、にぎわいの創出を図る

図1：つくば駅・駅前広場再整備計画(案)

(広報つくば、No.425、2007.4.1より)



写真1：待機する乗合バスでいっぱいのバスターミナル



写真2：筑波山行きのバスに乗り切れずにあふれかえる乗客(2007年のゴールデンウィーク)

IV まちづくり

施すなど工夫のあとが見られるのですが、問題はグランドデザインです。駅ターミナルとセンタービルとの接続が不便なのは既設の構造に束縛されるから止むを得ないと思われませんが、つくば市の公共交通を将来に向けていかに活性化するかという、市としての展望がなく、また将来の需要の変化に配慮した形跡が見られません。

提出文書とその回答

筆者も意見募集に応募していました。以下は提出文書の要旨です。

(1) 設計理念の明示

TX開通と沿線開発に伴う状況変化に配慮し、10年後、20年後の交通体系をどのように誘導したいのかという方向性を検討した上で、現状の不具合を手直しするだけでなく、新設計画であるという位の発想で手がけてもらいたい。

(2) 過度のくるま社会からの脱却

「くるま社会」の典型としての都市構造からの脱却を目指し利用規制ではなく、くるま利用を自発的に節減しやすい「まちづくり」として位置づける。

(3) 利便性を与える優先順位

目的場所へアプローチするときの環境は、利用者の利便性確保に優先順位を配慮すべきである。計画案は全体として自転車利用者に冷たく、自家用車利用者、タクシー業者を優遇しすぎている、

(4) 駐輪場の場合(略)

(5) タクシー待機場の場合

プール台数は現状よりも少し多い程度で十分ではないか。多数の待機は利用者には何のメリットもなく、一等地の車庫がわりの提供は不要である。

(6) 一般送迎車の場合

停車時間の短い一般送迎車にも広い面積は不要。

(7) 研究学園駅との棲み分け(略)

(8) 法令に基づく公聴会・パブリック・コメントに限らず、不断に利用者の動向をつかみ、要望を聴いてほしい。住民への説明と意見交換の場を設けて

ほしい。

(1)、(2)のような設計理念に関する提言に対しては、つくば市の回答、説明はまったくありませんでした。これは「まちづくり」の理念・構想の欠如を物語るものです。

タクシー待機の優遇とバス待機場の縮小

その帰結として、広場のスペース配分において乗合バスへの冷遇、タクシーへの優遇ということになっています。つまりバスの待機許容台数はむしろ減り気味なのに、タクシーの許容台数は倍増しているのです。

バスについては、いよいよとなれば、つくばターミナルを始発、終着駅から通過駅へとするダイヤ編成として、待機台数を減らすことはできます。しかし、タクシーだけを優遇する理由はないのです。

タクシー待機場の倍増についての担当課の説明は、要するに必要な台数を待機させる必要があるとして、その根拠に委託して得られた調査報告を挙げました。調査は2007年5月16日(水)7:00~19:00ですが13時前後の1時間ほどの間、待ちタクシーが出払ってしまうというデータが示されています。

しかし筆者の日常の観察によれば、それは待機スペースが足りないのではなく、もともと配車台数が不足しているからなのです。調査データをよく見れば乗車台数は、1時間あたり100台が限度であり従前どおり25台も待機できれば問題はありません。現在TXの秋葉原-つくば間は昼間4編成ラッシュ時5編成で、短時間の需要集中が懸念されるのですが、増発予定が報じられています。つまりTX降車客の需要は分散されるので、タクシー客を待たせないようにするには、待機スペースではなくて配車総数の増強が必要なのです。一方、バスの待機(写真1)に対する配慮が足りないのは、環境対策が宣伝ばかりで、本

Ⅳ まちづくり

気で実行しようとしていないことの証しといえます。

大気汚染、地球温暖化、安全性などに配慮して、「くるま社会を問い直そう」という動きは全国的に広がっています。これは本来、市民自身の自発的努力によってなされることではありますが、生活の利便性を失うことなく車の利用抑制が図られる「まちづくり」をす

るには、明確な理念に基づく行政の誘導施策が重要です。広場の整備もこの視点でなされることが必須でしょう。しかし同時に、広場の運用が万全でなければ意味がありません(写真2)。

(栗山洋四(自家用車に依存しないまちづくりの会))

よりよい市政へ

私のひと言

「つくばエコシティ」構想

政府は、2008年7月の洞爺湖サミットに向けて、低炭素社会に対応した「環境モデル都市」を全国で募集し、10都市を選定して補助金を交付することを決定しています。

つくば市は、低エネルギー消費で、安全安心な環境・科学教育モデル都市構想(つくばエコシティ)を推進しており、政府の「環境モデル都市」に応募することを2008年3月議会で決定しました。

市民としては、全人類的な課題である地球温暖化防止に積極的に取り組み、つくばエコシティ構想を推進するために、つくば市が主体的に努力することは、大いに歓迎するところです。民間企業・つくば市・研究所・大学等の幅広い連携によって、温室効果ガス削減技術を集約して、都市環境を改善するための効

果的なシステムの開発が期待されます。

つくば市の構想は、二酸化炭素放出量を2030年までに半減する、という高い目標です。この目標を達成するには、かなりの困難が予想されます。風車事件のように、補助金を得るための大風呂敷にならないようにしたいものです。そのためには、「つくばエコシティ」の具体化の過程で、市民も積極的に参画し、進捗過程に誤りの無いように監視していく必要があります。

「回らない風車」事件で大失態を犯したつくば市が、反省のないまま事業に応募し、11月市長選のマニフェストの目玉として、選挙戦に利用するような「つくばエコシティ」構想であってはならないと思います。

(新しいつくばを創る市民の会 河村俊次)

つくばの良さを生かす景観行政を

都市計画マスタープラン

つくば市が景観行政を始めたのは、2003年の都市計画マスタープラン(以下 都市マス)への準備段階で景観という視点を入れたところからでした。我々のつくば市都市計画マスタープラン市民ワークショップ景観班(以下景観WK)は、この都市マスへの市民参画の一分野として立ち上がりました。

当初の考え方は、つくばの景観の良さを探すところから始まりました。つくば市は広域かつ、地区によって様々な特色を持っていますが、それこそがつくばらしい景観の良さと言うことで、筑波山を中心とし、そこからの広がりのある景観、伝統的集落や里山景観と学園地区の整然とした都市景観があり、それらを保全していく事を方針として取りまとめました。

問題点としては違法屋外広告物や周りの景観とマッチしていない建造物が挙げられました。景観行政自体がこれからのものという事で景観に関しては我々が挙げたものが、ほぼそのままの形で都市マスへ反映されました。これを受けて景観WKでは都市マス作成後、次の活動として、つくばの景観をもっと一般の人々に知ってもらいたいということで、「つくばの景観100」を選定し、つくば市のHPで発表しました(表1)。

景観条例と地区計画

国土交通省から「美しい国づくり政策大綱」が発表され、今までの都市行政のあり方を改め、柔軟かつ多様な手法を取り入れ景観づくりをおこなっていく為の法律として、景観法が2004年6月に公布されました。この背景に

は、社会の成熟化により、人々の価値観が量から質へ変化したことにより、その地域にあった美しい街並みや良好な景観に対するニーズが出てきたことがあります。景観法は、景観に関する基本法で基本理念、国・地方公共団体・事業者・住民それぞれの責務がうたわれています。

つくば市は景観法に則り景観行政団体へ名乗りを上げ、2007年6月24日には景観条例を制定し、10月には条例の全面施行と景観計画の告示がされました。景観条例では「景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市における良好な景観の形成を推進するため景観計画の策定・・・」となっており、景観計画を定めることと、建築等の行為をおこなう場合の届出制度が定められました。これにより新たに建築行為をする場合はその建築物が景観条例で定める規定以内であるかが審査され、ふさわしくない場合は変更命令を出せます。

当初市民が期待していたのは、TX開通に伴いつくば市中に起こったマンション、ショッピングセンター、大型店舗の建設ラッシュに対する対抗策になるかという点でした。しかし、こういった問題はつくば市全体を対象とした条例の規定範囲では全ての制限はできず、各地区事情を考慮した景観地区(景観形成重点地区)で意匠デザインの誘導を行うか、更に細かい規制をかけられる景観協定に委ねる事になります。

景観協定については市が制定するのではなく、その地区住民の2/3以上の同意が必要となります。当然住民にも協定で定めた制限がかかります。協定は、景観について市民の

IV まちづくり

表1 つくばの景観100

建物		道	
1	筑波山神社	1	つくば道
2	平沢官板遺跡	2	つくばりんりんロード
3	国指定大塚家住宅	3	学園東大通り
4	国土地理院のパラボラアンテナ	4	つくば公園通りアルス前のケヤキ並木
5	パツハの森	5	吉瀬の林間の道
6	金田の萱葺き民家を活用したレストラン	6	並木のペDESTリアン
7	金村別雷神社	7	気象研究所高層気象台のビスタ
8	筑波学院大学	8	学園西大通りのユリノキ並木
9	中央公園の池ごしからの三井ビル	9	つくば公園通り(洞峰公園～赤塚公園)
10	吾妻西側からのH2ロケット	10	下岩崎の台地端
11	つくば文化会館アルス	田園	
12	つくば文化郷	1	山から見下ろす山口の棚田
13	つくばセンターバスターミナルとH2ロケットと筑波山	2	今鹿島の夕日
14	都市再生機構	3	今鹿島付近の芝畑
15	竹園西公園からの三井ビル	4	柴崎の畑と森
16	カスミつくばセンター	5	東岡の水田風景と学園地区
17	二の宮ハウス	6	西谷田川からの田園
18	県営小野崎団地	7	上郷の谷津田
19	つくば市立東小学校	8	吉瀬からの田園風景
集落		9	小野崎南部の水田と三井ビル
1	洞下集落	10	グリーンハイツ付近の谷津田
2	神郡集落	11	九万坪の茶畑
3	作谷集落	緑・公園	
4	北太田集落	1	筑波山梅林
5	吉沼集落	2	筑波山大御堂の大木
6	花室集落	3	栗原の大ケヤキ
7	西岡集落	4	栗原の大イチョウ
8	島集落	5	筑波大学内の街路樹
街並み		6	ゆかりの里
1	テクノパーク豊里	7	筑波大学平砂・追越宿舎添いの桜並木
2	豊里の杜	8	金田西坪の高生垣
3	松見公園の展望台からの中心市街地	9	百家の鹿島神社の杜
4	三井ビル19階展望フロアからの眺望	10	上郷の芝畑にたたずむ松
5	松代の落ち着きのある集合住宅	11	松見公園
6	筑波西部工業団地	12	フォンテーヌの森つくばキャンプ場
7	二の宮四丁目の住宅地	13	科学万博記念公園科学の門
8	谷田部の街並み	14	洞峰公園
山		15	洞峰公園からの二の宮の高層住宅群
1	筑波山山頂からのつくば	16	気象研究所の既存樹林と草地
2	上大島からの筑波山と水田	17	観音台の桜並木
3	中貫橋からの筑波山	水辺	
4	つくば道沿いからの筑波山	1	筑波山沢
5	学園東大通り山木からの筑波山	2	テクノパーク大穂の調整池
6	小田からの日光連山	3	桜橋からの桜川と筑波山
7	北太田からの筑波山	4	松塚の桜川河畔
8	筑波北部工業団地からの筑波山	5	谷田川(酒丸付近)
9	小田からの宝鏡山	6	小貝川
10	玉取からの宝鏡山	7	花室川
11	栗原西部からの筑波山	8	谷田川
12	学園西大通りからの筑波山	9	泊崎から見る牛久沼(つくば市最南端)
13	金田の水田越しの筑波山	祭り	
14	鬼ヶ窪からの筑波山と宝鏡山	1	まつりつくば
15	面野井からの筑波山	2	100本のクリスマスツリー
16	面野井からのつくばエクスプレスと筑波山		

IV まちづくり

意識が高い地区で可能なもので、市が市民へ期待をしています。景観法では条例と地区計画等の組み合わせを上手に利用すれば、様々な景観まちづくりに活かす事ができるのですが、つくば市では、ようやく最低限のシステムが作られたに過ぎない状況です。また今回の景観法に基づく条例と地区計画制定のプロセスに我々景観WKも加わりたかったのですが、実際にはパブリックコメントへの回答と言う形のみになってしまったのは残念です。

これからの景観行政への期待

景観というのは人によって価値観が異なるため、何が正しいのかを計ることは非常に難しいです。ただ多くの人々がこの場所は居心地が良いと感じる場所は、良い景観であったりします。そういった居心地のよい場所を造り育て守っていくために、つくば市には市民と共に、景観法を上手に活用していただきたいと考えます。

現状では景観形成重点地区として定められ

ている場所が、沿線開発地域に限られている(表2)点と、新しい建造物に対しての審査がメインで、今ある景観の保全等については、具体的な動きはまだ定まっていません。旧市街地や既存の学園地区に対しても、今ある良い点を保全できるような計画作りを進めてもらいたいものです。

景観法はその中身を理解して活用すれば、街づくりのために有益な選択肢が広がる法律です。つくば市には、もっと主体的にこの法律の制度を広め、市民が活用しやすい状況を作り出してもらいたいです。

また、市民のサポートも良い景観作りには必要です。その例としては、つくばの景観を多くの人に改めて知ってもらうための広報活動、景観審議会への市民参加、市民と市による景観協議会の設置、景観保全活動への支援などが考えられます。

(つくば市都市計画マスタープラン

市民ワークショップ景観班 平野匡城)

表2 景観形成重点地区

研究学園中心地区
地区計画指定地区 桜柴崎、台町、薬師、宿西、つくば豊里の杜 葛城、島名・福田坪、萱丸、花室西部



上大島からの筑波山と水田

田植え直後の水田と、西側から見た筑波山。ここまできると女体山が男体山のかげに隠れ、右肩下がりの山岳的な山容が眺められる(つくばの景観100より引用)。

タナゴたちの棲む学園都市の川に

霞ヶ浦とその水系のいくつかは、数種のタナゴが生息していることは釣り人にはよく知られている。タナゴは形と色が美しく、天然記念物に指定されている稀少美麗種のミヤコタナゴなどもあるため、特に人気がある。

筑波学園都市には、中流域まで土浦市との境界をなしている桜川や、小野川、東谷田川、西谷田川、雑草に覆われた小河川、花室川など多くの河川がある。これらの河川を美しいだけでなく、水質汚染の生物的指標としても有用なタナゴの泳ぐ場にして、緑豊かな自然環境の街をめざす**学園都市のシンボル**にした。

その実現はそれほど難しいことではない。10年前、桜川中流域にヤリタナゴがみられたが、今はいない。タナゴ類のほとんどの種がマツカサガイ、イシガイなどの二枚貝のえらの中に産卵するのだが、この貝類が水質汚染と濃い泥水の混入のため生息できなくなったこと、稚魚を育む水草とアシ類、越冬に必要な深場の極端な減少などがその原因と考えられる。したがって、これを復活させれば、タ

ナゴは戻る。小野川に昔タナゴがいたと言うが、コンクリート用水路になってから、姿を消した。水流の変化や貝類と水草が消えたからである。

コンクリート側壁に一定間隔で木材を打ち込んで流れに変化を戻し、貝類を育て、水草を茂らせれば、タイリクバラタナゴなど繁殖力旺盛なものの生息は可能となろう。花室川はその規模から、タナゴ類生息に適している。水質の汚濁防止と川を覆う雑草を除去し、貝が生息できるようにし、水草類が茂れば、アカヒレタビラなど美麗種が泳ぐのを見ることができる。東・西の谷田川は大きな川で、タナゴ生息は確認しにくい、いわゆるホソと呼ばれる細い農業用水などを小さな支流として川に平行してつくれば、本流の魚が産卵に集まるのを見られるだろう。

市当局が該当地域住民やタナゴ専門家と話し合い、タナゴの泳ぐ都市づくりを是非進めてほしいものだ。

(新しいつくばを創る市民の会 樋田幸夫)



谷田川

谷田川は、下流部で牛久沼にそそぎこむ。200mほどの川幅があり、雄大な景観となっている（つくばの景観100より引用）。

二酸化窒素測定運動が明らかにした市の大気汚染

はじめに

市民による二酸化窒素（NO₂）測定運動は1975年に始まり、全国的な運動に発展したものです。つくばでは新日本婦人の会、生協環境部などが毎年環境週間の6月第一木曜日から金曜日に24時間測定を行っています。

測定方法（簡易カプセルによる二酸化窒素測定法）

簡易カプセルによる二酸化窒素測定法は、「測定場所で、試薬を染みこませた濾紙入りカプセルのゴムキャップを外して、24時間放置し、再びゴムキャップをはめる。」というとても簡単な手法です。回収後、このカプセルに測定試薬を加え、比色計で測定します。いつでも、どこでも、だれでも実施することが可能です。その上、経費は安く、カプセルは洗浄して繰り返し使用できるエコ測定器です。（図1）

国連環境計画（UNEP）による地球環境監視システム（GEMS）のハンドブックでは、このようなパッシブサンプラーを用いた都市大気中の二酸化窒素濃度の世界的な調査を進めるべきであると推奨されています。

（測定値の意味）

測定値は24時間の平均値を表します。経年変化をみるために毎年同じ場所で行っていますが、1年の中で1日だけの測定であり、測定値が、その年の平均値を示しているわけではありません。

二酸化窒素（NO₂）とは

空気の約78%を占める窒素（N）が高温燃焼

することで二酸化窒素が発生します。自動車、航空機などから70%、火力発電所、石油コンビナート、製鉄工場、ビル暖房から27%、一般家庭から3%。二酸化窒素は毒性があるにも関わらず、かなり高濃度になるまでは目に見えず、臭いもしないため、気がつきません。

二酸化窒素はほかの汚染物質よりも測定が容易なため、自動車の排ガスなどによる大気汚染の指標に使うことができます。

二酸化窒素の環境被害や健康被害

人体に入ると肺の奥まで侵入してしまい、末梢気管支、肺胞を傷つけ、喘息やアレルギー性鼻炎と密接に関係しています。肺炎やインフルエンザにかかりやすくなり、肺の早老化を促し、持続性の「咳」「たん」の症状を増加させます。二酸化窒素などの窒素酸化物は、太陽光と反応し光化学オキシダントを発生させます。これにより空が白くもやがかかった状態が光化学スモッグです。光化学スモッグ注意報時には外出や屋外の運動は控える必要があります。光化学オキシダントは二酸化炭素より温室効果はるかに高く、地球の温暖化を加速させます。現在すでに、森林を破壊し空気清浄化作用を奪い、農作物の収穫量を減らし、食糧問題まで引き起こしています。また、



図1 簡易カプセルの構造

V 環境・エネルギー

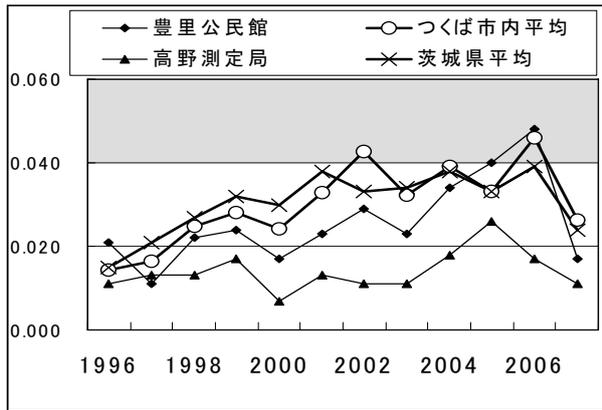


図2 つくば市内の二酸化窒素濃度の変化

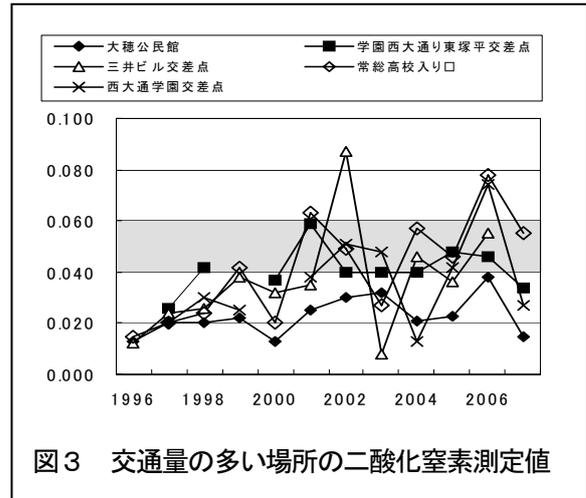


図3 交通量の多い場所の二酸化窒素測定値

年	県内測定数	順位と測定地点
1996	500	(該当なし)
1997	508	(該当なし)
1998	466	10位：吾妻4丁目筑南水道企業団交差点
1999	262	(該当なし)
2000	296	4位：谷田部農協交差点
2001	316	(該当なし)
2002	318	1位：花畑NTTフィールド技術開発センター 2位：西大通と土浦学園線交差点 3位：大角豆交差点 4位：三井ビル交差点
2003	332	4位：谷田部農協交差点
2004	304	4位：広岡公民館 8位：並木無機材研究所前
2005	349	6位：田中交差点
2006	358	1位：谷田部サイエンス大通り・野田線交差点 2位：緑が丘入り口サイエンス大通り 3位：常総学院高等学校入り口 4位：西大通り筑南消防署交差点 5位：洞峰公園西大通り交差点 6位：榎戸交差点 7位：松代1丁目ステーキ宮(現バロ)前
2007	251	1位：榎戸交差点 2位：竹園西小前 3位：常総学院高等学校入り口 4位：つくばセンター

表1 茨城県内の最汚染地点(ワースト10)に入ったつくばの測定地点

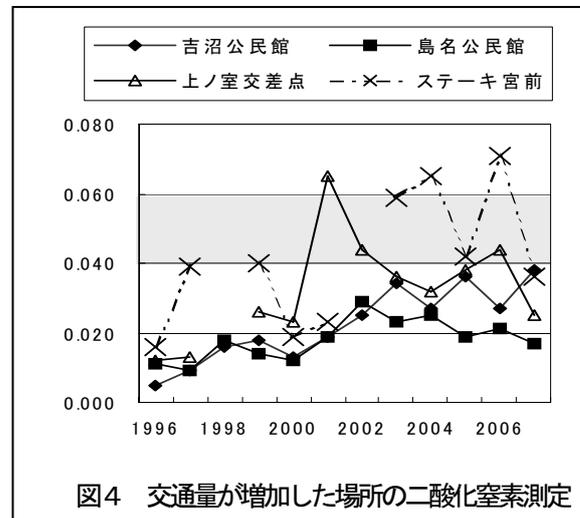


図4 交通量が増加した場所の二酸化窒素測定

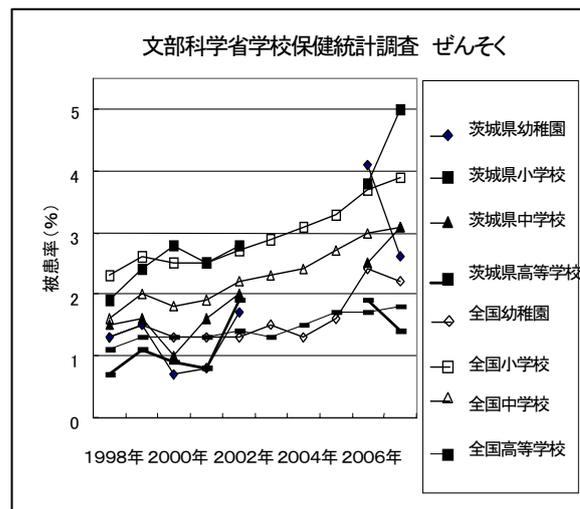


図5 児童のぜんそく被患率

(注) 図中網掛け部分は現在の環境基準の限界値を示す。(1978年までは0.02ppm以下であった。)

二酸化窒素は酸性雨の原因の一つとなり、コンクリートを溶かす、植物を枯らす、土壌や水を汚染するなどの被害をもたらしています。

二酸化窒素の環境基準

環境庁は1973年、人の健康を考えた上での環境基準は、0.02ppm以下とし、5年（困難なところは8年）以内に達成することを目標としました。

しかし、その後の車社会の到来により、どうしても達成できないということで1978年「0.04ppm～0.06ppmの間またはそれ以下」と緩和されてしまいました。当時、環境の悪化を危惧する市民により訴訟が起こされました。

つくば市での二酸化窒素測定結果

①**全体の傾向** 巻末の別表はつくば市内の全測定結果です。道路建設、市町村合併、エクスプレス開通などで測定箇所を増やしてきました。

図2は1996年から2007年までの環境週間に市民が測定したつくば市内と茨城県の大気中二酸化窒素濃度の平均値をグラフにしたものです。天候や風などの影響があるため厳密な比較はできませんが、長期的に上昇傾向にあると捉えることができます。「高野測定局」は市民ホール豊里の駐車場での環境省による測定結果、「豊里公民館」は同敷地内での簡易測定カプセルによる測定です。測定値は年によってばらつきはありますが、2000年頃からはほとんどの地点で旧環境基準の0.02ppmを超えるようになりました。

現在、つくば市内の平均値は環境基準値を超えてはませんが、これからの私たち市民の暮らし方がこのグラフの方向を決めるのではないのでしょうか。

②交通量の増加と大気汚染 図2の同一期

間内の平均値で見るとつくば市内と茨城県全体の差はあまりありませんが、県内ワースト10にランクインする箇所が増えています(表1)。それは、つくば市内でも際だって、二酸化窒素濃度が高くなっている箇所があるのではないのでしょうか。幹線道路の交通量のデータから1日3万台以上の交通量がある場所の二酸化窒素測定値(図3)と、3万台以下だが交通量が増加した箇所の二酸化窒素測定値をとりあげました(図4)。どちらもこの10年で汚染が悪化していることが明らかに読み取れます。新しい道路が建設されたこともあってか、従来の道路の交通量は私たちが日頃感じるほどには増えていないようですが、大気汚染は深刻化しているのです。

また、二酸化窒素などの窒素酸化物が要因となって発生する光化学オキシダントが2000年以降、連続して環境基準を超えています(平成14年度、18年度版つくば市環境白書より)。

自動車排ガスが主な原因

つくば市内の二酸化窒素発生源は市内の自動車排ガスによると考えられます。

①**人口増による車の増加** エクスプレス開通後、つくばに移り住む人も増え、2005年には20万人を突破しました。2002年のつくば市の車両保有台数は13万9100台、2006年は16万7475台。2割増えましたが1.2人に1台の割合は変わっていません。

②**道路延長** もともとつくば市は、市内の広範囲に人が住んでいるため道路延長距離が長いのが特徴的です(2005年度、つくば市の道路延長距離は土浦市の2.9倍)。さらに、開発や住宅建設が進み、延長距離は伸び続けています。

③**営業時間延長など** 大規模ショッピングセンターによる集客で車での移動が増えてい

ます。長時間の営業により買い物の頻度が増加しているのかもしれませんが。

④公共交通の不便 「つくばでは車がないと生活できない」と言われていますが、未だに改善されていないように思われます。

⑤雑木林や里山の減少 二酸化窒素が浄化されにくくなったのではないのでしょうか。

子供の喘息の増加

文部科学省学校保健統計調査(図4)によれば、「児童の喘息被患者率」は、全国、茨城県とも幼稚園、小学校、中学校、高等学校それぞれにおいて、著しく増加しています。つくば市の小児特定疾患医療券交付者は2004年に1000人を超えました。2006年に制度が改定され受給要件が厳しくなったため800人を下回っていますが、喘息を患っているお子さんは減ってはいないと推測されます。原因は免疫、肺、気管支機能などの体質的な変化、環境では大気汚染などの化学物質を含むアレルゲン、感染症、微生物、ストレス、清潔になりすぎたことなど複合的ではありますが、その中で私たちが改善できることは人が生みだしている排ガスを減らすことです。アレルゲンと二酸化窒素やディーゼル微粒子が相乗的に喘息に影響することはすでに知られています。

提言

2007年につくば市は「つくば3E都市宣言」を表明しました。温室効果ガス削減対策の中で「車社会の見直し」は大きなウエイトを占めます。二酸化窒素測定運動は、見直しの効果を数値で明らかにするものです。行政は「車社会からの脱却」のために具体的な施策をたて、市民が環境に配慮した暮らし方を実現できるようなまち作りを進める責任があります。市民は、澄んだ空気と持続可能な循環型社会を未来へ手渡すため、一人ひとりが責任ある

行動をとることが大切です。

①二酸化窒素を測定しましょう 大気汚染を数値として把握することができます。測定結果を広く市民へ知らせることが、汚染の抑制に有効です。

②社会全体で自動車の使い方を見直しましょう 利便性、経済性だけでなく、「環境に対して負荷が少ないのはどちらか」という視点をもつことが、将来、免許を取得する子どもたちの手本になります。

③ノーマイカーデー、エコドライブを広めましょう 行政、企業、学校、お店など、市全体で積極的に取り組みましょう。大勢が参加すれば、それだけ空気がきれいになり、同時に問題点に気づき、これからのまちづくりに生かすことができます。

④徒歩や自転車に快適な道路を地域住民や学校に通う児童の保護者の視点で点検、要望しましょう。

⑤マイカーに替わる公共交通機関の整備を求め、活用しましょう。

⑥市内の緑地面積をへらさないように、開発に際して駐車場には緑地帯を設けたり、木の移植などの対策を要望しましょう。

最近、環境の悪化で魚がいなくなってしまう川が地域の人々の努力により甦ったという明るい話題も耳にします。お正月や明け方は、空気が澄んでいることを実感します。この提言よりもっとたくさんアイデアをお持ちではありませんか。20カ所は市の職員の方が測定して下さっています。行政と市民の協働で環境改善が進められることを期待します。

(新日本婦人の会 つくば支部 くらしの部
安田早苗)

桜川のゴミ事情

荒れ果てた風景

筑波山の裾野の水を集めて霞ヶ浦に注ぐ桜川は、日本のどこにでもあるような田園地帯を流れる川で、かつては、子供の遊び場であり、憩いの場であり、食物を得る場でありました。水は澄んでいて川底が見えるほどだったと聞きます。今でも河畔林が多く、猛禽類やサギ類等の鳥類が多く生息し、キツネの目撃情報もあります。筑波山と桜川を同時に見る風景は美しく（写真 1）、日本人のふるさとの原風景を想わせる川です。しかし、現在は大量のゴミが捨てられ、人影も少なく、荒れ果てた様子になってしまいました。1970年代頃から産業廃棄物が捨てられるようになったそうで（注 1）、一部の土手や川につながる池はゴミで形成されているような状況が長い間続いています（写真 2）。

市民による活動の開始

このような状況にショックを受けて、ゴミ拾いを始めました（注 2）。市民の小さな集まりでしたが、その都度、河川管理事務所やつくば市に伝え、河川管理事務所は集めたゴミの回収を、つくば市には広報紙に掲載をして頂きました。

ゴミは土手の下に投げ捨てられている上に、粗大なものが多く、重労働でしたが（写真 3）、かなりの量を拾い集めました（写真 4）。この他に、インターネットでの発信（注 3）、自然観察会、地域住民との会議を行いました。また、桜川流域は砂地でおいしいお米ができることから、“桜川米”を食べる企画を行い、“人の生活とつながっている豊かな桜川”の PR を試みました。

改善されつつある風景

極めて小さな活動ですが、市民が行動を起こしたことにより、河川管理事務所は、桜川のゴミの撤去作業を行いました。つくば市ではボランティア清掃に桜川を加えました。以前のような荒れ果てたまま放置されていた状況からは改善が見られるようになりました。

しかし、新たな投棄も後を絶たちません。

提案

ゴミの投棄は桜川にかぎらず、雑木林や道端にも多く見られます（写真 5）。産業廃棄物もありますが、わざわざゴミ袋に入れて捨てるに似たような家庭ゴミも多く見られます（写真 6）。取り締まりは強化して欲しいのですが、一方で、しくみづくりも必要ではないかと思えます。例えば、ゴミの回収日を守って地域のゴミ置き場に持って行けない人のために、いつでも捨てられるような場所があると、野山や河川に投棄される率も減るのではないかと思います。そのような場所を身近に設け、分別の指導まで行えば効果も上がるのではないのでしょうか。

次に、ゴミが捨てられやすいロケーションを観察すると、人目につきにくい所で、見方を変えれば、自然が豊かな場所でもあります。都市化が進むつくばにとって、これらの場所は貴重な自然地であり、生物の保全にとっても、人々の癒しの空間としても重要な場所です。自然地の貴重さを大いに知らせ、残していく必要があると思います。つくばの山や森、そして桜川がいつまでも雄大な姿で残っていて欲しいと願ってやみません。

（護美の会 岩永幸呼）



写真1 筑波山と桜川の美しい風景



写真4 土手から引き上げたゴミ



写真2 川の中に流れ込むゴミ



写真5 様々なゴミ



写真3 土手のゴミを拾う



写真6 雑木林の清掃

注1) 桜川近隣住民へのヒアリング

注2) 護美の会は 2002 年から開始。市民団体のネットワークである「アースデイつくば」の合同企画として桜川や筑波山、雑木林の清掃を行いました。

注3) 護美の会のホームページ

<http://www.jikooyooen.com/gomi.html>

田園と都市を結ぶ市民の里づくり

緑豊かなつくばの変貌

つくばに住み始めて30年になります。3人の子どもたちにとってもつくばは魅力あふれる“緑豊かなふるさと”となっていると思います。

しかし近年、つくばエクスプレス開通に伴う沿線の住宅地開発や以前住んでいた公務員住宅も売却され、戸建て住宅や高層マンションが林立し始めています。このままでは、つくばの魅力が失われていくと危機感を抱いている1人です。

森林面積と緑の基本計画

2007年4月現在のつくば市の森林面積は、つくば市の調べによると、区域面積28,407haのうち4,063haとわずか14.3%の林野率です。15年間に188ha、0.67%の減少が見られます。

2005年に策定された「つくば市緑の基本計画」策定委員会に、つくば市民環境会議から市民代表の1人として参加しました。その中で「田園と都市を結ぶ市民の里づくり」が施策に盛り込まれました。

背景には、かつて農業や生活と密接に関わっていた樹林地が利用されず放置されることで、不法投棄や生き物の生息環境の悪化など、里山が荒れていることがあげられます。

そのような樹林地を、「都市部と田園が出会い、共生していく里山づくりの場『市民の里』として位置づけ、土地所有者等と市民・団体を市が結びつけながら、里山の保全とともに、里山に親しめる多様なプログラムの展開によって活用し、育てていくもの」としています。

緑を守る市民の活動—遊びながら森を守る

緑の基本計画で提案された「市民の里づくり」は、つくばにおける複数の市民グループの熱心な

活動に裏打ちされたものです。

中でも「雑木林で遊ぶ会」は、1990年に自然の中で親子が遊べる場所を求めている市民と、林の手入れを手伝ってくれる市民を探していた地権者との幸運な出会いから出発しています。私自身2年目から現在まで17年間家族で参加しています。

単に森を守るための活動ではなく、“遊びながら使いながら林を守っていく”のが会の特徴です。当初は子どもたちを遊ばせるために活動をしていたのが、大人自身が自然の中で遊びを楽しむことこそ、子どもたちが自然に親しむきっかけになることに気がつきます。

さらに、「日々の暮らしのすぐそばに、まちのみんなが集まれるちょっとした雑木林があること。そのような人々の憩いの場である雑木林がまち中に広がってほしい」と願うようになります。市民の里づくりの提案もそのような想いが形になったものです。

当初、上境の雑木林の約2haでの活動が、1995年からは島の雑木林3haも加わり、一年を通じて、春秋の恵みを味わう会、炭焼き、竹細工、しいたけの栽培など多様な遊びを展開し、昨年は約300名以上の市民が参加しています（写真1）。

保健保安林の設置

1995年に、常磐新線沿線開発に伴い、21名の地権者が自分たちの集落の屋敷林を保全するとともに後世にまとまりのある森を残そうと市内3箇所22haの樹林地を保健保安林に指定するよう茨城県知事に求め認可されました。当時資産価値がゼロになる保安林申請を地権者自らが行うのは例がないと言われました。

従来の住宅地開発では整備される緑地は数%

とされています。保健保安林は、沿線開発区域の隣接部や内部に位置しています。その樹林地が残された意義は大きく、将来つくば市のまとまった緑の森、緑の拠点となっていくと考えられます。

沿線開発と生き物の共存

2005年につくばエクスプレスが開通し、市内5箇所1,378.4ha、計画人口8万人の沿線開発が急ピッチで進んでいます。その過程で自動車研究所を始めとした広大な樹林地が伐採され、住宅地、商業施設、市庁舎等の整備が進んでいます。

生き物にとっては、今までの生息環境が壊され、追い出されたカラスやネズミが住宅地に侵入し、迷惑がられている話をあちこちで聞くようになりました。

開発地区の一つ中根・金田台地区では、県レッドデータブックに絶滅危惧種として記載されているオオタカが生息していることが確認され、2008年4月現在工事が停止しています(写真2)。開発者である都市再生機構は、繁殖調査を実施し、専門家や地権者からなる調査委員会を設置し、事業計画の見直しを検討しています。

実際つくば市内のあちこちでは、オオタカや市の鳥にも指定されているフクロウなどの猛禽類が数多く生息しています。それだけ、つくばはまだ豊かな自然環境を有しているという証拠です。しかし、今後住宅地開発が進み、従来の開発方法では、これらの猛禽類が生息する樹林地を維持するのは困難になっていくと予想されます。

これからのつくばの市民の里づくり

多様な生き物と共存できる緑豊かなまちをつくるには、まとまった面積の森を市内あちこちに残すことが肝要です。また、生き物が生息するには、樹林地以外にえさ場となる農地や河川・ため池などの水辺が必要です。つくばには樹林地と農地とため池が一体となった谷津田や美しく手入れされた棚田などの里山や鎮守の森がまだあち

こちに残されています。

一方、先の中根・金田台地区では、地権者自らが一区画170~200坪の中に緑地(樹木・芝生)と宅地と農地(果樹・菜園)が一体となった“緑住農一体住宅”を計画しています。このような区画が带状に連なると、今まで日本に例がない緑に囲まれた良好な住宅地が誕生するでしょう。

既存の里山や鎮守の森を使いながら守っていき、新しい緑豊かな住宅地を整備することで、つくばは生き物にとっても人間にとっても住み心地のよいすばらしいまちになっていくことでしょう。

つくばエクスプレス沿線では過剰な住宅建設が進んでいますが、生き物が棲む豊かな緑をこわして沿線開発の成功はありません。生き物と共存できる“オオタカが舞うまちつくば”がアピールできれば、つくばに住みたいと考える人は多くなるはずです。開発派も保全派も同じ土俵で知恵をしばり、つくばの魅力ある市民の里づくりを創造していければと思います。

(雑木林で遊ぶ会 矢澤容子)



写真1 育てたクヌギで炭焼き成功!



写真2 良好な樹林地が残る中根・金田台地区

街路樹景観の保全

つくばの街並みの象徴—街路樹

筑波研究学園都市が整備され40年。東大通りはトウカエデとケヤキ、西大通りはユリノキとケヤキと、通りごとに異なった樹種が植栽され、特徴のある美しい街路景観を形成しています。東大通りは「日本の道百選」に選定されました。街路樹はつくばの街並みを象徴する代表的景観の一つといえるでしょう。

街路樹の機能は、①二酸化炭素の固定、生物相の保全等の生物的機能 ②緑陰、防風、保水、大気汚染物質の吸着、遮音等の物理的機能 ③心理的機能、の3つを合わせた複合機能です。

減少する街路樹

研究学園地区の国道、県道の街路樹は1976年から植栽されました。ユリノキ、トウカエデ、エンジュ、モミジバフウ、シラカシ、ケヤキ、イチョウ、トチノキ、マテバシイの9種類で、延長距離51km、総数13,388本でした（注1）。ところが2008年3月現在では、延長距離が46.4km、約1割の減少、総数は10,889本で約2割減少しています。延長距離の減少は西大通りのユリノキが倒木の恐れがあるため平塚線以北で伐採されたからです。本数の減少は、枯木、倒木、危険木のための伐採等によるものです。また、土浦学園線の花室交差点から土浦方面はイヌエンジュに植え替えられました（注2）。

一方、市道は高木が多い順にシラカシ、エンジュ、トウカエデ、コブシ、アオギリで、総数8,443本です。中木も含めると総数が32,342本になります（注3）。

このように、市道だけでも約3万本の街路

樹を管理するため、つくば市では、2006～2010年の5か年でローテーションを組んで毎年順番にせん定作業を実施しています。実際には、市民から落ち葉等の苦情があると、そこを優先するため計画どおりにはいかないのが実態のようです。

問題の多い街路樹管理

つくばの街路樹を見ると、強せん定され棒状に直立した街路樹（写真1）、連続する道路が管理者の違いで、全く異なる景観を生み出しているケヤキ並木（写真2、3）、生長して歩道をふさぎ根による地盤持ち上げが起きている街路樹（写真4）等様々な問題があります。

以下に街路樹の問題点をまとめます。

- ①一律なせん定にこだわって、現場の状況や本来の樹形に合わせたせん定ができていない
- ②電線、交通信号、交通標識等の道路占有物との調整が十分でない
- ③十分な植栽ますが確保されず根が張れないため倒木の危険がある
- ④道路工事、埋設管の工事で根がかなり損傷を受けている
- ⑤支柱や幹に食い込んだ根元保護板が放置されている
- ⑥道路管理者に街路樹の専門技術者がいない
- ⑦一部の住民の苦情にすぐ対応してしまい、声を出さない多くの住民の意思を無視している、等です（以上 注4）。

良好な街路樹景観を保全するために

植栽されて30年。街路樹をどのように管理するかが今問われています。このような問題

V 環境・エネルギー

を解決する方法として、以下のことがあげられます。

- ①管理者に造園の専門技術者を配置する
- ②街路樹を想定して道路を設計する
- ③道路占有物、道路標識、信号、電柱等の配置と形状、水道管や埋設管等の工事等に関して、街路樹の生育に配慮した道路管理を行う
- ④せん定結果を評価する
- ⑤不要な支柱や根元保護板を撤去する
- ⑥街路樹の記録などの街路樹情報を公開する、等です（以上 注5）。

また、街路樹の管理を市民が担うアダプト・ア・ロード（里親制度）等をさらに広げ、市民が主体的に街路樹と関わる機会を増やすことも肝要です。日本を代表する美しい街路樹景観が育っていくことを願っています。

（つくば市民環境会議 矢澤容子）

（注1）パンフレット つくばの街路樹、1991、筑波新都市開発（株）

（注2）2008年3月筑波都市整備株式会社調べ

（注3）1999年つくば市道路課調べ

（注4、5）つくば市民環境会議主催シンポジウム「もっと知ろう、つくばの街路樹」、2007年11月24日開催内容を参考



写真1 強せん定され棒状に直立した街路樹（春日4丁目）



写真2、3 連続する道路のケヤキ並木が、せん定する管理者の違いで全く異なる景観を生み出している（筑波大学）↑



写真4 生長して歩道をふさぎ根による地盤持ち上げが起きている街路樹

毎日がアースデイ

「地球の日」の誕生

「青い地球・美しいふるさとを未来に手わたそう」。その実現に向けて、環境に関わる約30の市民団体と行政や企業がゆるやかなネットワークを組んで、「アースデイつくば実行委員会」は毎年実施されています。4月22日のアースデイ（地球の日）を中心に、年間を通して、多彩な催しを繰り広げています。

そもそも、「アースデイ（地球の日）」は、1970年にアメリカで誕生しました。環境問題への関心を高めるためにスタンフォード大学の学生とウィスコンシン州上院議員の呼びかけで4月22日を「アースデイ」とすると宣言。この呼びかけは短期間で、全米の多様グループに広まり、2千万人以上の人たちが様々なイベントに参加しました。こうした市民の大きな関心がきっかけとなって、環境保護庁が設置され、大気浄化法、水質改善法、水質汚染制御法改正などが法制化されました。

1991年に学生の呼びかけから始まった「アースデイつくば」は、深刻化する環境問題に、「毎日がアースデイ」という認識のもと、茨城県教育委員会、つくば市、つくば市教育委員会の後援と、協賛企業からの協力を得て、市民が力を合わせて環境問題の啓発に取り組み続けています。

環境への想いを募る

さまざまな分野に取り組む各人が集まり、多様な切り口から「環境」を発信していく活動が集まることで、日常の中に「環境」とかかわる機会を市民に伝え続ける。まさに「環境」の仕掛け人です。

毎年、4月につくばクレオスクエアで行う環

境展（写真1）。春と秋の年2回、つくば市環境課の協力を得て、市内の全小中学校と区会、公民館にあわせて3万7千部配布するリーフレット「アースデイつくば」は、地域で行われる環境イベントを市民に広報します。

平成19年度、環境展のワークショップの一つとして、参加者有志に「エコ宣言」を行ってもらおうという企画を実施しました。一人ひとりに環境に取り組む姿を表明してもらった企画です。「電気をこまめに消します」「無駄遣いを減らす」「レジ袋を使わない」等、4月から11月までの間に、幼稚園児からお年寄りまで、多世代にわたる182名分の宣言が集まりました（写真2）。

ほんのささやかな事だとしても、一人ひとりが生活圏の範囲から、ライフスタイルや自然を見つめなおし、実際に行動を変えていく、「Think Globally, Act Locally（地球規模で考え、足元から行動しよう!）」の合言葉に示されるように、未来を変革していくためのはじめの一歩として、とても意義のあるものではないでしょうか。

その思いが大きくなったものが、約30の参加団体（表1）の活動として現れているとも言えるのです。

地域から未来をつくる

平成17年度より、つくば市の神郡・小田・北条と続けて開催してきた「歩いて発見!〇〇めぐり」企画。自分たちの地域の自然と歴史を再発見することで、地元に着愛を持つ人も増え、地域の活性化や環境保全につながっていきます。歩いたルート、史跡や自然などは「歩いて発見!〇〇マップ」として地域ごとに

V 環境・エネルギー

印刷し、広く活用できるようになっています。

地域の環境について考えるとき、ただ現状を見るだけでは解決は見いだせません。地域の歴史や文化を生かしながら考えていく必要があるのです。小道に、雑木林に……全てを含めた「環境」を体感できてこそ、先人たちが郷土の自然に寄せてきた敬意と想いを知ることができます。

「ふるさとつくばって素晴らしい」と思える、私たちの住む「つくば発の未来」を考えていこうではないでしょうか。

(アースデイつくば実行委員会 辻本善信)



写真1 環境パネル展の様子



写真2 環境展会場で募集を行った「エコ宣言」

表1 33の参加団体

アサザ基金 (NPO 法人)
牛久沼の自然環境を守る会
NPOつくばアーバンガーデニング (NPO 法人)
エコ・ストリームつくば (NPO 法人)
学園都市の自然と親しむ会
カスミ (株式会社)
霞ヶ浦市民協会 (社団法人)
かすみがうら*ネット
霞ヶ浦をきれいにする会
ゲルソン療法を実践するランチの会
金田の生態系を守る会
宍塚の自然と歴史の会 (NPO 法人)
自主保育コロボックル
自然生クラブ (NPO 法人)
雑木林で遊ぶ会
竹園高校 保健委員会環境班
つくば環境フォーラム (NPO 法人)
つくばクリエイティブ・リサイクル (NPO 法人)
つくば市民環境会議
ツクバ think ロッカショ
つくばブルーベリーゆうファーム (農事組合法人)
筑波大学 ねっしー・自然教育研究会
筑波大学ライフセービング部
つくばネイチャーゲームの会
筑波山クリーンアップ大作戦実行委員会
土浦の自然を守る会
ニコエコデイコ実行委員会
にこネットつくば
ふらのわ会
学びの広場
森の会
来夢ハウス (NPO 法人)
リサイクルを推進する会

(2008年6月現在)

温暖化防止へ向けた市の取り組み

この10年、環境分野において国レベルでは京都議定書の承認を始め地球温暖化対策が本格的に始まっています。つくば市においても多くの計画が策定されてきました(表1)。ここでは、その中でもエネルギーや地球温暖化対策についてふれていきます。

環境基本計画策定

計画の策定にあたり市民環境会議が創設され、委嘱された150名が7つの専門部会で議論しました。環境審議会においても市民環境会議関係者が審議委員に委嘱されるなど市民参加で策定が進められたことは評価できます。また改定にあたって、引き続き市民環境会議の意見を盛り込むなど市との協働が見られました。

地球温暖化防止計画

市は2004年に事業所として地球温暖化対策実行計画を策定し、庁内における省エネルギー・省資源の推進、廃棄物の削減とリサイクルの推進に取り組んでいます。分庁舎状態であり、自動車燃料が基準年を上回っていることはありますが、電気、灯油、ガスなどエネルギー消費量は確実に減ってきています。温室効果ガスも年度により多少の変動はありますが、平成18年度は平成14年度から14%も削減していることは評価できます(表2、3)。しかし国レベルでは今後20~50%削減を目指しており、さらなる削減が求められます。

地域新エネルギービジョンの策定

つくば市では県内でも早い段階でエネルギービジョンが策定され、新エネルギーの導入目

標や施策などが検討されました。

新エネルギーシステムの設置

太陽光発電、風力発電などの新エネルギーはいくつかの施設で導入されており、住宅用太陽光発電システム設置への補助も行われています(表4、5)。

今後へ向けた課題

市民参加による環境基本計画、エネルギービジョンの策定、事業所としての地球温暖化対策の取り組みなどは評価できます。しかし、京都議定書の目標達成や更なる削減を目指した場合、つくば市全体での政策はどうでしょうか？また環境基本計画(表6)やエネルギービジョンで定めたことが実際に十分に実施されているでしょうか。

特に、二酸化炭素排出量は増加率では輸送と生活に関連するものが高くなっています。交通面での二酸化炭素排出量削減は、つくば市においても急務です。エネルギー自給という面から自然エネルギーの設置や支援などハード面の対策も今以上に求められます。市民への啓発、教育というソフト面、例えば環境家計簿の取り組み、市民や学校教育向けの系統立った啓発イベントや学習会の開催も検討すべきです。

今年度地球温暖化防止に関する法律が変わり、地域温暖化防止計画を策定しなければなりません。その際にいかに市民参加で行い、取り組んでいくかも問われるところです。

(市民環境会議エネルギー部会 小川達己)

V 環境・エネルギー

表1 地球温暖化等に対する主な取り組み

1998年10月	つくば市環境基本条例公布
2000年3月	環境基本計画策定
2002年2月	地域新エネルギービジョン策定
2003年8月	つくば市新エネルギー特区の認証
2004年2月	環境管理システム ISO 14001 認証取得
2004年6月	環境省「環境と経済の好循環のまちモデル事業」に選定
2004年8月	つくば市役所地球温暖化対策実行計画策定
2005年3月	環境基本計画改定

表2 地球温暖化対策実行計画の目標

温室効果ガスの削減目標：

排出総量を平成14年度より10%削減する。

具体策の例

電気使用量を平成14年度より10%削減する (ISO14001 適用7庁舎は、9%削減する)
灯油使用量を平成14年度より25%削減する
ガス使用量を平成14年度より9%削減する (ISO14001 適用7庁舎は、11%削減する)
自動車燃料使用量を平成14年度に抑える (ISO14001 適用7庁舎は、2%削減する)

(つくば市役所地球温暖化対策実行計画より)

表3 温室効果ガス排出の実績

平成14年度	17,597,470	基準年
	kg	
平成16年度	16,766,929	-6.5%
平成17年度	15,636,957	-11.1
平成18年度	14,937,774	-14.8

(つくば市地球温暖化対策実行計画より)

表4 公共施設の太陽光発電システム

公共施設	定額出力
筑波西中学校	50 kW
東児童館	10
市営清水台住宅	10
ふれあいプラザ	10
上菅間地区生活廃水路浄化施設 ハイブリッド発電システム	3.78 (風力発電 6 kW)

(平成18年度つくば市環境白書より)

表5 太陽光発電システム設置補助事業(補助件数)

年度	設置件数	設置発電量
平成15年度	42件	154,39 kW
平成16年度	54	189,09
平成17年度	56	212.10
平成18年度	57	190.55

(平成18年度つくば市環境白書より)

表6 環境基本計画の施策例

項目：エネルギー

方向性：資源を有効活用し、環境負荷の少ないエネルギーの利用を進めます。

施策

1) 地球温暖化の防止 ① 二酸化炭素など、温室効果ガスの排出削減 ② 自家用車利用抑制による省エネルギーの推進 ③ 環境負荷の少ない交通システムの検討
2) 省資源、省エネルギーの推進 ① 省資源、省エネルギーの推進 ② 資源、エネルギーの循環利用の推進
3) 新エネルギー導入の推進 ① 新エネルギー導入の検討 ② 新エネルギーの普及促進

(つくば市環境基本計画より)

農業者の立場から、つくばの農業を考える

最近“食”に関するニュースが多く、私達農業従事者にとって、とても心の痛む日々です。どうして命が危ぶまれる食品が、私たちの身近なところまで、出回ってくるのでしょうか。悲しい限りです。ただ、私達は率直に思うのです。自国の農産物を食べていれば、命が危険にさらされる事はないのです。

それは工業製品を輸出するために農産物を輸入せざるを得ない国政に問題があるのではないのでしょうか。今回の輸入食品（中国産餃子の農薬混入）問題では、足元をすくわれた思いです。工業製品で経済が豊かになっても、命は守れません。私達農業従事者が作った農産物が命の源なのです。

つくば市は筑波山の麓で農業も盛んです。また、研究機関や研究者が多い所でもあります。そこで私は、市独自の政策として、次の項目を要望します。

①つくば市の麦・小麦耕作者への助成をしてください つくば市には、手作りパン・パスタ等のお店が数多くあります。しかしその原料となる小麦粉は一体どこの国から来ているのでしょうか。わが国の小麦の自給率は14%です。私達消費者は国産の小麦粉の加工品が欲しいのですが、探すのに大変です。遠い外国の物が目の前にあるのに、地元の小麦粉を購入するのは至難の技です。合点がいきません。

つくば市の「麦畑・耕作者」はここ一年で激減し、市全体で40戸足らずです。その理由は、稲作の作付面積を減らす生産調整の達成

者、4ヘクタール以上の耕作者のみが、国と県の助成金を得られるからです。小麦2等級の場合、2円の買上げ価格と助成金を含めてキロ当たり約70円、30キロで約2,100円です。未達成者は30キロ60円の買上げ価格では、皆、麦作を止めてしまいます。

ちなみに、生産調整の達成者が1袋30kgで10袋の小麦を収穫した場合、21,000円の売り上げ代金から、肥料・農薬代7,500円と種代3,000円、その他の諸費用（検査手数料、機械・燃料・袋代）を差し引くと、耕作の見返りは期待できません。まして人件費の算出など論外です。

麦の耕作者を助成して、30キロ当たりの買上げ価格がせめて4,000円台だった2005年度の水準に戻して下さい。そうなれば、どうか再生産でき、又、消費者も安心して地元の手作りパン・パスタ等のお店へ飛び込めます。

②研究学園都市ならではの農業再生の実現に取り組んでください 日本の小麦粉を原料にしたパン作りは困難だと言われていますが、つくば市においては専門の研究機関もあり、栽培品種や栽培方法、更に加工にいたるまでの方法などで、農家と連携して研究に取り組むことが可能な条件があると考えます。つくば市ならでの成果も期待できるのではないのでしょうか。

私達農業従事者も、安心な農産物を地元へ供給できる喜びと、プロとしての誇りを持って農業を守り続けていきたいと思っています。
(県南農民組合 鎌賀道江)

筑波山ガマ口上保存会—観光がま園が残した財産

観光がま園は平成 19（2007）年筑波山梅祭りの終了に合わせた 3 月 21 日に閉園した。26 年の歴史であった。隣接する梅林のシーズンはがま園にとって最も客が多い。筑波山はガマというイメージを背景に観光の主要施設としてあらゆる観光案内や地図にも載り、がま園は有名になったが売り上げに結び付かず、最後まで過剰投資による初期負債を解消できなかった。

最後の梅祭りは 25,000 平方メートルの広い園内は閉鎖し、食事と土産品とガマ口上舞台のある店舗「おたちあい」だけで営業した。

開催に先駆け、がま園で育った筑波山ガマ口上保存会会員が、手弁当で舞台中心の店の改装を行った。これは熱演と相まって大いに受け、有終の美を飾った。筑波山のガマ口上は、江戸時代に山麓の永井村の兵助がガマの油を江戸で大道販売したときの売り口上が始まりという。

ガマの油は徳川の祈願所・筑波山知足院中禪寺の住職光誉上人が伝えたものといわれ、光誉上人はこの膏薬を大阪冬の陣、夏の陣で傷兵に用いて薬効の評判をとった。これが筑波山の民間薬となっていった。

兵助の口上は香具師に伝わり広く世間に知られるようになった。筑波山でもお祭りの時などに大道で聞け、それをまねて集落で楽しまれていた。その香具師のガマ口上は落語にもなる。

筑波山では戦後疲弊した観光ホテルが、宿泊客向けのガマ口上を思いつき、地元で名

人として知られていた稲葉卯之吉氏（後の第 17 代永井兵助）と原政男氏が、落語の口上も取り入れて、芸能として客に受けるように工夫した。その口上がラジオで放送されたのが宣伝になり、筑波山観光は脚光を浴びるようになった。その後テレビブームにもガマ口上の刀と紙吹雪演技はよく波に乗った。科学万博でも大いに会場をわかせ、知名度を世界に広げた。ガマ口上は筑波山観光を支えるものになった。

そのガマ口上の大看板を掲げたがま園は、営業では継続できなかったが、がま園は大きな財産を筑波山観光に残した。同園内で平成 11 年に設立された筑波山ガマ口上保存会（会長水谷七郎）である。現在、第 19 代永井兵助・吉岡久子名人、以下 60 余名の会員は筑波山だけでなく県内外で活躍している。

公演場所は観光関係はもちろん、教育、市民活動、文化、体育、学会など多様になっている。いまや茨城県の文化大使である。吉岡名人は平成 18 年に茨城県功績者として県より表彰された。第 18 代岡野寛人名人（100 才）は口上を受け継ぐ者たちの象徴である。

無論、ガマ口上保存会は筑波山を活動の中心に考えている。つくば松実高等学校（旧筑波第一小学校）の体育館を借りて練習場とし、筑波山神社境内隋神門のわきを土日休日の公演地としている。いろいろある観光拠点やホテルでは、常時求めに応じて演じている。

神に随う四六のガマは、元気に鳴いて客を楽しませているのだ。

（筑波在住 桃谷具久夫）

ブルーベリー栽培を通して自立できる農業を目指す

今こそ農業の将来を

つくばには平坦で気候的にも恵まれた豊かな大地があります。食べ物を生産する現場はあるのに、高齢化が進み耕作放棄地が拡大し、農業はこの上なく厳しい状況です。この流れにストップをかけることが求められています。今年、食べ物に関して、様々な問題がでてきており、食の安全を支える「農業」がクローズアップされています。今こそ、農業の将来を考えるいい機会です。

ブルーベリー栽培の振興

私も、農事組合法人つくばブルーベリーゆうファーム（写真1）は、家族が自立して生活できる農業を目指しています。

つくば市では2000年にブルーベリー振興計画を作成しました。当時、つくば特産の芝の価格が長期的に低迷しており、また食生活の変化でコメの消費が減り続け生産調整のため減反政策を実施しており、転換作物としてブルーベリーを振興する気運が盛り上がっていました。同時に、つくば市では周辺地域の活性化が求められており、里山周辺における農業交流拠点を形成するため、その柱の一つとなる作物としてブルーベリーを振興してきました（表1）。

ブルーベリー栽培の課題

ブルーベリーは北米原産で日本でも普及しており、機能性食品として、また加工できる果実として消費者のニーズが高く、今後生産量の大幅な増加が期待されています。ブルーベリー栽培種は、ハイブッシュ種（りんごのできる地方向き）とラビットアイ種（みかん

のできる地方向き）がありますが、つくば市は両品種の栽培に適しています。

しかし、課題も多くあります。販路開拓が弱い、円高による輸入生果実の価格低下、小果実のため収穫に手間がかかる、適切な土壌管理と高度な栽培技術、鳥害や雪害対策、品種が多く果実が軟弱、果粒に大小があり、市場価格の評価が低い、などです。

地元へ根ざした農と食の交流

打開策として、私は、周辺の大規模消費人口を背景とした付加価値の高い都市型農業を目指しております。輸入品及び国内産地との競争に生き残るための産地形成を行い、加工品を含め消費者層が厚くなる多角的農業を実施しています。そして、安心安全で新鮮な地ものを供給し、農と食を通じた消費者との交流・健康増進等を図りたいと考えています。地元の消費者にも支えられる、地元へ根ざした地域振興ができればと思っています。また、景観や生態系への配慮、有機減農薬栽培の導入、環境保全型農業の振興、集客の相乗効果を期待した森林、竹林の活用等を実施しています。

農村滞在型のグリーンツーリズム

ブルーベリー栽培では収穫に関する労働経費が最も多くかかるので、これを削減するため、摘み取り園型の経営形態を主軸にしています。摘み取り園の維持には、リピーターの確保が不可欠であるため、企業的センスによる接客面でのサービスの充実を図ります。将来的には摘み取り園を中心として地域全体を楽しんでもらう農村滞在型の「グリーンツー

VI 産業と観光

リズム」による農業の総合的振興を目指します（写真2）。

営農支援システムの拡充

つくば市で農業を考える上で大切なのは、耕作放棄地を有効利用するため、市役所又はJAが新規就農者に農地を斡旋するシステムを提供することです。農業の担い手として定着してもらうために所得補償などをすれば意

欲ある農業者が育ち、自給率の低下を防ぐことができるのではないのでしょうか。営農支援システムを抜本的に拡充して一刻も早く自給率を向上させる必要があります。つくば市には、学園都市と田園都市がよく調和して発展するように、希望の持てる農業政策の確立を目指してほしいものです。

（農事組合法人つくばブルーベリー

ゆうファーム 鈴木太美雄）



写真1 筆者とブルーベリー畑



写真2 百家地域の田園風景

表1 ブルーベリー栽培面積の年度別増加量

年度	増加面積	補助事業
1999	5.2ha	○
2000	1.8ha	○
2001	1.5ha	○
2002	1.0ha	○
2003	1.4ha	○
2004	0.9ha	○
2005	0.7ha	○
2006	0.9ha	○
2007	1.0ha	—

注1：2008年現在のブルーベリー栽培面積は20ha、生産者60名

注2：補助事業が行われた8年間で栽培面積は13.4ha増加

注3：補助事業では、新規にブルーベリーを10a以上栽培する者に、苗木及び土壌改良剤の購入費の一部を助成

注4：2007年度からは既に果樹栽培を行っている農家への補助事業に変更

筑波山山麓風景

筑波山麓風景

住居が筑波山麓という成り行きか、縁か、私が描く風景画は大半が筑波山かそれに関係しています（絵1）。山を常に間近に眺め暮らすと、木々や空気、雲、光、季節等々絶えず流れていることを感じています。

開拓生活

筑波山麓で藪地の開拓から始まった養鶏を中心とした農業生活が20年過ぎようとしています。初期の頃借りた農地は、耕作放置され篠が密生し、生き残った桑に藤や葛の蔓が巻きついていました。伐採・抜根作業は70アール、その一部に鶏舎を建て、残りは野菜畑としました。一時は水田を10アール借りて米作りもしましたが、私の絵の発表活動が多くなり四年しか続きませんでした。この時期に養蜂にもあこがれ三群飼っていましたが、これも同じ理由で中断しています。

自然卵養鶏法

中島正著「自然卵養鶏法（農文協）」の著者にお会いしたくて飛騨まで訪ね、養鶏の実際を体感したことから始まります。鶏は鶏舎の中を動きまわられるようにし、微生物を活用した発酵飼料により鶏糞の悪臭がなく、雑菌による病気の予防になり、薬剤は使っていません。野菜や雑草をヒナの時から与えると鶏たちは競って食べます（写真1）。帰巣本能は健在で備付けのボックスで卵を産んでくれます。80羽くらいの雌に雄が3～4羽いてまさにハーレムです。人間の雄ならすぐに死んでしまうところ、鶏の雄は元気そのものです。

鶏が鶏らしく生きて、そこから得た卵を頂

く、“人間と鶏の共存の関係”が続いています。しかし、都合の良いことばかりではなく、収益を増そうとしないで、鶏の健康管理、卵の品質の維持を優先して小規模（ヒナも含め1000羽）で我慢します。鶏たちはよく運動していて産卵率は良いとは言えません。エネルギーが分散するためでしょう。

消費者に高品質の卵を提供し信頼を得ることは儲かることにつながらない。それでいて続けられているのは“鶏と消費者と生産農家のハッピーな関係”に支えられているからでしょう。

鶏のインフルエンザについては茨城県南家畜保健衛生所が毎月検査し正常が保たれています。飼料は米国産の非遺伝子組み換えトウモロコシを使用していますがバイオ燃料に利用されることや、中国、インドの消費拡大で価格の高騰が激しく続いています。飼料用トウモロコシの日本国産は皆無で、ここにも日本の農業の厳しさが見えます。

有機・無農薬の野菜づくり

妻の野菜づくりは素朴な“気合”で作られているように見えます。路地野菜を有機無農薬で作る続けるには、理屈を越えた感性が必要なかもしれません。年間を通して出荷する量は多くはないにもかかわらず、作業に費やす時間は幾らあっても足りないようです。春になると雑草との闘いになります。現在は15アールの畑に20種類くらい作っています。

岐阜市の街中で育った妻には農業のイメージはなかったにもかかわらず、私とのゆきがりかで農作業をすることになったところ、大地の息吹が五感に伝わる喜びに気がつき、作

VI 産業と観光

物が育ちそれを頂くことのすばらしさを実感しているようです。

小規模農業の可能性

規模が小さくても安全・安心で美味しい露地物の旬が楽しめることを長所としたい。

「モノづくりの現場に身を置くことは、色々な知恵を与えられ、個々の世界観で充足した日々を送ること」これは理想であって、どんな困難があってもこの理想を生活のよりどころとしたいものです。これは生産現場の人々

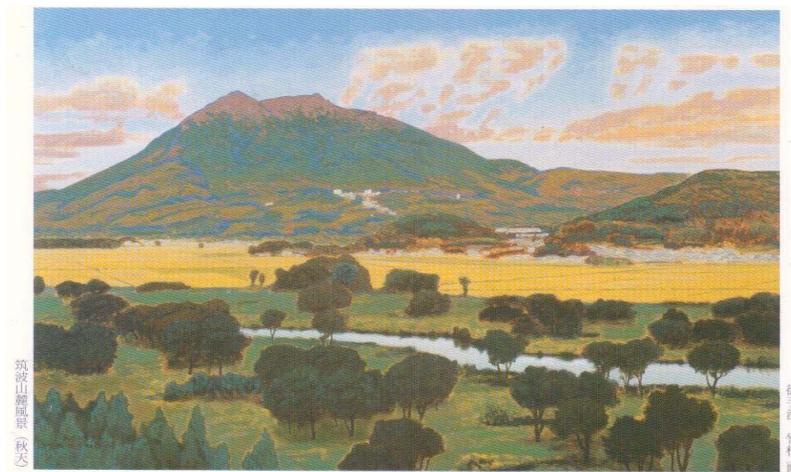
に共通する願いであると思います。そのためにも、高品質な安全・安心を柱とした農産物が、つくば地域のブランドになるような認識を持った生産者と行政の、連携した取り組みが必要となるでしょう。

我が家としての問題、日本の農業の問題、「農業は楽しいけれど大変なのだ」と同居している次男も、複雑な思いで手伝っているのではと思っています。これからも“走りながら考える”日々が続くことと思います。

(みたらい農園 御手洗竹松)



写真1 鶏たちは野菜が大好物



絵1 筑波山麓風景 (秋天) 御手洗竹松画

新規就農の勧め

はじめに

向こう見ずな若年層に留まらず、新規就農希望者は増加傾向と聞きます。そのうち、多数が「資金無し、経験無し、地縁無し」でしょう。私もそうでした。しかし、決して高いハードルではありません。私の経験からその秘訣を述べます(つくば市内でも地域差はありますが)。

農地確保

私の営農地は、つくば市上岩崎近辺です。この地域は、比較的若い世代(50代)がバリバリと農業をしていて、市内でも指折りの営農が盛んな地域かと思われまます。私がこの激戦区で畑を借りられたのは、「農業改良普及センター」の職員に就農相談をしたところ、私の希望をあちこちの地主に伝えてくれ、1人の地主さんが興味を持ってくれ、最初の畑を貸していただいたからです。

「地縁」など何も無い私でしたので、この話が無かったら、現在農業をしているかわかりません。

地主の立場からすると、「どこの馬の骨」に先祖から守ってきた大切な畑を貸す訳ですので、地主にはメリットは何一つ無く、リスクしかありません。畑を借りたいなら、まずそこをよく理解した方がいいかと思ひます。

その上で畑を探すなら、あちこちで自分のやりたい事をしゃべるのが有効です。思わぬところから情報や協力が得られる可能性があります。とにかく発信をつづけましょう。

一枚の畑を借りられたら、もうこちらのモノです。畑作の実績を積み上げ、周辺の方々に挨拶をし、その姿を見てもらえば「どこの

馬の骨」から「畑やってる馬の骨」にランクアップします。地道な努力による信頼関係構築により、畑を借り足すのはそう難しくありません。私もいまだに借り足している最中です。

生産

栽培自体は、そう難しくありません。当たり前のタイミングに当たり前の仕事ができれば、そうは大外ししません。もちろん、天候に左右される部分もありますが、労働力、技量に見合った経営規模ならさほど重労働でもありません。しかし、技術書を読んでその通りにできるほど、甘いモノでもありません。やはり基本的な技術が必要です。

技術習得への近道は、どこかで研修をさせてもらう事でしょう。近隣の仲間や先輩のほとんどが、研修を経て就農しています。私は、埼玉県北部で一年間の研修を受けました。ちなみに「食、住」付きで無給でした。

一年間やっても、わからない事だらけだったので、研修に入るなら最低一年間、二年間やればなお良いかと思ひます。研修内容、期間、待遇は受け入れ先により様々なので、自分の方向性に合った所を選んで下さい。就農希望地が決まっているなら、研修先の選択肢に「希望地と近い」も重要かと思ひます。あまりに遠く気候が違い過ぎると、いざ始まった時に苦勞が多いと思われまます。技術は現場からしか学ばせません。研修をオススメします。

出荷、販売

生産には必ずコストがかかり、生産物を換金しない事には生計が成り立たず、持続出来

VI 産業と観光

る営農とは言えません。新規参入者は誰もが販路などありません。販売に関しては具体的に述べる事はありません。各々のやる気、考え方一つでそこら中にチャンスは転がっています。

幸か不幸か、同業者の多くは皆高齢です。必然的に国内自給率は低下し、その一方では需要に応えるべく輸入農作物が増え、国内産は引く手あまたでしょう。現状は「無農薬」や「有機」という看板が歓迎されていますが、そう遠くない未来に「国産」という看板が重宝される時代が訪れるのでは、と内心想っております。

「農業」はその扉の開け方がよく知られていませんが、開けてしまえば特別な職業ではありません。自給自足もよし、経済農業もよしと、受け皿の広い業界です。新規参入に年齢は重要ではありません。むしろ他業種で培ってきた経験と人脈がモノをいうでしょう。

既存の農業者の多くは、農業しか知りません。そこに我々の様な新規参入者の入り込む余地があります。加えて、農地は全国的に余っています。今こそ飛び込むチャンスではないでしょうか？

(筑楽坊主 松浦英紀)



山から見下ろす山口の棚田

八郷方面から山道を下ってちょうど木々の間から見下ろす棚田の風景に息を呑むに違いない。全国に多くの優れた棚田景観があるが、ここもそれらに負けず劣らずすばらしい(つくばの景観100より引用)。

民商運動と行政の関わり合い

はじめに

土浦民主商工会（土浦民商）は、1977年に創立されました。30年を超える民商運動は、1人の努力だけでは解決できない問題も、中小業者が大きくまとまり、力と知恵を出しあうことで、安心して営業ができ、生活が保障される平和で豊かな社会を作ることを目指しています。

日常活動では、民商はどういう組織か、どうしたら営業とくらしを良くしていけるかを考え、仲間と力を合わせ民商に入ってよかったと言えるような運動をめざしています。

中小業者の支援

中小業者は日本の経済を支える重要な担い手として、大きな役割を果たしています。民商は中小業者を支援するために次のような活動を行っています。

第1に、日本経済そのものがアメリカに従属し、大資本と政府が中小業者にたいする圧迫と収奪を強めている中で、中小企業の切捨て政策に断固反対し闘っています。

第2に、大企業の横暴を許さず、民主的規制を求める運動の強化は、中小業者の営業と生活、権利を守る重要な柱と位置づけ闘っています。

第3に、憲法の平和的・民主的条項の履行を求め、中小業者の社会的・経済的地位の向上を目指し、要求の一致点にもとづき中小業者団体と共同運動を推進しています。

第4に、国民各層・地域の民主団体と共同行動を前進させ、諸要求の実現・日本社会の進歩と民主主義の発展に貢献してきました。

第5に、民商組織の基本理念は、会員の利

益だけでなく、中小業者さらには国民全体の幸せを目ざし、会員が団結し国民各層とともに闘い、要求の実現を図るというものです。この理念を掲げて、「なんでも相談会」の中で税金・金融・事業再生・後継者・多重債務、生活・法律などの問題を課題毎に取り組み、解決し多くの市民・中小業者を救ってきました。

第6に、商工行政を大幅に拡充して市内の中小企業・業者の振興に全力を尽くすように、市町村独自の地域経済振興条例制定の要望を提出し改善を求めています。つくば市にある研究支援センター、工業技術院内のいばらきサロンは、国や県の諸制度や施策の活用を推進しているところですが、地域内の中小企業・業者の実態把握や緊急支援・振興策も作るように、組織の改善を要望してきました。とくにつくば市に対しては中小業者が入った商店街再生・地域再生策の策定を要望してまいりました。

つくばの町づくりに対する働きかけ

まちづくり三法（大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法）が制定され8年が経過し、つくば市内や周辺ではつくばエクスプレス開業を契機として大型店の新規出店が増えていますが、国の都市計画マスタープランや土地利用計画を中心に据えた計画が進められ、乱開発としか言いようが無い状況です。

現在、つくば市ではパンで町おこしが行われています。つくば市で収穫された小麦で地元のパン屋さんがパンを作り、販売する地産地消の町おこしが行われています。今、

国民の80％の人々が食への不安を感じている中で、地元食材を使って安心・安全の食べ物を提供することは、食料自給率向上にも繋がります。私たち民商は、このような地域密着型の街づくりを要望しています。

つくば市は中心市街地活性化計画を策定するために産業戦略ワーキング活動を行っていますが、この中で中小企業、業者の意見・要求などは全く反映されていません。一般市民や中小業者が入って、意見を反映させることができる組織活動を要望しています。私たちは、市民団体の協力を得て、業者要望を行い小規模修理・修繕契約希望者登録制度の限度額を30万円から平成14年12月に50万円に引きあげさせることができました。

生活を守る活動

民商は発足時から、配偶者等が事業に従事しても対価の支払いを必要経費に算入しない、という所得税法第56条の廃止を求め、業者婦人の地位向上を目指してきました。男女共同参画基本法が制定されてからは、法の下での平等の精神で業者婦人の働き分を認めさせるために毎年国や県に対し交渉を行っています。このことは、業者婦人の問題だけでなく農林漁業の婦人や女性全体の地位向上につながります。

国保税の減免は、つくば市の国保条例の運用でおこなわれることになってはいますが、現実には全く活用されていません。私たちは国保税の申請減免制度創設を要望していますが、つくば市は県、及び他市町村の状況調査のうえで考えるということで制度化されていません。

融資制度の改善と後退

市町村金融（自治・振興金融）に付随する市単独の施策として、保証料の全期間全額補助、利子の全額補助（1000万円を限度に36カ月分まで）などの改善をさせてきました。ところが03年度に政府は、三位一体改革・小さな政府論をもって、地方財政の削減をはかり、自治体職員のリストラ、民営化・市場化をすすめ、住民福祉を守る自治体の公共性をないがしろにしました。

つくば市は、国・県直結の三位一体改革路線を押し進め、財政危機を理由に全ての福祉や制度の補助金を住民には報告・相談もせず一気に減額、カットに踏み切りました。

安心して暮らせる地域社会を目指して

貧困と格差が広がりを見せる中で、昨今の日本経済は景気回復が喧伝され、大企業は史上空前の利益をあげていますが、その一方中小企業・業者は豊かさを実感することもなく廃業に追い込まれ、住民のくらしと地域経済は一層深刻化しています。

憲法第25条で「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として国の社会保障義務を定めています。私たち民商は誰もが安心して働き、くらししていくことができる地域社会を目指しています。競争と効率化を至上主義とするこれまでのあり方を見直し、健康で安心して働ける社会を求め、地域再生の新しいプロセスを探求し運動の前進を目指します。そのために、住民・団体・自治体の協働を求め、引き続き情勢や動向を踏まえ、地域経済振興条例を策定させるための運動を進めてまいります。

（土浦民主商工会 相澤貞男）

筑波山観光の未来のために

つくばエクスプレスで変わる筑波山観光

筑波山観光の歴史は「つくばエクスプレス」の开通によって大きく変わりました。

もともと筑波山は登山初心者にとってかっこうの山であり、首都圏から訪れる多くの観光客を、四季折々の自然が楽しませてくれていました。

昭和の歴史と共に土浦～岩瀬間を走る「筑波鉄道」が廃止になり、大きな交通手段が自家用車のみになっていた筑波山が、「つくばエクスプレス」という新鉄道の开通によって激変するのは必至であったのです。

にもかかわらず開通当初、「つくばエクスプレス」に乗ってお越しいただく観光客に十分な受け入れ態勢が整えられず、大きなご迷惑をかけてしまったのは、観光に携わる一人としてお恥ずかしい限りでありました。

筑波山観光の課題

我々「筑波山観光旅館組合青年部」は、2003年9月に立ち上げた「これからの筑波山観光を考える会」と言って差し支えない団体です。

受け入れ態勢が不十分という点に関して、我々青年部はもっとよく議論し、市（行政）を中心とした観光を取り巻く全ての方々と事前の準備を整える必要がありました。これは反省しなければいけない点でした。

青年部は、私達が愛する筑波山の観光がもっとどうなればよいのか？どのような方向に進めばよいのか？真剣に考える会でありたいと思っています。

筑波山の観光は今大きく変わらなければならない点はいくつかあります。とりわけ、次の3点が重要です。

1. サービスの向上
2. 駐車場または交通関係の徹底的な見直し
3. 観光客のための施設の充実

1のサービスの向上は早急の課題です。私の知る限り、近くの観光先進県の長野県、群馬県、新潟県、静岡県等に比べて大きく劣るのが、茨城県民のサービス精神の低さです。

何とか我々の力で変えていきたい。とにかく筑波山に来たお客様が、気持ち良く帰って頂く努力はしなければならないと思います。

2の駐車場の設置は筑波山が国定公園である以上、むやみに増やせない現状があります。そうであるならば混雑時のマイカー乗り入れの規制、それが出来ないのであれば問題点3と重なるが、混雑時の道路途中に休憩所(仮設トイレ含む)等も必要です。

これは先ほど述べた他の観光地では普通にやっている事であり、見習う価値のあるものと思います。

3に関しては、綺麗なトイレや子供達が気軽に遊べる休憩所の設置です。私たちは女性と子供に優しい観光地が、皆に愛される本当の観光地だと考えています。筑波山の将来はこの辺にあるのではないかと思います。

つくば市への要望

つくば市に切に望むのは、筑波観光のみならず筑波山住民へのご配慮をお願いしたいという点です。観光地であるからこそその問題点があり、行楽日の渋滞や深夜の車やバイクの騒音は、30年間地元住民を悩ませています。これらの問題に正面から向き合い解決する様、ご検討いただきたいと思っています。

皆が住みたくなる観光地を目指して

最後に、私達は「筑波山の御神木」通称「つくばうむ」や「つくばうどん」、「TXサブレ」等、商品開発に着目して来ました。これからも観光客の皆様へ愛される商品作りに精を出したいと思っています。しかし大切なのは地元茨城の皆様へ愛される観光地作りであり、皆が住んでみたくなるような観光地作りを目指したいと考えます。目標は大きく、軽井沢、

那須、清里などと同様に、爽やかな環境に恵まれた観光地作りを目指します。今後とも是非、皆様のご協力よろしくお願い致します。

我々旅館組合青年部は、一人でも多くの皆様に筑波山に遊びに来て頂き、素晴らしい思い出作りのお手伝いが出来たら幸いです。

(筑波山旅館組合

彩香の宿 一望 蔵本 剛)

よりよい市政へ

私のひと言

住んでよかったといえる「街」に

つくば市は合併して、二十年が経過した。つくばエクスプレスは「つくば」から東京まで四十五分で行ける時代になった。パソコンや携帯電話で、遠い目的地までボタン一つで届いてしまう時代である。

つくば市の中心部にはたくさんの研究機関や、アパート等がそびえ立つ。一方周辺部を見まわして見ると、山林や田畑が見えかくれする。場所を選んで見ると筑波山が目の前に見えてくる。

しかし、地域の「街並み」を見てみると、商店街の閉鎖があらこちらで起きている。かつては、正月になると「初荷」など、商店会のみなさんが力を合わせて、お祭りに近い楽しいイベントがたくさんあったことが目に浮かぶ。今は、グローバル化の中で、大資本と地元の零細商店が、いかに共存共栄して

ゆくことができるかが課題である。地元商店街の地盤沈下はどうにもならない動きなのだろうか。

これからは超少子化、高齢化社会の中で、将来に向かって年金問題が浮上してきている。世界から、国家、県、地域と見てみると、いろいろな問題が山積している。

老若男女が、「つくば市に住んでよかった」と言えるような「街」になってほしいものである。つくば市は南北に長い街であるだけに、交通機関がよくなると、これからの高齢化時代に適した街とはならないであろう。

地域の「街」が活性化してはじめて、「街の民」の元気が出てくると思うのだが。

(北条在住 小高 清)

自然と遺跡を活用した郷土づくり

歴史豊かなわが郷土

小田地区はつくば市北東部に位置しています。つくばエクスプレスの開通に伴う発展の恩恵は望めない地域であり、市内では過疎地域と呼ばれています。

しかし、学園地区や市南部とは違い、中世には常陸国の中心地と言われるほどの歴史が創られ、多くの貴重な史跡があります。

国指定史跡・常陸小田城跡は、2014年4月に約11haの城跡公園として開園予定です。また、関東の真言律宗の根本寺として貴重な石仏・石塔が多数残る常陸三村寺跡は、三村寺石造美術群と呼ばれています。1260年代、奈良西大寺の僧忍性が山麓の三村寺に10年間止住して、標高461mの宝篋山（ほうきょうさん、宝鏡山とも書く）の山頂に宝篋印塔を建立しました。この塔は奈良県以外では最も古く、山頂から見渡せる所にすむあらゆる生命を極楽浄土に導くための塔です。これにより宝篋山と呼ばれたものと思われま

宝篋山の眺望と自然

宝篋山は筑波山系の最南端に位置し、関東平野へ突き出ていることで、山頂からの眺望は、360度のパノラマとなり、筑波山をしのぎ、関東一いや日本一との言葉を登山者から耳にするほどです。

よく晴れて澄んだ日は関東平野を一望でき、伊豆の山々に始まり、足柄山、富士山、秩父連山、白根山、榛名山、赤城山、日光連山、そして近くにびょうぶ絵のような筑波山がそびえ、東に鹿嶋灘、中央に幕張メッセ、東京、埼玉新都市のビル群をとらえ、足元には霞ヶ浦、土浦市、つくば市、下妻市、筑西市等の

街並みが手に取るように見えます。冬の空は天空の星と関東平野の夜景が融合し、さながら天空を散歩しているように感じられます。

さらに、植物の南限、北限の境界に位置し、数多くの種類の植物を見ることができます。ハイキングの常願寺コース（図1）に沿って流れる沢には、50年前ゲンジボタルが飛び回っていました。それらの復活を試みている人たちもいます。一昨年はたくさんのゲンジボタルが飛び交い、今年も期待しているところ

里親制で桜並木を

何もしないでいては学園地区や他地区に後れをとることになる。そんな風に考える中年有志約40人が2000年4月、住みよい小田地区を創ろうと、「21世紀の小田地域をよくする会」を設立しました。

最初の2年間は地区の自然や歴史・教育等の勉強会を行っていました。その時期、他地区では岩瀬（現・桜川）土浦自転車道（愛称：つくばりんりんロード）約40kmに桜を植えて、世界一長い桜並木をつくろうという事業が始まっていました。区長会からは、小田地区の5kmについては「21世紀の小田地域をよくする会」が植付けを担当してくれないかとの要請がありました。

会議では、品種、植え方、管理、そして予算と時期等を検討し、予算がないので里親制を採用し、500本を植えようと決めました。一部の農家から虫が出て作物が食われてしまう、日陰になる等の反対意見が出たこともあり、事業のやり方を説明し要望を聞き、理解を深めた上で実行しました。



VI 産業と観光

植樹の日は多くの里親の方も参加しました。来賓で訪れた当時の市長からは「自ら汗を流して地域を美しくすることは本当にすばらしい。行政も応援する。つくば市の手本になってほしい」との言葉をいただきました。

小田駅跡に花壇を設置

2003年には旧小田駅跡へ花壇を設置しました(写真1)。解体する屋根瓦を利用して土留めをし、土は土建屋さんから、花はつくば市より譲り受け、計画づくりと労力奉仕をしました。花壇の設置は「国際花のまちづくりコンクール」につくば市がエントリーしたことで、カナダの国際本部から桜並木を見に来ることがあったのがきっかけでした。今では自転車に乗ってくる人や近所のお年寄り、そして子供たちの憩いの場になっています。

登山道や案内板の整備

こうした活動を契機として、私達は本気になって小田地区を良くしようと考えようになり、行政との協働事業として宝篋山にハイキングコース(図1)を造ることにしました。宝篋山は、50年前までは地区の誰もが薪をとり、子どもたちは山遊びに登った山です。しかし、薪から石油・ガス・電気が変わったことにより、山は荒れ放題、松食い虫によって美しい赤松の森はほぼ全滅しました。

ところが、自然はすばらしいプレゼントを贈ってくれました。鳥たちが運んだのでしょうか。ヤマザクラ、コブシ、モクレンがたくさん自生し、ほとんどが40年生以上の大木となっています。特にヤマザクラは吉野の千本桜をはるかに超えると言われるほどです。

その一方で、自然は有り難くないプレゼントもくれました。これらの大木の根元には篠竹、雑木がはびこり、ジャングルと化し、山へ入ることもできません。

こうした折につくば市は、里山トレイルウォーククラブの野田洋平先生(茨城大学名誉教授)を紹介してくださり、早速登山道を造る下見に行ったのですが、1回目は見事に山中で迷子になりました。それほどのジャングルだったのです。しかし、小田地区の人は昔を思い出しながら何度も挑戦してやっと常願寺コースを開通させ、全員で万歳と叫んだのを思い出します(写真2)。

その後、極楽寺コース、順平歩道、小田城コースと整備しました。この間「宝篋山ハイキングと歴史の道を歩く会」を春・秋の年2回実施し、豚汁サービスやお米の当たる抽選会、山頂付近でのコンサートなどを開催し、イベントは7回を数えました。

現在は、山頂並びに山頂付近の宝篋峰城跡と山桜の森の篠竹や雑木を伐採し、景観ポイントあるいは森林浴の場としてベンチ・テーブルを設置しています。

私たちの活動が評価され、2005年には、山頂は国土交通省の「関東の富士百景」に選定されました。

2004年には、地元の各会にお願いして資金を集め、小田十字路に歴史の案内板を設置しました。設置を決めた理由は、意外にも地元の人が地元の歴史を知らないのでは何かしなければと考えたこと、さらに、歴史の研究会や石塔・石仏研究会等が遠くから来ても、何の説明もしてもらえないとの声に応えるためでした。案内板の内容は自分たちで考え、地元の業者さんの協力もあって日本一すばらしく、その上安価でできあがったと思っています。この看板がつくば市議団の市内視察で目に留まり、全員が地区住民のすばらしいパワーに感動し拍手を送ったと聞き及んでいます。

2006年には、NPO法人小田地域振興協議会の設立が認可され、記念事業として「つくば市小田地区自然と歴史」という約100頁の



写真1 旧小田駅跡に花壇を設置し憩いの場



写真2 宝篋山に登山道を整備

小冊子を作り、市や小・中・高校、図書館等に配布しました。また、同じ年、田んぼの幹線道路で「かかし祭りとお田グルメ」を行ったところ、110体もの参加がありました。「今年もやってよ」との声や「私達も今年は参加するよ」と好評を得たので、これも継続事業として発展させていきます。

宝篋山小田休憩所開所

2007年4月8日、宝篋山ハイキングや歴史散策の基地として、つくば市による「宝篋山小田休憩所」が開所しました。つくば市は歴史がない人工の都市だと思っていたけれど、こんな近くにすばらしい自然と他市を圧倒する貴重な歴史があったことがうれしい、と市内の人には大変喜ばれています。

県内各地を始め東京や千葉、埼玉から、わざわざ訪れる人も増えています。そして、その人たちが友だちを連れて何度も来るようになりました。「こんなところに住みたいね」「本当に近くて良いところね」との言葉をよく耳にします。そのたびに、おもてなしの気持ちで接すると、美しい心からの感謝の言葉が返ってきます。これからも訪れてくださってありがたいの感謝の気持ちを込めて、地域づくりを進めていきたいと思えます。

今までの成果とこれからの取組

5年前は誰も登らなかった宝篋山に、2007年11月の紅葉の季節には毎日のように大型観光バスが千葉、埼玉、県北、県西から訪れていました。2008年3月現在、多くの団体のリーダーが下見に訪れています。花の咲く春には、多くの観光客が訪れることでしょう。「宝篋山の良いところは？」と約100名のリーダーに聞きました。

- ①頂上からの360度のパノラマがすばらしい
- ②ヤマザクラ、コブシ、ツバキ、ツツジと花が美しい
- ③観光ずれしていない
- ④登山道が土なのでひざに負担がかからない
- ⑤標高461mはちょうどよい高さ
- ⑥自然の豊かさ
- ⑦常願寺コースの沢の流れがよい
- ⑧大沢・白滝コースは沢の流れと水の音、小さな滝の連続がすばらしい
- ⑨歴史の宝庫であるところがよい
- ⑩その他たくさん

2007年度作業により、大沢・白滝コース、尼寺コース、小和田コースの3コースが開通しました。大沢・白滝コースには、「こころ滝」「白滝」「五条の滝」と多くの滝があり、さら

VI 産業と観光

に胸高回り 2 m63cm のこぶしの大木が見つかり「太郎こぶし」と命名しました。現在尖浅間・峰コースをつくっています。このコースには、鬼の風穴、こぶしや山桜の大木が多数見つかかり、今後の代表的コースになると思います。

これからも宝鏡山ハイキングコースや景観ポイント、森林浴の広場等を造っていきたいと思います。ヤマザクラ、コブシの根元をきれいにし、ヤマツツジ等を植え、ベンチ、テ

ーブルを設置し、眺望をよくし、小鳥の巣箱を取り付け癒しの空間を創ります。私たちが流した汗の量が増えれば、訪れる人も増えると思います。

次の段階は、6年後に完成すれば小田城跡の美しい城跡公園を守り、私たちのできる範囲で三村寺跡を整備しながら、新たな観光と農業を育て、地域の活性化に取り組みたいと考えています。

(NPO 法人小田地域振興協議会 東郷重夫)



小田からの宝鏡山

宝鏡山は通称小田山とも呼ばれ、生活に溶け込んだ里山として人々に親しまれ、特に池越しに見る雑木林の紅葉が何とも美しい。近年、登山道が整備され、ハイキングが楽しめる山となっている（つくばの景観100より引用）。

市内の森林の有効活用を

(森林率) 土地面積全体の中で森林面積が占める割合を示すのが森林率です。日本の森林率は68%で、OECD加盟国など世界60カ国の中で第2位です。茨城県の森林率は31%で、全国平均に比べれば低いですがドイツ、イタリア等と同レベルです。

では、つくば市はどうでしょうか。市の森林整備計画で対象となっている森林面積はおよそ4,200haで、森林率は15%（水田は17%）です。つくばの森林など取るに足らないと感ずるかもしれませんが、イギリスの森林率より高いのです。イギリスの国民が自国の森林を大切にし、つくばの市民が北条米に誇りを感じると同じように、つくばの森林にもぜひ目を向けてほしいのです。

(つくばの森林) 筑波山域にまとまった森林がありますが、かなりの部分は田畑や市街地とともにモザイク状に広がっている平地林です。しかし、これらの森林の大部分は昭和30年代のエネルギー革命以降、薪炭林や有機肥料資材としての利用がなくなり、荒廃したまま放置されゴミ捨て場にさえなっています。意欲ある森林所有者が作る「森林施業計画」の認定所有者は、2001年度でわずか5人（面積で10ha）しかいません。隣の旧八郷町は1,400人（4,100ha）います。

(理念で終わらせず) 環境破壊と地球温暖化に直面して、21世紀の世界では「自然環境と共生する循環型社会」を実現すべきことが確認されています。つくば市が目指すべき将来像について、市民アンケートの最多数意見は「自然、農業を大切にし、資源を有効に活用する環境のまち」でした(2000.9市)。

「新つくば市総合計画」では、まちづくり戦略の柱に「環境都市つくば」を掲げていました。環境都市を言葉だけに終わらせず、森林活用の面からも取り組みを具体化する必要があります。

(木質エネルギー) 平地林の有効活用で実現可能性が高いのは、木質資源を暖房や給湯の熱源として利用することだと思われます。木粉を熱で小団塊状に固めた木質ペレットや木材チップならば昔の薪や木炭より扱いやすく、北欧諸国や岩手県等で利用の先進例があります。資源量も限られており、広く一般家庭で利用するのは現実的ではありません。学校や公共施設などでの利用が考えられます。市では「つくば市地域新エネルギー導入ビジョン」を策定しており、放置林を新たな視点からよみがえらせるよい機会です。

(平地林の多面的活用) 再生可能でクリーンな地域の森林資源をエネルギー利用することで、地球温暖化を招く炭酸ガスの排出を抑制できます。廃棄物扱いの街路樹の剪定枝や建築廃材、土地開発後の伐採樹木も資源に変わります。

都市住民の森林浴散歩コースや児童生徒の環境教育の場としても生き返ります。活用が定着すれば新たな雇用も生まれます。幸い、環境NPOなどの多様な活動経験が蓄積されています。先進国・地域の事例に学び、森林所有者、住民、研究者、自治体が協力して知恵を出し合い経験を重ね、平地林活用の道を開いていきたいものです。

(新しいつくばを創る市民の会 山本千秋)

田井の里地域おこし

千年以上の歴史がある

田井地区には平安時代に創建された飯名神社（臼井）、蚕影神社（神郡：館）、初酉神社（漆所）等が現存します。飯名神社は旧正月の「巳」の日に大例祭を行われ、稲敷市をはじめ遠方から2～3千人もの崇拝者で賑わいます。一方、蚕影神社は蚕の飼育が盛んな時は関東一円から崇拝者が来訪し、田井地区の村祭りとなっていました。しかし、昨今の来訪者はほとんどなくなってしまいました。

また、往時は末寺508箇所を有した普門寺（神郡）には、毎日多くの来訪者がありました。各集落には白滝神社、六所大神宮跡、蔵王権現神社、八坂神社、熊野神社、稲荷神社や、数多くの古墳等々、田井地区は歴史のある地域です。

田井の里祭り

2006年、つくば田園文化代表根本健一氏が「田井の里秋祭り」を提唱され、田井地区の賛同者との合同により、同年11月に田井の里祭りが開催されました。

第2回は、2007年11月23、24日、市民提案型つくばスタイル事業の一つとして、田井地区区長会長が実行委員長となり、地域の多くの協力者が集い、「歴史の道との出会い」をテーマに、神郡つくば道沿いに範囲を広げ開催しました（写真1）。

地場産業である瓦の組合せの中にランプを入れた「瓦あかりのプロムナード」をメインとし、4箇月前から、瓦から光を出す窓の造形づくりを公募しました。地区外の参加者と田井小学生の制作した瓦を地元の瓦屋さんが焼きあげ、100基を沿道に並べ、歩行者天国

にして幻想的な空間を演出しました。

瓦づくり実演会、お庭の公開（3軒）、竹細工工房、いつしか店先から消えた「おしもの」菓子の再現と限定販売、田井村の古写真展と「写真でみる筑波の明治、大正、昭和」の講演会、秋のお話し会、ジャンベと地元芸能和太鼓の競演、田楽舞、囲炉裏茶会、甘酒店、木工づくり、記念切手販売、県内随一美味しい地元産米のかまど炊きおにぎりの販売、野菜の直売等々沿道でのイベントが大好評で、2日間で3千人以上の来訪者がありました。

地域情報誌「すそみろく」発行

田井地区の古いものから現在までのあらゆる情報を、地域ばかりでなく地域外に発信しようと、多くの地域の方を始め地域外からもサポートを頂きながら、地域情報誌「すそみろく」A4版4ページを、2006年12月に創刊、年4回発行で第7号に至っています。

ホタルの保護と古道の整備

六所地区では、ホタルの保存、保護のため、川べりに桃の樹を100本ほど植え、雑草刈りを行いホタル発生地の環境保全に務める（写真2）と同時に、白瀧古道の整備や歴史の勉強会開催など、小地域での地域づくりの取り組みが進んでいます。

田園地区での地域づくりの課題

田園地帯での地域づくりは、経済的効果がないイベントを実施するので、実施地区から遠隔地となる人たちの協力が得られる核となる拠点探しに苦労します。また、駐車場やトイレが無いことや、仕事の関係で地域づくり

VI 産業と観光

に参加できる若い人たちが少ないこと、企業が皆無の中で資金確保が一番の課題となるなど、いかに地域づくりを継続していくかが、

今後の大きな課題です。

(臼井在住 六所区 森田源美)



写真1 2007年に実施した「田井の里秋祭り」(市報に掲載)



写真2 3年前に六所区民がホタルの発生と川周辺の環境保全のために植えた桃の樹が開花した

持続的発展を目指した科学技術への期待

はじめに

つくば市民白書 2000 年版が出版されてから僅か 8 年足らずで、科学技術は飛躍的に進歩しました。例えば、ライフサイエンス分野ではヒトやイネなどの高等生物の遺伝子が全て解読され、遺伝子診断による予防医学や、農作物の品種改良に大きく貢献しています。また、国際協力による宇宙ステーションの建設は実行中ですし、国民の 80%以上が携帯電話を所有し、インターネットなどの高速通信技術は既に我々の生活の一部となってしまいました。

これらの飛躍的進歩に筑波研究学園都市の研究機関は大きく貢献してきました。今後は、地球温暖化などの環境問題、大地震、火山の噴火、集中豪雨などの防災など「国民が安心して生活できる国作り」と「人類の持続的な発展」を支えるための科学技術の進歩に対して多大な貢献が期待されています。

つくばの研究機関

つくばに設置されている国が所管する研究機関の多くは、1970 年に制定された筑波研究学園都市建設法に基づいて、もともと東京にあったものを強制的に移転して建設されました。当時は交通網が整備されておらず、通勤や買い物にも不便な場所であったと聞いています。その後つくばは、1985 年のつくば万博、2001 年の独立行政法人化、2005 年つくばエクスプレス開通を経て、茨城県南部の中心都市へ変貌するとともに、我々研究者の生活も大きく変わりました。

2008 年 1 月現在、筑波研究学園都市交流協議会（筑協）に加盟する研究機関は、地方自

治体 2 機関、国の機関 9 機関、独立行政法人 22 機関、国立大学等 3 機関、公益法人等 19 機関、学校法人 5 機関、株式会社・有限会社 49 機関、その他 5 機関で合計 114 機関となっています。詳細は以下を参照してください。

<http://www.tsukuba-network.jp/soshiki/sankakikan.html>

問題と課題

①国立研究機関の独立行政法人化

国立研究機関・大学のほとんどは 2001 年と 2006 年の 2 度の行政改革により独立行政法人(大学は国立大学法人)に移行しました。独立行政法人とは「国民生活及び社会経済の安定等の公共的見地から確実に実施されることが必要であるが、民間にゆだねると必ずしも実施されないおそれのある事務および事業を実施する法人」と定義されています。2001 年の移行時に以下のような原則を盛り込みました。

- 1) 主務大臣の認可、中期目標と中期計画に基づいた運営
- 2) 中期計画終了時の組織の見直し。
- 3) 企業会計原則による財務運用。
- 4) 職員身分の非公務員化。

なお、昨年はいわゆる「緑資源機構」の不祥事をきっかけに、本来中期計画終了時に行われる組織見直しが、「ゼロベース見直し」と称して前倒しで行われ、全く理念のない単なる数あわせの見直しが強行されています。

②国立大学等の法人化

一方、国立大学と大学共同利用機関は、

VII 科学技術

様々な経緯を経て、学外委員を含む「学長選考会議」による学長の選考や、学外委員を含む経営協議会及び学内委員で構成する教育研究評議会の設置、教育研究の評価においては、大学評価・学位授与機構による評価結果を尊重する等、従来の大学運営とも、独立行政法人とも異なる「国立大学法人」制度の下で、2004年に非公務員型の法人になりました。

しかしながら、独立行政法人通則法を準用している箇所が多くあること、法人化の前提として議論されていた世界的にも低い高等教育への国庫負担を増やすことが実現しないばかりか、当初なかった1%の効率化係数が強要されたことなどにより、研究室レベルでは、基盤的経費の削減や、定年退職者の後任を正規職員で補充することが困難になり、後継者育成の観点からも問題となっています。

③法人化による研究の圧迫

さて、先に挙げた独法の原則ですが、当初は独法へ移行することで「財務・会計の弾力的運営」「業務内容に見合った職員定数配置」などが独法組織の判断でできると考えられてきました。しかし、実際は、交付金と人件費の削減ノルマが科されているだけでなく、予算の繰り越しもほとんど認められないという、極めて硬直化した運営がおこなわれています。従って、多くの独法で正規職員数が減少しており、その減少分を競争的資金の獲得によって雇用する契約職員（いわゆるポスドク）を増やすことで補っているため、長期的な視点での研究がやりにくくなっています。

このまま行くと20年程度で約半分の正規職員が削減されることになり、将来の科学技術の発展を担う人材が逼迫し「科学技術立国日本」も怪しくなってくるでしょう。これらの背景には、国の役割を統治行為と防衛に限定し、国民サービスや学術研究を切り捨てる

一連の行革政策があります。独法を本来あるべき姿にするために、学術研究の切り捨てをやめさせ、当初提示された独法の弾力的運営と交付金の増額を実現することが必要です。

④研究者身分の不安定化、特に団塊の大量退職とポスドク問題

研究学園都市に設置されている独法でも、民間企業と同様にいわゆる団塊の世代の大量退職を迎える時期にきています。筆者の所属する研究所でも2012年までの5年間で、実に半数近くの職員が退職する予定です。大量退職に伴い様々な弊害が指摘されています。例えば、長年続けてきた調査や観測の中断、安全管理の低下などです。民間企業ではこのような事態を避けるために、退職者を委託職員として継続雇用したり、前倒し採用によって技術の継承をおこなっています。しかしながら、独法では前述の「人件費削減」の縛りがあり、退職者数を補うだけの新規採用ができないために、調査・観測の中断や安全管理の低下を招く可能性があります。

一方で各独法には、「ポスドク」と呼ばれる、年期雇用の博士研究者が相当数在籍しています。ポスドクのうち正規職員として採用されるのはごく一部ですので、ほとんどのポスドクは年期雇用の更新を繰り返しています。既に40歳をこえている方もかなりいて、「若者の使い捨て」の悪例として社会問題化しつつあり、新聞等で取り上げられています。この原因をたどると、1996年から実施された「ポスドク1万人計画」があります。

当時多くの国立大学で、教員の処遇改善と予算確保を目的として大学院の拡大を進めました。博士の学位取得後の就職先について何も考えずに計画を進めました。その一方で、政府は研究機関の独立行政法人化をおこない、

Ⅶ 科学技術

人件費と交付金の削減を進めてきました。そのため、正規職員のポストは激減し、ほとんどのポストは正規職員へ移行できずにいます。つくばには研究機関が集中しているため、国内のポストのかなりの割合がつくばで働いています。

ポストの生活が厳しいことはふつうの仕事をしている人にはわかりにくいので、著者の研究分野の成功例を「マナブ君」を例にして示してみます。

⑤ポスト「マナブ君」の研究者生活

一流国立大学を卒業した「マナブ君」はノーベル賞をとることを夢見て、生物系の大学院に進学しました。授業料だけでも年間 50 万円以上かかるので、日本育英会の奨学金(返済義務があるので正しくは借金)の貸与を申請しました。奨学金だけでは生活できないので、週 2 回程度、塾講師のアルバイトもしながら研究を続けました。努力のかいあって、一流欧文誌に 2 つの論文が掲載され 5 年間の大学院生活を無事終えて、27 歳の春に博士号を授与されました。しかし、育英会から借りた金額は 650 万円にもなるので、その返済のためにも就職先を探さなければなりません。運がいいことに「マナブ君」は、ある研究所で始まった 5 年間のプロジェクトの博士研究員(ポスト)に採用されました。この時の給料は年俸で約 550 万円でした。しかし、奨学金の返済が毎月 3~4 万円あるので、手取りは 20 万円程度です。5 年間のポスト生活で順調に業績を上げたために「マナブ君」は 30 人の応募者の中から「任期付き研究員」に採用されました。この時 32 歳で年俸はあまり増えず約 550 万円です。しかし、ポストと違ってがんばれば 5 年後は終身雇用に移行できます。5 年間、毎年論文を出していた「マナブ君」はやっと終身雇用の主任研究員に採

用されました。既に年齢は 37 歳になりましたが、年俸は 700 万円にアップし、家族を養えるだけの給料をもらうことができたので、長く待たせていた彼女とやっと結婚し幸せな家庭を築きました。しかし、奨学金の返済はあと 5 年続きます。

上に示した例は成功例で、このような人生を歩めるのは博士号取得者の 1~2 割程度で、5 割は 37 歳でも年収 600 万円以下のポストを続けています。さらに残りの 3~4 割はパートタイムと同様な待遇で、年収 300 万円以下の収入で研究を続けながら生活していると言われてい

ます。このように、研究の世界でもいわゆる「ワーキングプア」が生み出されています。理系の大学卒業者もこのことは良く理解しており、研究職を目指す学生が激減しています。これを放置すれば日本の科学技術が衰退し、生産活動に悪影響を及ぼすことになるでしょう。国を挙げての対策を切望します。

市民と研究機関

これまでも筑波研究学園都市の研究機関は一般公開や出前レクチャーなどを通じて、研究活動の啓蒙普及をおこなってきましたが、つくばエクスプレス(TX)の開通によって、その活動は一層活発になっています。例えば筆者の所属する研究所の一般公開日の入場者数は、TX 開通前は 3,000 人でしたが、TX 開通後は 5,000 人へ倍増しています。参加者もこれまでは、つくば市および周辺都市からの来所者がほとんどでしたが、TX 開通後は東京や横浜といった遠方からの来所者が増加しています。つくば市も研究機関と連携して「サイエンスバスツアー」などの事業を行っており、市民と研究機関のパイプ役を果たそうと努力しています。

VII 科学技術

筑波の研究機関の本務はあくまで研究活動ですが、自治体や会社と連携して、市民に対して研究成果をわかりやすく伝える活動をおこなうことは、税金を使って研究を行っている私たちの責務でもあります。このように研究機関からの情報発信は盛んになりつつあることは喜ばしいことですが、情報は両方向の流れがあってこそ互いの理解が進むものです。今後は市民から研究所に対して意見を言ったり、研究課題提案をする場を設けて、市民提案型の研究活動が行われることが期待されます。

終わりに

21世紀に入り、地球環境問題、エネルギー問題、食品の安全性、地震や大型台風への備えといった問題が国民の重大な関心事になっており、これらの問題の解決に向けて筑波研究学園都市の研究機関が活躍することを多く

の国民が期待しています。我々もこの期待に応えるように最大限の努力をして行かなくてはなりません。しかしながら、つくばにおける各研究機関の研究環境は、政府の独法整理統合化に伴って、しだいに悪化しており、このままだと、国民の期待に応える研究が出来なくなるばかりでなく、研究の後継者もいなくなり、先細りになりかねません。

研究や教育への投資は日本の将来への投資であり、最先端の研究とそれを遂行する人材の育成なくしては資源の少ない日本は立ちゆかなくなるでしょう。日本の経済発展とともに歩んできた筑波研究学園都市は、日本の縮図でもあります。日本の明るい未来を築くためにも、筑波研究学園都市の発展のために、研究者と市民が協力して行くことをお願いし、筆を置くことにします。

(筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会
中嶋 信美)



科学万博記念公園科学の門

1985年つくばで開催された科学万博を記念し、当時の会場跡地の一角を利用してつくられたこの公園には、万博会場のシンボルトワーを模したモニュメント「科学の門」が建てられた。見る方向によって4人の著名な科学者の違った顔が見える不思議な門である（つくばの景観100より引用）。

つくば市内の二酸化窒素 (NO₂) の全測定地点データ表 1996~2007年

No.	測定場所	名称	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
1	筑穂1-10-4	大穂公民館	0.013	0.020	0.020	0.022	0.013	0.025	0.030	0.032	0.021	0.023	0.038	0.015
2	吉沼790	吉沼公民館	0.005	0.009	0.016	0.018	0.013	0.019	0.025	0.034	0.027	0.036	0.027	0.038
3	高野1197-20	豊里公民館	0.021	0.011	0.022	0.024	0.017	0.023	0.029	0.023	0.034	0.040	0.048	0.017
4	谷田部4774-8	谷田部公民館	0.020	0.038	0.040	0.050	0.041	0.038	0.057	0.050	0.032	0.036	0.044	0.036
5	松代4-16-3	手代木公民館	0.011	0.002	0.032	0.018	0.002	0.023	0.042	0.027	0.025	0.027	0.032	0.017
6	二の宮4-6-2	二の宮公民館	0.014	0.013	0.022	0.024	0.019	0.023	0.042	0.029	0.036	0.032	0.036	0.019
7	春日2-36-1	春日公民館	0.017	0.015	0.030	0.032	0.027	0.034	0.044	0.032	0.042	0.040	0.040	0.021
8	島名784-30	島名公民館	0.011	0.009	0.018	0.014	0.012	0.019	0.029	0.023	0.025	0.019	0.021	0.017
9	松塚1036-2	桜公民館	0.035	0.008	N D	0.026	0.024	0.023	0.042	0.023	0.023	0.027	0.029	0.017
10	竹園3-19-2	竹園公民館	0.009	0.010	0.038	0.020	0.015	0.027	0.017	0.019	0.029	0.029	0.034	0.019
11	並木4-2-1	並木公民館	0.016	0.017	0.020	0.024	0.013	0.029	0.027	0.027	0.032	0.032	0.038	0.023
12	東原5386-2	西公民館	0.005	0.006	0.018	0.020	0.013	0.019	0.070	0.027	0.015	0.027	0.029	0.011
13	下広岡410-167	広岡公民館	0.011	0.011	0.022	0.020	0.015	N D	0.065	0.021	0.078	0.034	0.032	0.021
14	吾妻1-10-1	吾妻公民館	0.007	0.014	0.032	0.026	0.023	0.036	0.040	0.034	0.042	0.036	0.042	0.017
15	北条5060	筑波公民館	0.005	0.011	0.018	0.018	0.030	0.025	0.030	0.023	0.044	0.032	0.034	0.017
16	館野477-1	小野川公民館	N D	N D	0.042	0.024	0.044	0.027	0.036	0.029	0.048	0.048	0.069	0.019
17	稲岡195	保育所	0.008	0.014	0.022	0.024	0.019	0.030	0.038	0.034	0.034	0.027	0.029	0.017
18	藤本3	谷田部学校給食センター	0.017	0.015	0.024	0.020	0.021	0.027	0.029	0.029	0.034	0.040	0.038	0.021
19	真瀬2103	真瀬幼稚園	0.008	0.021	0.014	0.016	0.016	0.032	N D	0.025	0.042	0.027	0.042	N D
20	水守2339	筑南クリーンセンター	N D	0.008	0.014	0.018	0.013	0.025	0.021	0.015	0.019	0.025	0.029	0.013
21	金田184-1	手島宅	0.020	0.008	N D	0.020	0.027	0.025	0.042	0.034	0.027	0.023	0.025	0.034
22	花畑	NTT(旧)技術開発センター	0.027	0.022	0.032	0.046	0.043	0.030	0.106	0.040	0.032	0.046	0.057	0.025
23	緑が丘入り口	サイエンス大通り	0.012	0.002	0.026	0.046	0.023	0.034	0.065	0.029	0.059	0.036	0.079	N D
24	榎戸	榎戸交差点	0.020	0.029	0.042	0.038	N D	0.051	0.048	0.046	0.059	0.034	0.071	0.061
25		田中交差点	0.016	N D	0.020	0.032	0.042	0.038	0.048	0.053	0.055	0.065	0.061	0.034
26	東平塚	学園西大通り東塚平交差点	N D	0.026	0.032	N D	0.037	0.059	0.040	0.040	0.040	0.048	0.046	0.034
27		東二反歩通り	0.025	0.015	0.020	0.028	0.022	0.030	0.044	0.021	0.046	0.017	0.036	0.027
28	並木1-1	東大通り無機材研前	0.036	0.021	0.016	0.042	0.042	0.046	0.055	0.029	0.067	0.025	0.065	0.025
29	竹園	三井ビル交差点	0.012	0.024	0.026	0.038	0.032	0.035	0.087	0.008	0.046	0.036	0.055	N D
30	竹園	竹園一丁目バス停	0.015	0.015	0.032	0.044	0.034	0.051	0.048	N D	0.053	0.038	0.061	0.032
31	吾妻4丁目	筑南水道企業団交差点	N D	0.026	0.063	0.026	0.050	0.049	0.053	0.050	0.050	0.040	0.063	0.025
32	松代5丁目	手代木幼稚園	0.015	0.007	0.020	N D	0.019	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027	0.034	0.023
33		研究学園駅											0.036	0.025
34	大曽根	西大通と東大通りの交差点	0.017	0.013	0.028	0.042	0.041	0.032	0.059	0.008	0.040	0.046	0.050	0.032
35	天久保1	吾妻中学校前交差点	0.020	0.021	0.030	0.036	0.023	0.038	0.038	0.036	0.042	0.029	0.042	0.029
36	吾妻2	つくばセンターバスターミナル	0.018	0.020	0.028	0.040	0.026	0.044	0.044	0.034	0.050	0.027	0.046	0.055
37	小野崎	西大通学園交差点	0.031	0.010	0.038	0.050	0.043	0.048	0.106	0.015	N D	N D	N D	N D
38	大角豆	大角豆交差点	0.015	0.003	0.022	0.044	0.044	0.046	0.101	0.055	0.042	0.042	0.067	0.036
39	並木3	並木ショッピングバス停前	0.009	0.014	0.018	0.022	0.013	0.019	0.029	0.023	0.038	0.023	0.044	0.021
40		万博記念公園駅											0.036	0.017
41	二の宮1丁目	二の宮公園	0.018	N D	0.016	0.020	N D	0.029	0.011	0.032	0.029	0.029	0.032	0.029
42	二の宮	同峰公園西大通り交差点	N D	0.020	0.030	0.025	N D	0.038	0.051	0.048	0.013	0.042	0.074	0.027
43	松代5丁目	谷田部保健所	0.011	0.013	0.022	N D	0.013	0.034	0.036	0.032	0.042	0.034	0.048	0.029
44	国道408号沿い	畜試前	0.009	0.029	0.012	0.046	0.035	0.040	0.044	0.027	0.063	0.038	0.063	0.034
45	二の宮4-4-4	二の宮4自宅	0.010	0.017	0.026	0.014	0.020	0.030	0.033	0.029	0.042	0.034	0.055	0.021
46	中根	関東銀行中根支店前	0.004	0.008	N D	0.020	0.019	0.027	0.029	0.023	0.017	0.025	0.042	0.019
47	谷田部	谷田部農協交差点	0.012	0.026	0.042	N D	0.048	0.040	0.048	0.067	0.065	0.050	0.059	0.038
48	大角豆	まつぼっくり保育園	0.015	N D	N D	0.022	N D	0.025	0.034	0.034	0.023	0.021	0.036	0.025
49	下河原崎4-208	杉の子保育園	N D	N D	0.012	0.026	0.015	0.026	0.040	0.027	0.034	0.017	0.032	0.025
50	吾妻3丁目	エキスポセンター前	0.013	0.017	0.024	0.024	0.017	0.029	0.027	0.023	0.034	0.023	N D	0.017
51	西岡地内	日本自動車研究所前	0.010	0.010	0.020	0.022	0.019	0.038	0.019	0.040	0.050	0.036	0.036	0.019
52	春日	筑南消防署西大通	0.012	0.031	0.038	0.044	0.039	0.055	0.048	0.059	0.057	0.042	0.076	0.029
53	上ノ室	上ノ室交差点	0.012	0.013	N D	0.026	0.023	0.065	0.044	0.036	0.032	0.038	0.044	0.025
54	花室十字路	花室交差点	0.018	0.028	0.026	0.032	0.034	0.044	0.038	0.034	0.055	0.034	0.046	0.034
55	道路	常総高校入り口	0.015	0.020	0.024	0.042	0.020	0.063	0.049	0.027	0.057	0.046	0.078	0.055
56	下広岡670-73	さくらニュータウン	0.008	0.011	0.014	0.012	0.017	0.015	0.040	0.025	0.034	0.023	0.042	0.017
57	上広岡483-15	野田団地	0.009	N D	0.024	N D	0.023	0.019	0.029	0.023	0.038	0.021	0.040	0.023
58	谷田部	みずほ団地	0.015	0.016	0.020	0.020	0.011	0.025	0.015	N D	0.029	0.025	0.036	0.017
59	島名	島名小交差点	0.016	0.025	N D	0.022	0.020	0.032	0.034	0.036	N D	0.029	0.042	0.023
60	真瀬	真瀬交差点	N D	N D	0.022	0.028	N D	0.038	0.038	0.019	N D	0.029	0.057	N D
61	桜2	柴崎・平塚交差点美	0.011	0.021	0.014	0.026	0.022	0.006	0.048	0.032	0.029	0.038	0.038	0.029
62		竹園東小バス通り	0.010	0.020	0.020	0.020	0.033	N D	0.027	0.032	0.034	0.036	0.034	0.021
63	竹園2	竹園西小前	0.018	0.018	0.020	0.032	0.002	N D	0.061	0.057	0.036	0.023	0.050	0.061
64	吾妻2丁目	吾妻幼稚園前	0.008	0.014	0.024	0.024	0.024	0.015	0.038	0.029	0.034	0.038	0.038	0.025
65	松代2丁目	ステークス前	0.016	0.039	N D	0.040	0.019	0.023	N D	0.059	0.065	0.042	0.071	0.036
66		アカデミア幼稚園	0.013	0.017	0.012	0.014	0.011	0.023	0.019	0.025	0.029	0.021	0.036	0.023
67	稲岡	圏央道イノベーションセンター						0.017	0.027	0.027	0.029	0.027	0.055	0.027
68	下横場	圏央道インター近く						0.019	0.027	0.027	0.038	0.023	0.038	0.019
69	柳橋	柳橋交差点						0.040	0.036	0.050	0.042	0.034	0.046	0.034
70	谷田部	サイエンス大通り・野田線交差点						0.048	0.053	0.055	0.059	0.046	0.088	0.038
71	東2丁目	ユーワロード付近						0.046	0.042	0.040	0.050	0.040	0.053	0.021
72	天久保4	平塚交差点						0.040	0.044	0.027	0.038	0.036	0.042	0.029
73	西大通	稲荷前交差点						0.036	0.057	0.034	0.025	0.038	0.055	0.038
74	小荻318	荻崎公民館								N D	0.038	0.032	0.038	0.017
75	高崎	旧高崎郵便局								N D	0.034	0.036	0.034	0.034
76	自由が丘974	県道自由が丘								0.019	0.036	0.025	0.046	0.021
		みどりの駅前											0.038	0.021
		吾妻小学校南脇											0.044	0.015
		谷田部四つ角											0.048	0.027
	◎つくば市内平均		0.014	0.017	0.025	0.028	0.024	0.033	0.043	0.032	0.039	0.033	0.046	0.026
	◎茨城県平均		0.015	0.021	0.027	0.032	0.030	0.038	0.033	0.034	0.038	0.033	0.039	0.024

数値はppm
NDは欠測値

細字	0.015	0-0.02ppm	(旧環境基準より少ない、0.020ppmを含む)
薄網掛け太字	0.039	0.02-0.04ppm	(旧環境基準～現環境基準ゾーン下限、0.04ppmは含まれない)
濃網掛け太字	0.040	0.04-0.06ppm	(現環境基準ゾーン内、0.040、0.060ppmを含む)
白抜き文字	0.061	0.06ppm<	(現環境基準ゾーンを超える、0.060ppmは含まれない)

つくば市民白書実行委員会

I 市民白書づくり呼びかけ文

2007.06.10

(背景) 今年はつくば市が誕生して 20 年になります。05 年 8 月、つくばエクスプレスが開業し、沿線開発や新たなまちづくりが本格的な段階を迎えています。

つくば市は、研究学園都市の知的環境、筑波山など緑豊かな田園環境、エクスプレス沿線を中核とした都市環境、の三つを融合した新たなライフスタイルとして「つくばスタイル」の実現に取り組んでいます。

当然のことですが市政は、陽の当たる学園都市中心部だけでなく、筑波山から牛久沼の端まで、すべての市民の暮らしに目を配る必要がありますが、実際には、交通網や上下水道でも旧市街の振興策でも、周辺地域と中心部との格差が指摘されています。また、ハコ物行政が進む中で大增税・高負担が市民の暮らしを直撃しており、回らない風車問題などでは、市政の民主的運営が心配されています。

各種アンケートによる「市政への要望」では、高齢者福祉支援、医療の充実、安全・安心なまちづくりが上位を占めていますが、市の財政がこうした市民の切実な声に応えているか、市民の目線で市政の現状を分析してみる必要があります。

私達は、7 年前に「つくば市民白書」を作成し、つくばを知り、つくばを考える糧としてきましたが、つくば市をとりまく環境は大きく変化しました。新しい状況の中で「つくば市民白書」を見直し、市政を総点検する意義は大きいと考えられます。

(目的) つくば市が執行する広範な行政分野について、市民の立場から、その現状と問題点及び今後の課題を、可能な限りデータに基づいて調査分析し、報告書として取りまとめます。その結果を広く市民にお知らせするとともに、市民の要求運動に活用します。また、1 年半後には、市長選と市議選が同時に実施されます。市民サイドからの政策立案などにも役立てます。

(内容) 前回作成した市民白書の項目を参考に、市財政、情報公開、行政運営、医療、介護、障害者福祉、教育、学童、保育、スポーツ、上下水道、産廃処理、商工業、農業、森林・里山保全、都市計画、科学技術などについて、項目ごとに現状を分析し課題を引き出します。

行政担当者が作る白書ではないので、データや事実に基づき率直に検討を加えます。必要に応じ、よりよい市政のために改善方向や政策提言を行うことにも留意します。

(検討体制) 前回同様、最初の呼びかけは「新しいつくばを創る市民の会」が行います。日ごろ市民運動に取り組み、白書の趣旨に賛同する多くの市民団体や個人が、「つくば市民白書づくり実行委員会」を組織します。ここで、検討項目の選択と調査・執筆担当者の選定と執筆依頼を行い、提出原稿の整理と編集等を行います。白書完成の目途は、08 年度予算が 3 月議会で決まるのを受けて、08 年 4 月末とします。

この間に、白書づくりに役立つ学習会や講演会、見学会などを行います。(以上)

II 白書実行委員会 活動日誌

- 2007年 06月10日 新しいつくばを創る市民の会が学習会を開催
「つくば市民白書」づくりの呼びかけ文を承認
- 09月08日 第01回実行委員会（参加団体・者の自己紹介等）
- 10月27日 第02回実行委員会（参加団体の活動報告、白書内容の検討）
- 11月25日 第03回実行委員会（平20年度予算編成方針ミニ学習、白書内容検討）
- 12月22日 第04回実行委員会（白書のスタイル、項目の検討等）
- 2008年 01月26日 第05回実行委員会（白書原稿依頼文書・項目立て検討）
執筆依頼者に原稿依頼文書の送付
- 02月23日 第06回実行委員会（つくばの財政ミニ学習、執筆依頼者の追加確認等）
- 03月30日 第07回実行委員会（原稿進捗状況報告と検討、編集チームの選任等）
- 04月20日 第08回実行委員会（原稿進捗状況報告、
白書体裁・予算・発行部数等の検討）
- 05月24日 第09回実行委員会（原稿進捗状況報告、白書頒価・印刷会社の決定等）
- 06月15日 編集担当者会議（表紙・目次・原稿編集・あとがき等の検討）
- 06月26日 茨城共同印刷（株）との打ち合わせ
- 06月28日 第10回実行委員会（白書原稿確認、出版の集い、頒布方法等の検討）
- 07月21日 第11回実行委員会（予定）
- 07月27日 「つくば市民白書2008」出版の集い（予定）

III 白書実行委員会 参加団体・個人名

新しいつくばを創る市民の会／新日本婦人の会つくば支部

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会／つくば市職員労働組合

つくば市の行政と市民との協働を推進する会

遠藤 茂(NPO 法人茨城県管更生技術協会)／亀山大二郎

茅野徳治(新しいつくばを創る市民の会)／河村俊次(実行委員会代表)／栗山洋四

樋田幸夫／野崎浩司(新しいつくばを創る市民の会)

原田 泰(筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会)／矢澤容子／安田早苗

矢作榮一／山本千秋／横井美喜代(新しいつくばを創る市民の会)

米谷 宏(新しいつくばを創る市民の会)

*所属未記入の人は執筆者一覧参照

編集チーム：野崎浩司／原田 泰／矢澤容子／山本千秋(編集責任者)／横井美喜代

事務局：横井美喜代

IV 執筆者一覧 (50 音順)

相澤貞男 (土浦民主商工会) / 浅野洋子 (新日本婦人の会つくば支部)
荒井富枝 (ケアマネージャー) / 市原重子 (茨城保健生協つくば支部)
岩永幸呼 (護美の会) / 恵田三郎 (つくば遊農) / 岡野一男 (茨城県高等学校教職員組合)
小川達己 (市民環境会議) / 小川矩弘 (城山) / 長田満江 (筑波学院大学名誉教授)
鎌賀道江 (県南農民組合) / 亀山大二郎 (市井ランダム倶楽部) / 茅野徳治 (上ノ室)
河村俊次 (新しいつくばを創る市民の会) / 神原禮二 (ハッ場ダムをストップさせる茨城の会)
蔵本 剛 (筑波山旅館組合 彩香の宿一望) / 栗山洋四 (市井ランダム倶楽部)
小高 清 (北条) / 児玉正文 (全国障害者問題研究会茨城支部)
鈴木太美雄 (農事組合法人つくばブルーベリーゆうファーム) / 滝口隆一 (つくば市議会議員)
つくば市職員労働組合 / 辻本善信 (アースデイつくば実行委員会)
寺門宏倫 (茨城県高等学校教職員組合) / 樋田幸夫 (新しいつくばを創る市民の会)
東郷重夫 (NPO 法人小田地域振興協議会)
中嶋信美 (筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会) / 野口 修 (市民力つくば)
平野匡城 (つくば市都市計画マスタープラン市民ワークショップ景観班)
平山英夫 (千現) / 増田洋子 (ケアマネージャー) / 松浦英紀 (筑楽坊主)
御手洗竹松 (みたらい農園) / 桃谷具久夫 (筑波) / 森田源美 (白井・六所区)
矢澤容子 (つくば市の行政と市民との協働を推進する会)
安田早苗 (新日本婦人の会つくば支部) / 矢作榮一 (つくば市民環境会議)
山崎ひと子 (東・元私立保育園) / 山本千秋 (新しいつくばを創る市民の会)
横山和夫 (上ノ室) / 若杉晃介 (筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会)
鷺田美加 (NPO 法人ままとーん)

白書とは：政府省庁が、所管する行政分野の現状と施策の推進状況、今後の課題などをデータに基づき調査分析し、取りまとめた報告書。

政治・経済・社会の実態を国民に周知させることに主眼があり、時にPRの側面もあるが、将来の見通しや施策の方向については付随的に触れる程度である。

<表紙、背表紙、裏表紙のデザイン> 野口恵美

<裏表紙絵画 筑波山麓風景> 御手洗竹松

<つくばの景観100 多数の写真> つくば市都市整備課提供

あとがき－編集チームから

◆ 昨年 2007 年の年末の実行委員会では、他の地域の立派な市民白書を見て「こんなのはできそうにないな、それどころか本当にできるのだろうか」と不安でした。それが今、野口さんデザインのしゃれた表紙をつけた見本を手にして感無量です。

つくば市政の問題を明らかにすることを目標に市民白書づくりを始めましたが、できあがってみると、市民白書は行政批判を超えて市民が自らの視点で身の回りで起こっている問題に取り組み、地域社会をよりよくしようと活動している姿を生き生きと描き出すものとなりました。

前回は 2000 年 10 月に刊行されました。今回編集作業をしながら 8 年の空白は長すぎたねと話が出ました。次の白書の発行がいつになるかはわかりませんが、編集チームでは今回できた交流の絆がとぎれないように、次につなぎたいと考えています。次の市民白書のテーマは「市民の活動」になるのではないのでしょうか。（原田 泰）

◆ この市民白書には、市民の持続的な努力の結晶が納められています。編集作業をやるにつれて、苦労がやりがいへと変わっていくことを実感しました。（野崎 浩司）

◆ 市民白書とは、「市の様々な現状をデータで把握し、分析し、問題点を指摘し、改善策を提言するもの」と当初考えていました。市内でご活躍する多くの方に「原稿を書いてもらえないか」と依頼し断られた理由が「(上記にそった内容で書くには)時間がない」というお返事でした。

「そのように書かなければ市民白書ではないのか」と自問自答を繰り返しました。今できあがった原稿を読むと、市民の市政への熱き思いが読み手にひしひしと伝わってきます。ぜひ次回には時間をしっかりかけてより多くの方に書いていただければと思っています。（矢澤 容子）

◆ 2000 年の「つくば市民白書」に続き、編集に関わりました。執筆者が前回は 19 名、今回は 43 名となり、テーマも 21 から 36、コラムが 11 と大きく広がりました。前回はつくば市誕生からの 10 年を市民の目で検証しました。今回は市民運動の広がりや市との協働、国の政策の中で起きている市民生活への圧迫が、市民の目で鋭く書かれていました。

毎回、実行委員会に参加された皆さんのお話はとても勉強になりました。沢山の皆さんの協力でお出来上がったこの白書が、今度は沢山の皆さんのところで読まれ、すこしでも市政の中に反映される事を願っています。前回の白書でとりあげた「つくば市の各地区に芝のサッカー場を」という願いが、やっと今年度から着工になったように。（横井 美喜代）

◆ よくぞここまでたどり着いたと、感慨深いものがあります。東京にいる友人の編集者は、延べ 50 人もの執筆者がいる出版物の編集なんて、どんなに大変なことかと感心して慰めてくれました。

しかし、原稿仕上げ過程を通して、多くは面識も無いのに、40人余の各分野で活躍している方々の生きざまやお人柄にふれさせていただいたことは、得がたい体験でした。はじめ、白書はもっと体系的に作るべきと考えていましたが、これこそ本物かもしれない、と思うようになりました。（山本 千秋）

2008年7月1日

つくば市民白書 2008
－市民の目でみたつくばの今－

発行日 2008年7月15日
編集発行 つくば市民白書実行委員会
印刷 茨城共同印刷株式会社
連絡先 河村俊次(つくば市民白書実行委員会代表)
〒305-0074 つくば市高野台3-8-18
Tel. 029-837-0771
E-mail: yamasen@nifty.com (山本千秋)

つくば市民白書 2008

市民の目でみたつくばの今

